

資料一覧

資料No.	資料名
資料No.1	第1回五泉市総合計画審議会次第
資料No.2	五泉市総合計画審議会委員名簿
資料No.3	五泉市総合計画審議会条例
資料No.4	第2次五泉市総合計画の策定について
資料No.5	第2次五泉市総合計画策定経過
資料No.6	五泉市総合計画審議会 第1回～第5回審議会の進行について
資料No.7	第2次五泉市総合計画前期基本計画の施策体系と審議テーマ
資料No.8	五泉市政に関する市民意識調査結果報告書 ※掲載省略
資料No.9	政策別実施計画（平成28年度）
資料No.10	施策構成の対比
資料No.11	第2次五泉市総合計画基本構想・基本計画（原案）

その他

第1次五泉市総合計画 序論 ※掲載省略

第1次五泉市総合計画後期基本計画 冊子 ※掲載省略

第1回五泉市総合計画審議会 次 第

日時：平成28年12月13日（火）

10時～

会場：福社会館 3階 大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱書の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 審議会の組織及び運営に関する説明
- 6 会長・副会長の互選
- 7 第2次総合計画の諮問
- 8 議事
 - (1) 第2次総合計画の策定について
 - (2) 第2次総合計画の策定経過について
 - (3) 目的・全5回の工程について
 - (4) 審議
 - ①基本構想について
 - ②前期基本計画について
- 9 その他
 - ・次回のスケジュールについて
- 10 閉会

五泉市総合計画審議会委員名簿

資料No. 2

平成28年12月13日現在

	分野	氏名	団体	役職	備考
第1号	市議会	剣持 雄吾	五泉市議会	総務文教常任委員長	
		佐藤 渉	五泉市議会	市民厚生常任委員長	
		阿部 周夫	五泉市議会	建設産業常任委員長	
第2号	商工業	樋口 滋	五泉商工会議所	会頭	
		阿部 律雄	村松商工会	会長	
		横野 恒明	五泉織物工業協同組合	副理事長	
		梅田 恒栄	五泉ニット工業協同組合	副理事長	
		山田 宏之	五泉商業協同組合	副理事長	
		林 聡明	五泉市観光協会	副会長	
	農業	伊藤 能徳	新潟みらい農業協同組合	理事	
		阿部 良夫	新潟みらい農業協同組合五泉園芸組織連絡協議会	-	
		川瀬 和博	新潟みらい農業協同組合村松特産振興協議会	副会長	
		武藤 ノリ子	新潟みらい農業協同組合女性部五泉支部	-	
		松尾 タカ子	五泉市農業委員会	会長代理	
	教育	本間 寛和	五泉市教育委員会	委員	
		佐久間 淳介	五泉市社会教育委員会	委員	
		尾坂 勝	五泉市青少年健全育成市民会議	会長	
		松尾 幸一	五泉市文化協会	理事	
		帆 莉 達郎	五泉市体育協会	副会長	
	医療・福祉	金子 義伸	一般社団法人 五泉市東蒲原郡医師会	会長	
		目黒 章次	社会福祉法人 五泉市社会福祉協議会	事務局長	
		渡部 久子	五泉市民生委員児童委員協議会	会長	
		山崎 洋子	五泉市食生活改善推進委員協議会	理事	
第3号	学識	山田 宜永	新潟大学	農学部附属フィールド科学 教育研究センター長	
		渡邊 敏文	新潟医療福祉大学	社会福祉学部社会福祉学科 教授	
第4号	公募委員	豊島 恭子	市民公募委員		
		鈴木 千鶴子	市民公募委員		
-	アドバイザー	飯平 喜文	新潟県新潟地域振興局	企画振興部長	

五泉市総合計画審議会条例

平成18年 1 月 1 日
条例第14号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、五泉市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、五泉市の総合計画に関する事項について調査及び審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 関係諸団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該諮問に係る事項の調査審議が終了したときは、委員は解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について、調査審議させるため部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- 5 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 6 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

第2次五泉市総合計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市では、平成19年度から「第1次五泉市総合計画」がスタートし、基本構想に示されている将来の都市像「人と自然が織りなす 創造都市 五泉市」の実現に向けて、各種政策・施策を実施してきました。

第1次総合計画の計画期間が平成28年度をもって終了することから、今後のまちづくりの指針とするため、平成29年度から平成38年度までを計画期間とする第2次五泉市総合計画を策定するものです。

2 総合計画の構成

(1) 基本構想

本市がめざす将来像や、その実現に向けたまちづくりの方針を明らかにするもので、計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

(2) 基本計画

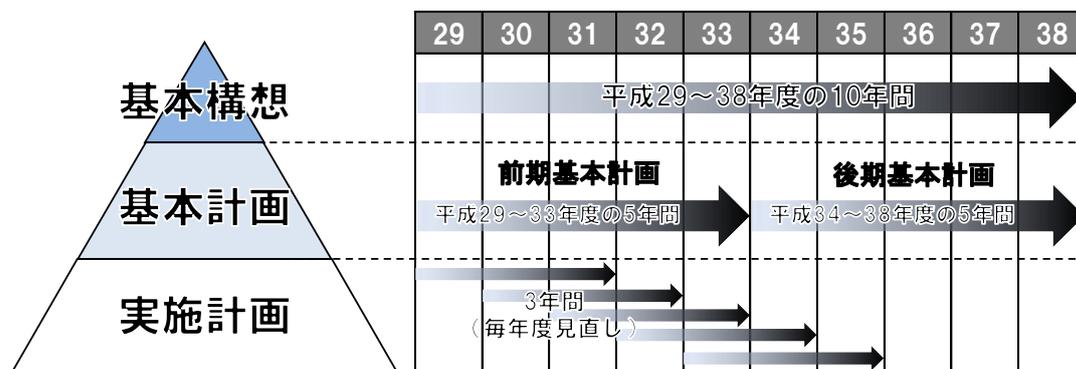
基本構想で示した将来の都市像や施策の大綱を受け、施策別に基本方針などを明らかにするとともに、その実現を図るための施策を体系的に示すものです。

社会経済情勢や行政制度の変化に対応し、実効性を確保するため、前期と後期に分け、前期基本計画は平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

(3) 実施計画

基本計画に掲げた施策を効率的に実施するために、具体的な事業内容を明らかにするものです。

計画期間は3年間で、ローリング方式により毎年度見直しを行います。



3 策定体制

計画実効性をより高くするため「総合計画庁内策定委員会」を設置し、全庁体制による計画の策定を進めます。

(1) 総合計画策定委員会の設置

総合計画にかかる重要な事項の協議を行うことを目的とし、副市長を委員長に、副委員長に教育長を、委員に各課長等で構成する総合計画策定委員会を設置します。

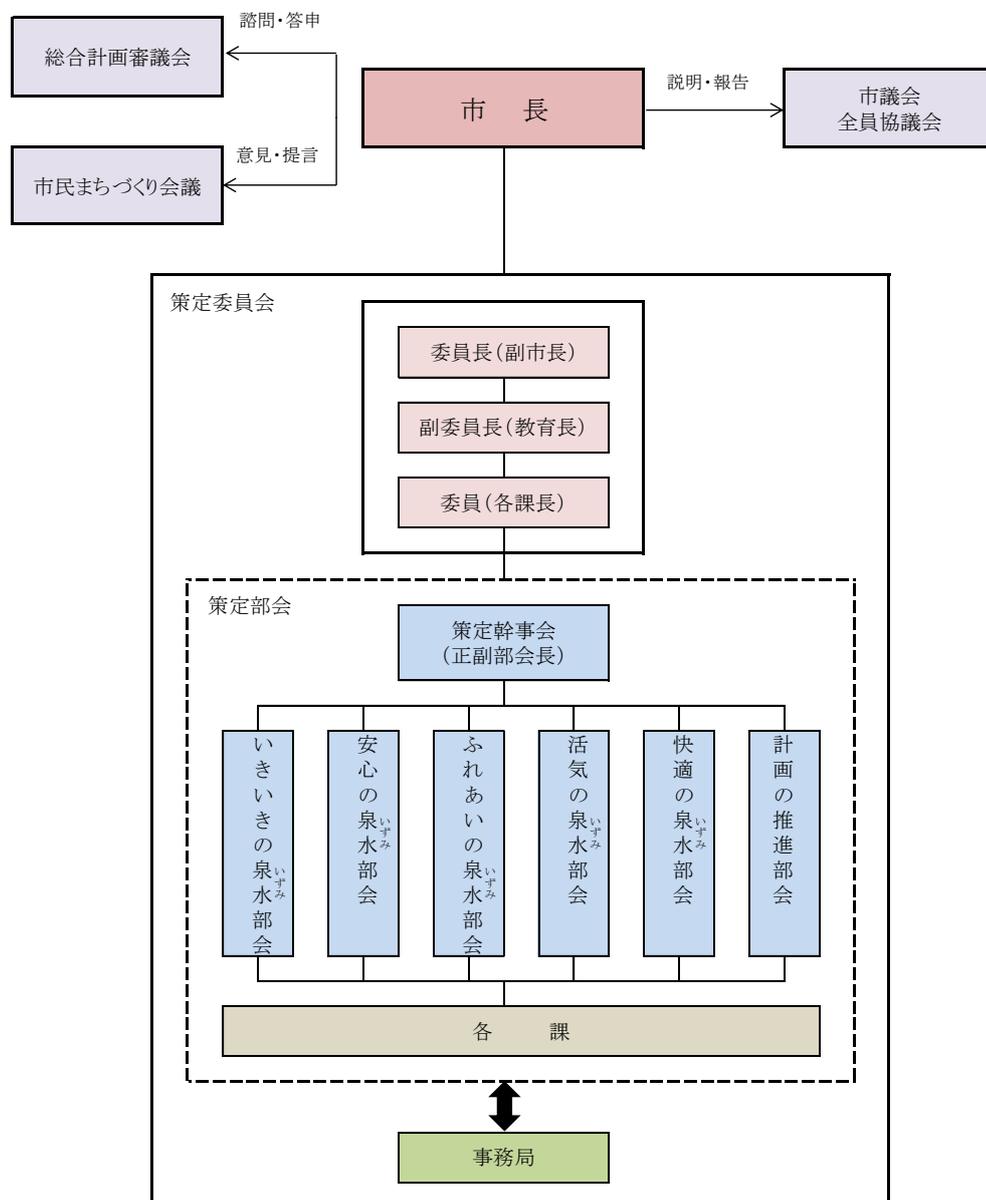
(2) 策定部会の設置

施策ごとの検討、協議を行います。

(3) 事務局

事務局を企画政策課に置き、計画に係る全般の調整と庶務を行います。

【策定体制フロー図】



第2次五泉市総合計画策定経過

1 市民意識調査

- 調査期間：平成28年3月11日～3月25日
- 調査結果：20歳以上3,000人対象、有効回答数1,383人、有効回収率46.1%

2 策定委員会

- 委員構成：副市長・教育長・課長級 26人
- 日程：平成28年1月7日、10月18日
- 内容：第2次総合計画基本構想・前期基本計画の素案作成

3 策定部会

- 部会構成：課長補佐・係長級 35人 6部会編成
- 日程：全体会 平成28年4月27日、5月16日、6月6日、8月2日
※その他、4月から10月まで部会ごとに随時開催
- 内容：第1次総合計画後期基本計画の検証と課題の整理、第2次総合計画前期基本計画の素案作成

4 五泉市総合計画市民まちづくり会議

- 委員構成：委員21人（うち公募委員1人）
- 日程：平成28年3月1日、5月25日、6月22日、6月27日、8月10日
- 内容：第1次総合計画前期基本計画における主な施策の検証、第2次総合計画前期基本計画への意見反映、将来像の考え方についての意見交換

5 パブリックコメント

- 募集期間：平成28年12月9日～平成29年1月10日（予定）
- 公表方法：本庁・支所行政資料コーナー、企画政策課、市立図書館、村松図書館、市ホームページで案を公表

五泉市総合計画審議会 第1回～第5回審議会の進行について

全5回の審議会を下記により進行したいと考えております。短期間で集中した開催となりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

《第1回総合計画審議会》

- 日時：12月13日（火） 10：00～ ※2時間程度
- 会場：福祉会館 3階 大会議室
- 内容
 - 1 開会
 - 2 委嘱書の交付
 - 3 市長あいさつ
 - 4 自己紹介
 - 5 審議会の組織及び運営に関する説明
 - 6 会長・副会長の互選
 - 7 第2次総合計画の諮問
 - 8 議事
 - (1) 第2次総合計画の策定について
 - (2) 第2次総合計画の策定経過について
 - (3) 目的・全5回の工程について
 - (4) 審議 ①基本構想について
 - ②前期基本計画について
 - ※テーマ⑭を審議（審議の流れは別に記載）
 - 9 その他
 - ・次回のスケジュールについて
 - 10 閉会

【前期基本計画審議の流れについて】

- ①テーマごとに審議します。 ※テーマについては資料No.7 参照
- ②第1回の審議会では基本政策「基本構想・基本計画の実現のために」に含まれる施策をテーマ⑭として審議します。
- ③審議方法は次の通りとし、30分以内で進行したいと考えています。
 - テーマに含まれる施策の概要を説明（5分）
 - テーマに含まれる施策の原案を再度確認（5分）
 - テーマに関する意見（20分）

《第2回総合計画審議会》

- 日時： 1 2月 日 () : ~ ※2時間程度
- 会場：
- 内容
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 本日の説明
 - 4 議事
 - (1) 審議 前期基本計画について
※テーマ①～③、⑫～⑬を審議（審議の流れは別に記載）
 - 5 その他
 - ・次回のスケジュールについて
 - 6 閉会

【前期基本計画審議の流れについて】

- ①テーマごとに審議します。 ※テーマについては資料No.7 参照
- ②第2回の審議会では基本政策「いきいきの泉」のテーマ①～③、「快適の泉」のテーマ⑫～⑬の5つのテーマに分けて審議します。
- ③審議方法は次の通りとし、1つのテーマを20分以内で進行したいと考えています。
 - テーマに含まれる施策の概要を説明（5分）
 - テーマに含まれる施策の原案を再度確認（5分）
 - テーマに関する意見（10分）

《第3回総合計画審議会》

○日時： 1月 日（ ） : ～ ※2時間程度

○会場：

○内容

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 本日の説明
- 4 議事
 - (1) 審議 前期基本計画について
※テーマ④～⑧を審議（審議の流れは別に記載）
- 5 その他
 - ・次回のスケジュールについて
- 6 閉会

【前期基本計画審議の流れについて】

- ①テーマごとに審議します。 ※テーマについては資料No.7 参照
- ②第3回の審議会では基本政策「安心の泉」のテーマ④～⑦、「ふれあいの泉」のテーマ⑧の5つのテーマに分けて審議します。
- ③審議方法は次の通りとし、1つのテーマを20分以内で進行したいと考えています。
 - テーマに含まれる施策の概要を説明（5分）
 - テーマに含まれる施策の原案を再度確認（5分）
 - テーマに関する意見（10分）

《第4回総合計画審議会》

- 日時： 1月 日（ ） : ～ ※2時間程度
- 会場：
- 内容
- 1 開会
 - 2 あいさつ
 - 3 本日の説明
 - 4 議事
 - (1) 審議 ①前期基本計画について
※テーマ⑨～⑪を審議（審議の流れは別に記載）
②基本構想について
 - 5 その他
 - ・次回のスケジュールについて
 - 6 閉会

【前期基本計画審議の流れについて】

- ①テーマごとに審議します。 ※テーマについては資料No.7 参照
- ②第4回の審議会では基本政策「活気の泉」のテーマ⑨～⑪の3つのテーマに分けて審議します。
- ③審議方法は次の通りとし、1つのテーマを20分以内で進行したいと考えています。
 - テーマに含まれる施策の概要を説明（5分）
 - テーマに含まれる施策の原案を再度確認（5分）
 - テーマに関する意見（10分）

《第5回総合計画審議会》

○日時：1月26日（木） 14：00～ ※2時間程度

○会場：五泉市役所 本庁 4階 401会議室

○内容

1 開会

2 あいさつ

3 本日の説明

4 議事

(1) 審議 答申（案）について

5 市長への答申

6 閉会

基本政策	政策	No.	施策	主担当課	テーマ・審議日程	
いきいきの泉	子どもたちが明るくいいききとして いるまちづくり	1	生きる力を育む教育の推進	学校教育課	テーマ①	
		2	教育環境の充実	学校教育課		
	ともに学び生きがいをもてるまちづくり	3	生涯学習の充実	生涯学習課	テーマ②	
		4	生涯スポーツの推進	スポーツ推進課		
		5	芸術文化活動の推進	生涯学習課		
		6	図書に親しむ環境づくりの推進	図書館		
		7	文化財の保護と利活用	生涯学習課		
	一人ひとりが活躍できるまちづくり	8	高齢者の社会参加の推進	高齢福祉課	テーマ③	
		9	障がいのある人の自立と社会参加への支援	健康福祉課		
安心の泉	安心して子育てができるまちづくり	10	親子の健やかな発達への支援	こども課	テーマ④	
		11	保育支援の「量」と「質」の充実	こども課		
		12	子育て支援の充実	こども課		
		13	援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援	こども課		
	健康で安心して暮らせるまちづくり	14	健康づくりの推進	健康福祉課	テーマ⑤	
		15	疾病予防の充実	健康福祉課		
		16	食育の推進	学校教育課		
		17	高齢者福祉・介護保険の充実	高齢福祉課		
		18	医療及び保健福祉体制の充実	健康福祉課		
		19	社会保障制度の円滑な運営	市民課		
	安全な生活環境を守るまちづくり	20	私たちをとりまく環境の保全	環境保全課	テーマ⑥	
		21	安全・安心な水の供給	上下水道局		
		22	交通安全と防犯の推進	環境保全課		
		23	雪に強いまちづくりの推進	都市整備課		
	非常時に十分な対応ができるまちづくり	24	消防・救急・救助体制の強化	消防本部	テーマ⑦	
		25	防災意識の高揚と防災施設整備の推進	総務課		
	いふのれ泉あ	青少年を地域ぐるみで育むまちづくり	26	青少年を地域ぐるみで育む環境づくり	生涯学習課	テーマ⑧
		地域で支える福祉のまちづくり	27	地域における福祉活動の充実	健康福祉課	
		多様な文化にふれあえるまちづくり	28	国際化に向けた環境づくり	総務課	
	活気の泉	活力ある商工業を育むまちづくり	29	商業の活性化	商工観光課	テーマ⑨
			30	工業の活性化	商工観光課	
		魅力ある農林業を育むまちづくり	31	農産物のブランド化と安全で安心な食の推進	農林課	テーマ⑩
			32	農業の担い手育成と安定した経営の支援	農林課	
			33	農地と農村の環境整備	農林課	
			34	森林資源の利活用と保全	農林課	
地域の魅力を活かし高めるまちづくり		35	地域資源を活かした観光と都市交流	商工観光課	テーマ⑪	
	36	雇用創出と環境整備	商工観光課			
	37	地域の魅力を活かした定住と移住の促進	企画政策課			
快適の泉	一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり	38	ごみの減量化とリサイクルの推進	環境保全課	テーマ⑫	
		39	生活排水の適切な処理による生活環境の改善	上下水道局		
	誰もが快適に暮らせるまちづくり	40	安全で快適な道路整備	都市整備課	テーマ⑬	
		41	公共交通の利用しやすい環境整備	企画政策課		
		42	快適な居住環境の整備	都市整備課		
		43	緑豊かな憩いの場の整備	都市整備課		
基本構想の実現のための基本計画	市民と行政による協働のまちづくり	44	市民参加と協働による地域づくりの推進	企画政策課	テーマ⑭	
		45	平和と人権が尊重される社会の形成	企画政策課		
		46	男女共同参画社会の実現	企画政策課		
		47	情報公開と説明責任の充実	総務課		
	効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり	48	健全で持続可能な財政運営と行政改革の推進	財政課		
		49	組織・機構改革の推進	総務課		
		50	人材育成の推進	総務課		

第2回
審議会

第3回
審議会

第4回
審議会

第2回
審議会

第1回
審議会
(12/13)

第1次五泉市総合計画

政策別実施計画

(平成28年度)

平成28年2月

五 泉 市

実施計画の策定にあたって

1 趣旨

この実施計画は、五泉市が目指すまちづくりを推進するため、総合計画に掲げる方針に沿って、優先的かつ重点的に実施しようとする主要な行政施策について、計画的に行財政運営を進めるために作成します。

2 計画の期間

計画の期間は、第1次総合計画の期間である平成28年度の1か年計画とします。

3 対象事業

総合計画が示す施策の方向に沿って、重点的・優先的に取り組むべき政策上重要な事業を主体に構成しました。

なお、今回は、特に次のような点に留意して策定しました。

(1) 事業実施に当たり、市が主要な事業として実施するものを中心に構成しました。

ただし、国・県等の事業であっても、まちづくりを進める上で影響の大きいものや、補助金・委託費の支出・支援等、市の財政状況に影響を及ぼすものについても、その対象としました。

(2) ソフト事業については、少子高齢社会の進行や市の行財政運営の上で、将来的に大きな影響を及ぼすもの等については、その対象としました。

4 取扱い

実施計画は全分野にわたる施策の推進を総括する指針として、また、各年度の予算編成に際してのガイドラインとして、活用を図ります。

個々の事業内容については、予算編成前に計画の目標に沿ってさらに精査を加え、予算編成作業等を通じて、事業量及び事業費等の詳細を決定します。

また、行政評価により事務事業や施策の見直しを毎年実施するとともに、分かりやすい事務事業の執行に努め、市民に対する説明責任を果たします。

さらに、税財源の確保とともに、市債や基金等の効率的な活用にも努めることにより、将来の健全な財政構造を維持しつつ、この計画の実現を図ります。

今後、地方分権の推進や少子高齢社会への対応、情報通信技術の進展、さらには行政改革の推進などを勘案して、行政施策のあり方や市民のニーズの変化を把握しつつ、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
1 いきいきの泉水(いずみ)		
1 子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり		
1 生きる力を育む教育の推進		
学習指導事業		
学力向上形成事業 (学校教育課)	特色ある学校づくりや学校の教育課題に即した実践的な研究を推進することにより、学校教育の質の向上を図る。	
総合学習支援事業 (学校教育課)	総合的な学習で、自発的な学習や体験的な学習を実施し、「生きる力」を養う。	
国際理解活動推進事業 (学校教育課)	国際社会の一員として世界にはばたけるように、英会話などの活動を通して、未来を拓く子どもたちの国際感覚を育成する。	
語学指導等外国青年招致事業 (学校教育課)	外国青年を招致し外国語とその文化に触れることで、言語や文化に対する理解を深め、コミュニケーション能力の向上を図る。	
(総合戦略)バイリンガル育成事業 (学校教育課)	将来、国際的に活躍できる人材を育成するため、市内高校における英語科創設に向けて県へ働きかけを行うとともに、ALT増員や英語授業の実施により、英語教育の強化、充実を図る。	
児童・生徒指導事業		
適応指導教室事業 (学校教育課)	学校や家庭で問題を抱えた児童・生徒の実態を把握して、その解決を図り、それらの子どもたちの自立を支援する。	
スクールカウンセラー配置事業 (学校教育課)	中一ギャップ解消のため、スクールカウンセラーを配置して、不登校傾向や問題行動を取る児童・生徒の減少を図る。	
心の教室相談事業 (学校教育課)	子どもたちが、楽しい学校生活を送るため、一人ひとりが抱えている問題を早期に解決できるように相談体制を確立する。	
特別支援教育事業		
特別支援教育推進事業 (学校教育課)	特別な支援を必要としている児童・生徒に対して、一人ひとりのニーズに合ったきめ細やかな教育を実施する。	
通級学級支援事業 (学校教育課)	特別に支援を必要としている児童・生徒に対して、通級による特別支援教育を実施する。	
要保護・準要保護児童生徒援助事業 (学校教育課)	保護者の経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒に援助を行い、保護者の負担軽減を図る。	
遠距離通学支援事業 (学校教育課)	遠距離から通学している児童・生徒の保護者の負担を軽減するために、通学費の補助やスクールバスの運行を行う。	

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
各学校で学力向上の目的達成に向けた事業を実施する。	1,550		
「生きる力」を育成するために、各学校で実施している総合的な学習の時間を支援する。	1,541		
教員が、英語の発音法について英会話を通して実践的に研修を受講したり、国際理解に関する講話を聞いたりすることで、小学校外国語活動、中学校英語科の授業を行う際の一助とする。また、中学生を対象に、チャレンジランド杉川で、会話を全て英語で行う合宿を実施する。	220		
概ね中学校週2日、小学校週1日、外国語授業の助手として外国青年を配置する。	16,123		
県立高等学校の英語クラブに講師を派遣して高等学校での外国語活動を推進するとともに、英語科開設に向けて県に働きかける。 また、ALTの増員により、中学校でのオールイングリッシュ推進と、小学校での外国語活動強化を図る。	288		
体験活動の推進や指導助言を通じ、不登校状態にある児童・生徒が集団活動へ復帰できるよう支援する。 また、適応教室指導員を配置する。	8,250		
中学生になると不登校生徒が増加するが、不登校の素因は小学校時代から形成されていることから、小学生へのカウンセラーによるカウンセリングを行い、不登校を始めとする問題行動を未然に防ぐ。また、中学生に対しては、問題行動が生じた際の生徒の心のケアを行う。	1,461		
全ての中学校に「心の教室相談員」を配置して、多感な思春期を迎えた中学生の心のケアを行い、楽しく充実した学校生活の実現を図る。	1,800		
介助員・学習指導補助員の配置や保護者負担軽減のための就学援助などを実施する。 小学校にある特別支援学級に、看護師を配置する。	76,478		
五泉小学校及び村松小学校に開設してある「通級指導教室」で、特別支援教育を実施する。	158		
学用品費・修学旅行費・医療費・給食費を対象に支援を行い、保護者負担の軽減を図る。	56,981		
通学距離が、概ね小学校4Km、中学校6Km以上の地域及び学校の統廃合により新たに就学する学校を指定された地域を対象に通学費補助やスクールバスの運行を行う。	70,386		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
幼稚園補助事業 (学校教育課)		施設型給付を受ける私立幼稚園・認定こども園に運営費の補助を行い、保護者の負担軽減と就学前の教育推進を図る。
奨学金貸付事業 (学校教育課)		上級校に進学を志す生徒が、経済上の理由で進学に支障を来たさないように、奨学金の貸付を行い有能な人材の育成を図る。
2 教育環境の充実		
学校教材整備事業 (学校教育課)		各学校の教材備品、図書備品等の充実を図り、児童・生徒が健全に学べる環境を確保する。
小中学校教育用コンピュータ整備事業 (学校教育課)		高度情報通信ネットワーク社会が進展していくなか、市内小中学校の児童・生徒がコンピュータやインターネットを活用し、情報化社会に対応できるように、コンピュータを整備する。
幼稚園、小中学校施設管理事業 (学校教育課)		子どもたちが、安心して学校(園)生活を送れるようにするため、施設の保守点検等を専門業者に委託し、また、施設を維持するための修繕工事等を行う。
小中学校改修等事業		
村松桜中学校開校準備事業 (学校教育課)		平成29年4月1日に山王中学校と愛宕中学校が統合し、村松桜中学校が開校する。生徒や保護者が安心して学校生活を送れるよう準備を行う。
五泉中学校改築事業 (学校教育課)		生徒や教職員、地域住民が安心して利用できるように、老朽化している校舎を改築し、教育環境の整備を図る。
学校給食運営事業 (学校教育課)		学校給食において適切な栄養摂取と望ましい食習慣の形成を図る。
幼稚園給食運営事業 (学校教育課)		幼稚園給食において適切な栄養摂取と望ましい食習慣の形成を図る。
学校給食調理業務委託事業 (学校教育課)		民間のノウハウを活用し、安全・安心・充実を図るとともに、行政のスリム化と定員の適正化を推進する。
2 ともに学び生きがいをもてるまちづくり		
3 生涯学習の充実		
社会教育事業		
民間指導者登録・活用事業 (生涯学習課)		知識・技術を有する指導者を発掘したうえで、民間指導者として登録・育成し、市民の主体的な生涯学習活動を支援する。
青少年体験活動事業 (生涯学習課)		集団生活や体験活動等を通して、社会性及び協調性、自立性を養う。
(総合戦略) 寺子屋事業 (生涯学習課)		自他を大切にしよう人間関係の醸成を図るとともに、自学自習の生活習慣を促し、基礎学力の向上を図る。

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
子ども・子育て支援新制度の本格開始にともない、私立幼稚園・認定こども園の施設型給付に補助金を交付し、幼児期の教育や保育の量・質の向上を推進するとともに、保護者負担の軽減を図る。	82,848		
保護者等の収入が一定の基準以下の学業成績優秀な生徒及び学生に、奨学金の貸付を行う。	46,952		
授業内容の充実を図る教材備品、図書備品の購入と、学校を運営するために必要な管理備品を購入する。	18,645		
情報化社会に対応した情報活用能力を育成することを目的に、小中学校のコンピュータ教室などの教育環境を整備する。	30,921		
子どもたちが、安心して学校(園)生活を送れるようにするため、施設の保守点検等を専門業者に委託し、また、施設を維持するための修繕工事等を行う。	40,998		
・校歌、校章の作成 ・試合用ユニホームの購入 ・校舎棟等校名校章設置 ・研修室等改修工事 ・駐輪場増設工事 ・通学バス購入(2台) ・校旗等備品購入 などを行う。	48,113		
良好な教育環境の確保のため、屋外環境整備を実施する。 ・駐車場、駐輪場整備工事 ・テニスコート整備工事	74,070		
給食の提供と食育推進を図るため、小・中学校の給食を実施する。	50,172		
給食の提供と食育推進を図るため、幼稚園の給食を実施する。	7,274		
学校給食の調理、食器洗浄、運搬等を民間に委託する。 ・平成24年度 川東小中、愛宕小、平成25年度 五泉北中委託開始 ・平成26年度 1月から五泉小、平成27年度から五泉中学校委託開始 ・平成28年度 五泉東小、巢本小、橋田小委託開始	97,741		
達人バンク登録者による自主講座「きなせや楽習大学」や社会教育関係団体の活動支援を行い、市民自らが生涯学習の普及や活動を始めるきっかけづくりの場を提供する。	1,199		
集団生活体験等を通して、家庭の大切さなどを実感してもらうとともに、社会性及び協調性、自立性を養う。	282		
市内全小学校の児童の希望者を対象に、「寺子屋教室」を週3回実施する。	22,005		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策 名		
	五泉ジュニア検定事業 (生涯学習課)	子どもたちの「ふるさとごせん」に対する誇りと愛着を醸成する。
	勤労青少年ホーム運営管理事業 (生涯学習課)	講座・教室を通して技術や教養を身に付けるなど、余暇活動の充実を促す。
	さくらんど会館事業 (生涯学習課)	市民の芸術・文化活動の拠点施設として、常に快適に利用できるように施設の維持管理と整備充実を図る。
	戸倉コミュニティ会館運営管理事業 (生涯学習課)	市民の健康増進及び文化活動等の拠点施設として、常に快適に利用できるように施設の維持管理と整備充実を図る。
	陶芸施設運営管理事業 (生涯学習課)	市民が生涯学習活動に積極的に参加できる場を提供するため、常に快適に利用できるように施設の維持管理と整備充実を図る。
	公民館事業	
	成人式事業 (生涯学習課)	成人を迎える若者を祝福・激励し、成人としての自覚と責任を促す。
	講座等開設事業 (生涯学習課)	趣味や教養の幅を広げ、生涯学習を始めるきっかけづくりの場や、生きがいを持って学ぶことで喜びを感じる場を提供する。
	地区公民館イベント開催事業 (生涯学習課)	各地区・地域公民館に事業委託や支援を行い、公民館活動の推進により地域の活性化を図る。
	村松公民館運営管理事業 (生涯学習課)	市民の教養の向上や情操の純化を図り、生活文化の振興と社会福祉の増進に寄与する活動の拠点施設として、常に快適に利用できるように施設の維持管理と整備充実を図る。
	4 生涯スポーツの推進	
	(総合戦略)健康増進・体力づくり事業 (スポーツ推進課)	市民誰もが気軽に参加できるスポーツやレクリエーション活動の機会を提供し、各世代の健康維持や体力増進を図る。
	総合型地域スポーツクラブ事業 (スポーツ推進課)	地域住民が主体となる総合型地域スポーツクラブで、市民誰もが気軽に参加できる運動の機会を提供し、健康増進、体力増進を図る。
	(総合戦略)五泉ライド事業 (スポーツ推進課)	ライド(順位を競わないサイクリング)イベントを開催し、交流人口の拡大や観光振興を図る。
	スポーツ大会開催事業 (スポーツ推進課)	市民が気軽に参加できる大会を開催することにより、運動への関心を高めるとともに、大会を通して参加者同士の交流を深め、健康増進、生きがいづくりを図る。
	スポーツ競技者育成事業 (スポーツ推進課)	ジュニア選手の育成・強化を支援し、スポーツ活動への関心を高める。また、全国大会等の大会出場を支援することにより、活動の一層の振興を図る。

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
五泉市の歴史や文化、産業等について、小学校4～6年生の希望者を対象に「五泉ジュニア検定」を実施する。	150		
講座の開設や施設の貸出を通して、勤労青少年をはじめとした市民を対象に、有効な余暇利用と仲間づくりの場を提供する。	8,901		
常に快適に利用してもらうために、各種の業務委託や修繕等を行い、利用者が安全・安心に利用できるようにする。	27,115		
常に快適に利用してもらうために、各種の業務委託や修繕等を行い、利用者が安全・安心に利用できるようにする。	1,174		
常に快適に利用してもらうために、各種の業務委託や修繕等を行い、利用者が安全・安心に利用できるようにする。	556		
企画・運営を新成人で構成する実行委員会が主体的に行い、「思い出に残る」手作りの成人式として開催する。	606		
アンケート調査等により市民ニーズの把握に努め、「楽しんで学べる」、「生涯学習が楽しくなる」講座を開設する。	2,061		
・五泉地区 地区公民館に運営を委託し、各地区が独自の事業を展開することで地域の振興を図る。(川東・巣本・橋田公民館) ・村松地区 地域公民館(40分館)の活動を支援し、各地域の振興を図る。	4,093		
常に快適に利用してもらうために、各種の業務委託や修繕等を行い、利用者が安全・安心に利用できるようにする。	15,297		
「健康ウォーク」や「健康増進・体力づくり教室」等を開催し、市民の健康増進、体力づくりの場を提供する。	10,331		
総合型地域スポーツクラブ「ヴィガ」に対し、助言を行うとともに支援を行う。	438		
他市の事例等を研究し、実行委員会設立の準備を行う。	40		
体育協会等と連携し、「スポーツレクリエーション大会」「マラソン大会」等の各種大会を開催する。	1,403		
ジュニア選手の育成・強化を図るため、バドミントン連盟に事業委託する。また、スポーツ及び文化活動で全国大会等に出場する個人・団体に奨励費を交付し、大会出場を支援する。	2,034		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ招致事業 (スポーツ推進課)		2020東京オリンピック・パラリンピックに参加する国の事前キャンプを招致し地域の活性化、観光振興等を図る。
スポーツ推進委員育成事業 (スポーツ推進課)		スポーツ推進委員等が主に指導する「健康増進・体づくり事業」等の充実のため、指導者としての資質の向上を図る。
体育団体育成支援事業 (スポーツ推進課)		体育協会及びスポーツ少年団をはじめとする体育団体等を支援し、組織強化と充実を図り、スポーツ人口の増加と青少年の健全育成を図る。
(総合戦略)合宿誘致促進事業 (スポーツ推進課)		県内外の大学等の部活動やサークル活動を誘致し、交流人口の拡大や観光振興を図る。
総合会館事業 (スポーツ推進課)		市民の健康増進・スポーツ活動や芸術文化活動などの拠点施設として、常に快適に利用してもらうために施設の運営管理と整備の充実を図る。
総合会館管理棟建設事業 (スポーツ推進課)		市民の健康増進・スポーツ活動や芸術文化活動などの拠点施設として、常に快適に利用してもらうために施設の整備充実を図る。
総合会館改修事業 (スポーツ推進課)		市民の健康増進・スポーツ活動や芸術文化活動などの拠点施設として、常に快適に利用してもらうために施設の整備充実を図る。
体育施設管理運営事業 (スポーツ推進課)		各種スポーツ活動などの拠点施設として、常に快適に利用してもらうために施設の運営管理と整備の充実を図る。
5 芸術文化の推進		
芸術・文化市民発表事業 (生涯学習課)		芸術・文化学習の成果の発表機会を提供し、市民の自主的・創造的な文化活動を一層促進する。また、芸術・文化の普及と向上に努める。
芸術・文化鑑賞事業 (生涯学習課)		市民の芸術・文化意識向上のため、コンサート等の優れた文化公演の鑑賞機会を提供する。
6 図書に親しむ環境整備の推進		
図書貸し出し事業 (図書館)		図書館資料の利用促進を図り、市民の教養と文化・余暇利用の向上に役立てる。

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
練習施設に必要な機能や仕様が備わっているかどうか、適合確認の手続きを行う。 ・総合会館、さくらアリーナ	162		
スポーツ推進委員等の企画力及び指導力の向上を図るため、上部団体等が主催する研修会などに参加する。	1,532		
体育協会、スポーツ少年団等の活動を活性化するための助言及び支援を行う。また、競技団体が主催する各種スポーツ大会を支援し、市民自らが主体的にスポーツを楽しむことができる環境を整備する。	2,571		
県内外の大学等の部活動、サークル活動の誘致のため、旅行社や大学等を訪問し誘致活動を行う。	1,289		
各種の業務委託・施設の修繕等を実施し、安全で安心して利用できるようにする。	40,297		
利用者が安全で安心して利用できるように老朽化した総合会館管理棟を改築する。	820,129		
利用者が安全で安心して利用できるように老朽化した総合会館大ホール等を改修する。	8,349		
各種の業務委託・施設の修繕等を実施し、安全で安心して利用できるようにする。 ・野球場、プール、さくらアリーナ、森林公園、五箇スポーツ会館、陸上競技場、村松武道館、テニスコート、川内体育館、十全体育館	73,740		
・市展・文化展の開催 ・市民音楽祭、市民芸能祭の開催	3,155		
・さくらんどう吹奏楽のタペコンサートの開催 ・サロンコンサートの開催 ・バーゼンドルフアーピアノコンサートの開催 ・市民ミュージカル上演補助	2,860		
市民の教養と文化、余暇利用の向上に役立ててもらうため、図書館資料の収集に努め、利用者の要望に応えられるよう親しみやすい図書館を目指し、読書環境の整備に取り組み、利用者の拡大を図る。 また、小中学校へは「スクールバック」「100冊文庫」などの貸し出しを行い、子どもたちの読書活動の推進を図る。 書庫棟の完成に伴い、図書資料の一体化を図り、郷土資料や古文書類の整理を進める。 ・平成28年度・・・3階ホールの天井耐震改修工事を実施。	83,106		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策 名		
	読書推進事業 (図書館)	幼児・児童・生徒が図書に親しむための動機付けを行い、学校図書館や公共図書館を利用し、読書することを進め、豊かな心を育む。
	7 文化財の保護と活用の推進	
	文化財保護・保存事業 (生涯学習課)	市内に現存する有形・無形・民俗文化財、天然記念物・名勝の保護、保存に努める。また、文化財パンフレットを活用して「文化財巡り」を開催し、文化財保護意識の高揚を図る。
	郷土資料館運営管理事業 (生涯学習課)	郷土の歴史や文化財を広く市民に知ってもらうとともに、所蔵資料等を後世に伝え残していく。
	3 一人ひとりが活躍できるまちづくり	
	8 高齢者の社会参加の推進	
	社会参加促進事業 (高齢福祉課)	高齢者の閉じこもりを防止するために、外出機会及び集える場所を確保するとともに、いきいきと活躍できる環境づくりと介護予防に取り組む。
	生きがい促進事業 (高齢福祉課)	高齢者が生きがいを持って生活する意欲を高めるため、交流の場を提供し生きがい活動の促進を図る。
	馬下保養センター運営管理事業 (高齢福祉課)	地域の人が健康で潤いのある生活を送ることができるよう、交流と憩いの場として温泉保養施設を提供する。
	老人福祉センター維持管理事業 (高齢福祉課)	地域の高齢者が趣味やレクリエーション活動を通して交流を図り、健康づくりや教養を深め、健康でいきいきと過ごせる場を提供する。
	シルバー人材センター支援事業 (高齢福祉課)	高齢者に就業の場を紹介し、社会参加の機会を提供するシルバー人材センターを支援し、高齢者の生きがいづくりと活躍の場の確保を図る。
	9 障がい者の自立と社会参加への支援	
	障害者医療費助成等事業 (健康福祉課)	障がい者等に対して、医療費の自己負担額の一部を助成することにより、保健の向上や社会参加の促進、経済的負担の軽減を図る。
	障害福祉サービス費給付事業 (健康福祉課)	障がい者等が障害福祉サービスを受給することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行う。
	障害支援区分認定審査会運営事業 (健康福祉課)	障がい者が、各種障害福祉サービスを受給するために必要な障害支援区分を判定する。

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
<p>小中学生の読書意欲向上を目指し、読み聞かせや選書などの補助をするため、司書派遣事業を継続するとともに、読書ボランティアのスキルアップを図るため、講座等の研修会を実施する。</p> <p>1. 読み聞かせ事業として、読書ボランティアの協力を得ながら、「おはなし会」を土曜日に実施。市内小学校に希望に応じて「出前おはなし会」を行う。</p> <p>2. 読書ボランティアの育成事業として、「絵本の読み聞かせ講座」を行う。</p> <p>3. 学校との連絡組織を立ち上げ、学校図書館との連携を強化し、子ども読書活動の推進を図る。</p> <p>4. 市内小中学校に図書館司書を派遣し、子どもたちの読書を習慣づけるため、本の紹介や読み聞かせを行う。</p> <p>5. 年齢別・テーマ別ブックリストを作成し、保育園や小中学校へ配付する。</p>	4,302		
<ul style="list-style-type: none"> ・市指定文化財保護保存事業 ・市内30カ所の指定文化財維持管理事業 ・「文化財巡り」開催事業 	1,930		
<p>郷土の歴史、民俗、考古の資料を保管及び公開するとともに、後世に伝えるために適正な維持管理を行う。</p>	4,548		
<p>高齢者の閉じこもり防止のため、老人クラブ等の外出支援として福祉バスを活用する。</p> <p>集会所施設等のバリアフリー改修を補助する。また、高齢者に乗合タクシー「さくら号」の回数券購入時、無料乗車券1回分を助成する。</p>	1,457		
<p>敬老会や金婚式、一人暮らし老人の招待事業等を実施する。</p>	20,638		
<p>市民の憩いと世代を超えた交流の場として、温泉保養施設の管理運営を行う。</p>	66,555		
<p>翠泉園、かがやきの郷の管理運営を行う。</p>	16,909		
<p>シルバー人材センターの運営費を助成する。</p>	14,300		
<p>障がい者等の通院・入院に際して、医療費の自己負担額の一部を助成する。療養介護サービス利用時の医療費分の給付を行う。</p>	186,758		
<p>障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を送れるよう、居宅介護、生活介護等の自立支援サービス等の給付を行う。また、身体障がい者等の身体機能を補う用具を購入・修理する際の費用を支給する。</p>	748,585		
<p>障がい者が、各障害サービスを受給するために必要な障害支援区分を審査会にて決定する。</p>	2,568		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
その他障害者助成・給付事業 (健康福祉課)		在宅の障がい者等が日常生活を送る上で、各種助成や給付を行い経済的負担の軽減等を図る。
障害者地域生活支援サービス費等給付事業 (健康福祉課)		障がい者等が地域において日常生活を送る上で、自立や社会参加、社会復帰を支援・促進する。
障害者地域生活支援センター事業 (健康福祉課)		障がい者(児)の日中活動の場を確保し、介護している家族の就労支援や一時的な休息を図ることを目的とする。
障害者地域活動支援センター事業 (健康福祉課)		創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る事業を実施するとともに、機能訓練や社会適応訓練などの創意工夫した事業を展開することにより、障がい者(児)の自立と社会参加を図る。
障害者地域活動支援センター整備事業 (健康福祉課)		総合会館管理棟の建て替えに伴い、虹工房を建設し、利用者の利便の向上を図るとともに、障がい者の福祉の増進を図る。
障害者相談支援事業 (健康福祉課)		障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、障がい者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や、障がい者の権利擁護のための援助や助言、指導を行うための相談支援体制の強化を図る。
障がい者基幹相談支援センター事業 (健康福祉課)		地域の相談支援の拠点(中核)としての役割を担う機関として、総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい)と成年後見制度利用支援等を実施する。
障害児通所支援事業 (こども課)		障がい児が自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、通所支援等を行う。
育成医療費助成事業 (こども課)		18歳未満の身体に障害のある児童等が、将来障害が残ることが認められる疾病のある場合に、手術等の医療費の一部を助成し、生活の能力を得るために必要な支援を行う。
1 いきいきの泉水(いずみ) 計		

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
在宅の障がい者等に、特別障害者手当や福祉タクシー利用助成券等を支給する。 その他、難病患者等紙おむつ購入費や難聴児補聴器購入費の助成を行う。	70,601		
障がい者等の移動支援や日中一時支援等のサービス、更生訓練費、日常生活用具等の給付を行う。平成28年度より、聴覚障がい者に対し、手話奉仕員を派遣するコミュニケーション支援事業を実施する。日常生活用具に人工喉頭を追加する。障がい者合同フォーラムを実施する。	31,550		
特別支援学校在学生徒の放課後の預かりや、その他障がい者(児)の日中活動の場を提供するほか、相談支援を実施する。	1,013		
障がい者(児)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、創作活動・生産活動事業及び社会参加促進事業等を実施する。「さくらの里」の改築工事に伴い、代替施設等の環境整備を行う。	51,025		
虹工房を建設する。	177,037		
相談支援事業所「いずみの里」に相談支援事業を委託し、相談支援の強化を図る。 障がい者総合支援協議会の機能強化を図り、障がい者支援等に関する資源開発や地域ネットワークの構築を図る。	6,224		
障がい者やその家族等に対し、必要な情報提供や各種機関を紹介、障害福祉サービスの利用援助等、各種ニーズに対応できる総合的かつ専門的な相談支援を行う。困難事例の対応や、相談支援事業者等へのスーパーバイズ、地域関係機関のネットワーク化を図るなど、障がい者が地域で安心して生活できる支援体制の要としての役割を担う。 また、障がい者虐待防止や成年後見制度に関する研修会を実施し、普及啓発を図る。 平成28年度は南本町の新施設へ移転を行う。	21,905		
児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所支援を行い、身近な地域での質の高い療育の提供を推進する。	39,313		
・対象者 18歳未満の児童 ・対象障害 視覚障害、聴覚平衡機能障害、音声・言語・咀嚼機能障害、肢体不自由、内部障害 ・自己負担 1割(ただし、世帯の所得に応じた負担上限額がある。)	1,576		
	3,289,437		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
2 安心の泉水(いずみ)		
4 安心して子育てができるまちづくり		
10 親子の健やかな発達への支援		
(総合戦略)思春期保健事業 (こども課)	思春期である中学生・高校生に対し、自らの命の大切さを学ぶことや、互いの性を尊重し合える取り組みを推進し、次代の親となる父性・母性を育むことを目的に思春期保健事業を展開し、次代の親子の健やかな発達を支援する。	
妊婦健康診査事業 (こども課)	妊娠期を健全に過ごし、安心して出産ができるよう妊婦健康診査に係る費用を助成するとともに、経済的な負担を軽減する。	
(総合戦略)妊産婦医療費助成事業 (こども課)	妊産婦の疾病の早期発見・早期治療を推進し、健康の保持増進を図るとともに、経済的な負担を軽減する。	
(総合戦略)出産サポート事業 (こども課)	妊婦が出産時に、迅速な移送手段の確保ができる「出産サポートタクシー」の体制を構築することで、妊婦の不安を軽減し、安心して出産を迎えられるよう支援する。	
乳児家庭訪問事業 (こども課)	安心して子育てができるよう、新生児及び生後2～3カ月並びに7カ月頃の赤ちゃんのいる世帯を訪問し、育児や産後の支援を行い乳幼児の健全育成を図る。	
養育医療費助成事業 (こども課)	生まれた時の体重が2,000g以下、又は医師の診断により生活力薄弱であって一定の症状を有している乳児に対し、養育医療指定医療機関において入院養育を必要と認めた場合、医療費の一部を助成し、未熟児等の健全育成を支援する。	
(総合戦略)不妊治療助成事業 (こども課)	妊娠を望む夫婦に不妊治療に要する経費の一部を助成し、経済的な負担を軽減する。	
乳幼児健康診査事業 (こども課)	乳幼児の発育・発達の確認及び疾病の早期発見・早期治療により、心身の健全な発達を促すとともに、必要な子育て支援を行い、育児不安の軽減を図る。	
(総合戦略)親支援講座事業 (こども課)	月齢や年齢に合わせた育児講座をすることで、子育ての不安感、負担感を和らげるとともに、育児の孤立化を予防する。	
むし歯予防事業 (こども課)	むし歯と歯周病を予防することにより、一生自分の歯で食生活が楽しめるように幼児・学齢期からの歯科保健の展開を図り、幼児、学童、生徒の健やかな発達への支援を行う。	
11 保育サービスの充実		
公立保育園施設営繕・整備事業 (こども課)	安全で快適な施設管理を図るため、適正かつ効率的に施設の修繕、整備を行う。	

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
・赤ちゃんふれあい体験事業:中・高校生と乳児のふれあい体験の実施。 ・思春期教室:中学校での専門的な性教育の実施。	→		
	257		
・妊婦健康診査費等の助成(14回分) ・妊婦通院費助成(500円を14回分) ・妊婦歯科健康診査(1回)	→		
	32,486		
・妊産婦医療費助成 一部負担金 通院:月の初日から4回まで530円(5回目以降無料) 入院:1日1,200円 ・妊婦インフルエンザ予防接種費助成(接種費用のうち1,500円を助成)	→		
	7,170		
出産時にタクシーによる移送を希望する妊婦が、「出産サポートタクシー」に協賛するタクシー会社に、事前に出産予定の病院や予定日等を登録することで、陣痛が始まった時に優先的にタクシーを配車してくれるサービス体制を構築する。 ・協賛タクシー会社の募集 ・乗務員の講習会の開催	→		
	259		
・助産師・保健師による新生児・産婦訪問指導 ・母子保健推進員による訪問指導の実施 ・助産師・保健師による養育支援訪問	→		
	2,586		
・対象者:1歳未満の乳児 ・給付内容:自己負担額を公費負担する。 ただし、後日所得に応じた自己負担額を徴収する。	→		
	2,502		
・一般不妊治療の助成:2分の1で10万円限度 ・特定不妊治療の助成:15万円/回(初年度年3回、2～5年は年2回)	→		
	5,250		
・乳幼児健康診査(4カ月、10カ月、1歳6カ月、3歳児健診)の実施 ・先天性代謝異常検査料金の一部(3,500円)の助成 ・股関節脱臼検診 ・フォローアップ教室(1歳半～2歳コース 年12回) (2歳～年少年齢未満コース 年8回)	→		
	5,013		
・新米ママの育児セミナー(対象:3～4か月児と親)4回コースを6クール ・親支援講座(対象:1～5歳の幼児の親)7回コースを2クール	→		
	859		
○フッ素塗布の実施 ・集団塗布(1歳6カ月～保育園・幼稚園の年少相当年齢まで) ・個別塗布 ○フッ素洗口の実施 ○むし歯予防教室の開催(幼児・小中学生)	→		
	3,716		
快適な保育環境を維持するため計画的な施設改善や補修を実施する。 ○村松第1保育園駐車場整備工事 ○村松第1保育園沐浴施設整備工事 ○つくし保育園外壁等改修工事	→		
	42,615		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策 名		
	(総合戦略) 病児保育運営事業 (こども課)	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、病気又は病気の回復期にある児童であって保育所等での集団保育の困難な場合において、一時的にその児童について容体を観察しながら保育を行う病児保育施設への支援を行う。
	私立保育園支援事業 (こども課)	民間保育園と連携して、保護者の就労を支援して子育てと仕事の両立を図る。
	子ども・子育て支援事業 (こども課)	子ども・子育て支援法に基づき、乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や、地域での子育て支援の充実を図る。
	(総合戦略) 放課後児童健全育成事業 (こども課)	保護者の就労を支援して、当該児童の健全な育成を図る。
12 子育て支援の充実		
	(総合戦略) ファミリーサポートセンター運営事業 (こども課)	子どもの預かり等の子育ての援助を行いたい人と、援助を受けたい人が会員になり、会員間の相互援助活動を行うことにより、安心して子育てができる環境づくりを進める。
	(総合戦略) ファミリー子育て応援パスポート事業 (こども課)	子育てを行う保護者の経済的負担の軽減と市内店舗の活性化を図る。
	(総合戦略) 子育て支援センター運営事業 (こども課)	安心して子育てができるように、子育て支援を行う拠点として、子育て支援センターを運営する。
	子育て情報誌等配布事業 (こども課)	乳幼児の保護者に、子育て情報誌やガイドブックを配布し、育児不安の軽減を図る。
	(総合戦略) 縁結び支援事業 (こども課)	結婚を希望する独身の男女に対し、相談員による相談やきっかけづくり、出会いの場の提供などを進め、少子化の要因の一つである未婚や晩婚の改善を図る。
	児童保護費等給付事業 (こども課)	出産費用の負担が困難な産婦や、生活支援施設等に入所した母子に対して経済的負担の軽減と自立を促す。 小児慢性特定疾病児童の日常生活の便宜を図る。
	児童手当給付事業 (こども課)	家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として手当を支給する。
	(総合戦略) 子ども医療費助成事業 (こども課)	安心して子育てができるよう、医療費の助成を行い、経済的な負担の軽減を図る。

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
病児保育施設への運営委託を行う。	10,508		
子ども・子育て支援新制度の確認を受けた民間保育施設と連携して、保護者の就労を支援して子育てと仕事の両立を図るため、保育園運営委託や休日保育等の特別保育への支援を行う。	529,990		
子ども・子育て支援に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため、国の基本方針に即した5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画の進捗・管理を行うとともに、子育て支援サイトの維持管理を行う。	984		
学童クラブ10カ所の円滑な運営を行う。	85,840		
提供会員の資質の向上のための研修会、会員数及び利用者の増加を図るためのPR活動などを実施する。 平成24年度から1時間当たり200円を助成し、平成25年度からひとり親家庭に対して1時間当たり400円を助成する。	2,282		
中学生までの子どもがいる世帯に市内協賛店の特典が受けられる「ごせんにこパス」を交付する。	1,321		
遊び場の提供や子育てに関する講習会、相談や助言などを行い、子育て支援センター4カ所の円滑な運営を行うとともに、村松子育て支援センター及び総合保育園子育て支援センターで、市内在住の4歳未満の子を対象に一時預かり保育を実施する。	24,882		
乳幼児の子育てを支援するため、赤ちゃんファイルや子育て便利帳を作成し配布する。10カ月健診時に絵本を贈るブックスタート事業などを実施する。	848		
相談員による相談や、地域や企業、民間業者等と連携したセミナー、街コンなどの婚活イベント、独身男女を対象としたスポーツ教室や趣味講座などを実施するとともに、メール配信によるイベント情報の発信を行う。	1,072		
・助産施設措置費 ・母子生活支援措置費 ・小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付	3,622		
・3歳未満:15,000円/月 ・3歳以上～小学校卒業まで 第1・2子:10,000円/月 第3子以降:15,000円/月 ・中学生:10,000円/月 ・所得超過者:5,000円/月	782,689		
子ども医療費助成 入院・通院 0歳～高校3年生相当まで 一部負担金 通院:月の初日から4回まで530円(5回目以降無料) 入院:1日1,200円	142,265		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
13 援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援		
ひとり親家庭助成事業 (こども課)	ひとり親に対して子育て支援や生活支援、経済的な支援などを行い、ひとり親家庭の健康を維持し、福祉の増進を図る。	
ひとり親自立支援給付事業 (こども課)	ひとり親家庭の自立に向け資格修得するための支援を行う。	
児童扶養手当等支給事業 (こども課)	ひとり親の児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。	
子どもの虐待・DV等防止事業 (こども課)	児童虐待を予防し、早期発見・早期対応をすることで、親子の不安を解消し、安定した生活を送れるようにする。	
5 健康で安心して暮らせるまちづくり		
14 健康づくりの推進		
まちぐるみの健康づくり事業 (市民課)	特定健診受診率向上及び疾病予防対策を図りながら、市民と一体になって市民の健康に対する意識を高め、もって市民とともに健康づくりを推進する。	
健康づくり推進事業 (健康福祉課)	健康で安心して暮らせるまちづくりのため、市民が健康の保持・増進についての意識を高め、主体的に健康づくりの推進を図れるよう支援する。	
村松保健センター管理費 (健康福祉課)	保健・福祉・その他様々な事業を行う場であり、多数の方が利用する村松保健センターを良好な状態に維持・管理する。	
食育推進事業 (健康福祉課)	健康で安心して暮らせるまちづくりのため、市民が正しい食生活を送れるよう支援する。	
(総合戦略)ごせんまるごとヘルシーガイドブック事業 (健康福祉課)	健康で安心して暮らせるまちづくりのため、「食」という視点に的を絞ったガイドブックを作成し、市民が活用することにより、自らに合った健康づくりを実践できるよう支援する。	
15 保健予防の充実		
健康診査等事業 (健康福祉課)	健康で安心して暮らせるまちづくりのため、市民が健康診査を受けることにより、自身の健康状態を確認し、疾病の早期発見、早期治療に繋げるとともに生活習慣を改善し、疾病予防を図れるよう支援する。	

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
経済的な支援及び自立に向けての支援を実施する。 ・ひとり親家庭に対し医療費を助成 ・交通労働災害遺児扶助費の支給 ・福祉資金の貸付・就業相談事業の実施	27,379		
・高等技能訓練促進費 2年以上の養成機関で修業する場合、期間中の生活費の負担軽減のために月額100,000円、市町村民税課税世帯は70,500円を支給する。 また、修了一時金として50,000円、市町村民税課税世帯は半額の25,000円を支給する。 対象資格:看護師、介護士、保育士、理学療法士、作業療法士など	1,301		
児童扶養手当を支給する。(年3回:4・8・12月) 支給額:42,000円~9,910円/月(所得に応じて) 子どもが2人5,000円加算、3人目以降に各3,000円加算	180,923		
児童福祉法に基づいた「五泉市要保護児童対策地域協議会」の関係機関が連携した対応を行い、子どもたちの人権保護や子育て支援を行うとともに、家庭児童相談員を配置して、子育てなどの悩みの解消に努める。 また、児童虐待通告受理後の迅速な対応を行う。	5,111		
全市域における地域健康推進委員会の組織作りを目指すとともに、組織に対し財政的な補助を行う。 公募したキャッチフレーズ「健診は家族の笑顔守るかぎ」を活用し、卓上のぼり旗・ゴミステーションへのチラシ掲示等を行う。	939		
・健康づくり推進協議会の開催 ・健康増進計画推進委員会の開催、計画の進行管理 ・各地域健康推進委員会での健康づくり事業の実施 ・総合型地域スポーツクラブヴィガへの委託による健康体操+10きなせやエクササイズ普及	639		
施設が安全かつ快適に利用できるよう管理を行う。	2,545		
・食育推進検討委員会成人期班の活動として、小学校の郷土料理講習会や健康づくり支援店、食育応援団普及事業の実施 ・健康づくり支援店による働き盛りを対象としたヘルシーメニュー提供事業の実施 ・職域との連携による働き盛りを対象とした生活習慣病予防事業の実施	253		
28年度:ワーキングでガイドブックの内容検討 29年度:ワーキングでガイドブックの内容検討、ガイドブックの発行 30年度:ガイドブックの普及	207		
・若年者(16~39歳で国保以外の者)等の健康診査及び保健指導の実施 ・肝炎ウイルス検診の実施	7,899		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
(総合戦略)がん予防事業 (健康福祉課)		健康で安心して暮らせるまちづくりのため、市民ががん検診を受けることにより、がんの早期発見、早期治療に繋げるとともに、生活習慣を改善し、がん予防を図れるよう支援する。
後期高齢者健康診査等事業 (健康福祉課)		健康で安心して暮らせるまちづくりのため、後期高齢者が健康診査を受けることにより、自身の健康状態を確認し、疾病の早期発見、早期治療に繋げるとともに生活習慣を改善し、疾病予防を図れるよう支援する。
地域自殺対策緊急強化事業 (健康福祉課)		健康で安心して暮らせるまちづくりのため、市民がこころの健康に関心を持ち、こころの健康づくりや不調に対する早期対応を図ることで、自殺を予防できるよう支援する。
成人歯科保健事業 (健康福祉課)		健康で安心して暮らせるまちづくりのため、市民が歯や口腔のトラブルを改善し、美味しく食事ができることで、健康的な生活が送れるよう支援する。
健康管理事業 (健康福祉課)		健康で安心して暮らせるまちづくりのため、水俣病患者や被害者手帳、医療手帳保持者及び市民に対する相談窓口体制の充実を図る。
糖尿病予防事業 (健康福祉課)		健康で安心して暮らせるまちづくりのため、市民が糖尿病についての理解を深め、早期発見、早期治療に繋げるとともに生活習慣を改善し、疾病予防を図れるよう支援する。
生活習慣病予防事業 (健康福祉課)		健康で安心して暮らせるまちづくりのため、市民が生活習慣病についての理解を深め、自らの生活習慣を改善することにより、生活習慣病を予防できるよう支援する。
訪問指導事業 (健康福祉課)		健康で安心して暮らせるまちづくりのため、生活習慣病予防、介護予防、在宅療養等についての指導が必要な者に対し、訪問指導を行うことにより、個々の状態に応じた健康で自立した生活が送れるよう支援する。
高齢者予防接種事業 (健康福祉課)		健康で安心して暮らせるまちづくりのため、高齢者がインフルエンザ及び肺炎球菌ワクチン予防接種を行うことにより、疾病の発生及びまん延を予防する。
結核検診事業 (健康福祉課)		健康で安心して暮らせるまちづくりのため、市民が結核検診を受けることにより感染者の早期発見、早期治療を行い、結核による健康被害を防止する。
子ども予防接種事業 (こども課)		予防接種を行うことで伝染のおそれがある疾病に対する免疫を獲得させ、疾病の発生及びまん延を予防する。
16 食育の推進		
食育推進事業 (学校教育課)		市民が「食」を取り巻く環境に関心をもち、食事を選択する力を身に付け、生涯にわたって健康で心豊かな生活が送れることを目的とする。

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診(胃・大腸・子宮頸・乳・前立腺・肺がん)及びがん予防教育の実施 ・子宮頸がん検診・乳がん検診については対象となる年齢の者を無料で実施する。(28年度より全ての対象者が個別検診を選択可能とする) ・胃がん検診については団塊の世代の者を無料で実施 ・胃がんリスク検診を実施(28年度より) 	76,346		
後期高齢者(75歳以上)の健康診査及び保健指導を実施	13,334		
<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者、住民対応窓口担当者等を対象とした研修会の開催 ・ゲートキーパー(地域における早期発見早期対応のための人材)の育成 ・精神保健福祉フォーラムの開催 ・こころの健康相談会、ワンストップ相談会の開催 ・職域への出前講座、広報、パンフレット等による普及啓発 	271		
<ul style="list-style-type: none"> ・歯科保健推進会議の開催、計画の進行管理の実施 ・咀嚼能力、歯周病の検査及び保健指導の実施 ・広報やパンフレット等による歯科保健に関する普及啓発 	478		
<ul style="list-style-type: none"> ・水俣病認定患者への扶助費の支給 ・水俣病相談窓口の設置 ・医療手帳や被害者手帳保持者等への訪問指導 	2,871		
<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病検診、結果指導会の実施 ・糖尿病予防教室の開催 ・糖尿病相談会の開催 ・家庭訪問等による個別指導の実施 	354		
<ul style="list-style-type: none"> ・地区ごとの健康教室の開催 ・職域と連携した出前講座の実施 	191		
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師等による家庭での療養方法及び疾病予防等に関する指導の実施 ・関係機関との連携による在宅サービスの調整 ・災害時の健康被害等への速やかな対応、健康被害の拡大防止 	292		
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者インフルエンザ予防接種の実施 対象者:65歳以上の人及び60~64歳で障害を有する人(身体障害者手帳1級程度) ・高齢者肺炎球菌ワクチン接種の実施 対象者:65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の人及び60~64歳で障害を有する人(身体障害者手帳1級程度) 	44,014		
<ul style="list-style-type: none"> ・結核検診の実施 対象者65歳以上 	2,450		
<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種:BCG、四種混合、麻疹・風疹、二種混合、日本脳炎 水痘・ヒブ・小児用肺炎球菌・子宮頸がん予防ワクチン ・中学3年生以下を対象にインフルエンザ予防接種費用の助成を実施。 	81,386		
<ul style="list-style-type: none"> ・食育意識啓発の推進(食育だよりの発行) ・地産地消の推進(農業交流事業) ・食文化を伝承する機会の充実(郷土料理講習会) 	540		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
17 高齢者福祉・介護保険の充実		
介護サービス適正化事業 (高齢福祉課)	介護サービスの利用者側・提供者側双方に介護保険制度を周知して理解を深めてもらい、介護保険財政の健全な運営に資する。	
介護サービス利用低所得者対策事業 (高齢福祉課)	介護サービスを利用している低所得者の負担軽減を図る。	
(総合戦略)家族支援事業 (高齢福祉課)	介護における心身の悩みや経済的負担を抱える家族に対し、様々なサービスを提供し、在宅介護の継続を支援する。	
高齢者生活支援事業 (高齢福祉課)	高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるように支援を行う。	
要介護者支援事業 (高齢福祉課)	介護が必要になった高齢者とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援する。	
(総合戦略)在宅介護支援センター運営事業 (高齢福祉課)	介護予防の推進を図るとともに、身近な相談窓口として高齢者やその家族への相談支援を行う。	
高齢者支援事業 (高齢福祉課)	高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を続けることができるよう実態把握のための訪問や、個々の状況に応じたサービスの提供を支援する。	
養護老人ホーム等運営管理事業 (高齢福祉課)	在宅での生活が困難な高齢者を支援するため、食事及び居住の場を提供し支援する。	
いきいきシニアプラザむらまつ整備事業 (高齢福祉課)	村松地域の空き店舗などを活用して高齢者が集える場所を整備し、介護予防のための事業を行う。	
介護予防推進事業 (高齢福祉課)	高齢者が、活動的でいきいきと暮らせるよう介護予防を推進する。	
地域包括支援センター事業 (高齢福祉課)	高齢者や家族が安心して地域で暮らせるよう包括的に支援する。	
五泉地域包括支援センター管理運営事業 (高齢福祉課)	高齢者の方に関するあらゆる相談窓口として、五泉地域包括支援センターの施設管理運営を行う。	
年金生活者等支援臨時福祉給付金事業 (高齢福祉課)	低所得の高齢者を対象に臨時福祉給付金の支給を行い、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。	
18 安全・安心な保健・医療体制の充実		
地域医療確保事業 (健康福祉課)	市民が健康で安心して生活できるよう、五泉地域の一次医療及び二次医療を恒常的に確保し、地域の医療需要に応じた医療体制を整備する。	
(総合戦略)救急医療対策事業 (健康福祉課)	救急患者が夜間や休日でも迅速かつ適正な医療が受けられるよう、救急指定病院及び五泉市東蒲原郡医師会への補助・委託等により、救急医療の確保を図る。	

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
すべての介護サービス利用者に対して、4カ月ごとにサービス利用料を含む保険費用額を通知する。	856		
施設入所サービス、訪問介護サービス、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する際の低所得利用者負担を軽減する。また、高額の利用サービスを利用している人に対して、上限額を超えた額を給付する。	453,134		
介護者同士の交流の場の提供、介護用品券の支給、介護手当扶助金の支給、及び認知症対策の推進を図る。	18,925		
福祉電話や緊急通報装置の貸与、日常生活用具の給付、雪下ろし助成、地域ふれあい補助事業等を実施する。	12,706		
住宅改修費用の助成、在宅寝たきり高齢者の訪問理美容についての補助、介護保険上乘せサービス、布団洗濯乾燥等を提供する。	13,187		
5ヶ所の在宅介護支援センターにより、介護予防教室、転倒予防教室、初期認知症予防教室等を実施するとともに、訪問による相談支援、各種申請代行、各種事業の対象者把握を行う。	13,750		
一人暮らし高齢者の見守りや安否確認のための訪問、軽度生活援助サービス、介護認定が自立でサービスの必要な高齢者に居宅介護等のサービスを提供する。	31,464		
養護老人ホームや生活支援ハウスを提供する。	158,232		
トイレの改修、手すりの設置等バリアフリー化、その他内装等改修工事を行う。	9,148		
お茶の間サロンの開催支援などの各種介護予防事業を実施する。	19,938		
五泉、村松2つの地域包括支援センターにおいて、総合相談、虐待予防、地域ケア会議の開催、ネットワークの構築など、包括的に行う。	46,074		
五泉地域包括支援センターの施設管理運営を行う。	6,750		
平成27年度の臨時福祉給付金の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる人を対象者として、一人につき30,000円を支給する。	211,987		
南部郷厚生病院(さくら福祉保健事務組合)の運営を医療法人真仁会に委託し、地域医療を確保する。	132,326		
・旧三市中蒲原地区区内の輪番制による二次救急医療の確保への支援 ・五泉市東蒲原郡医師会による休日・祝日及び土曜日午後の一次救急医療の確保への支援 ・五泉市東蒲原郡医師会が設置・運営する平日夜間診療所事業への助成	25,327		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 事 務 事 業 名		
19 社会保障制度の円滑な運営の推進		
(総合戦略)特定健康診査等事業 (市民課)	健康で安心して暮らせるまちづくりのため、平成20年度から医療保険者に義務づけられた特定健診を実施し、対象者の生活習慣病対策を推進する。	
保健衛生普及事業 (市民課)	医療費適正化のため、被保険者の医療費に対する認識を深め、適正受診に導く。	
健康づくり事業 (市民課)	健康で安心して暮らせるまちづくりのため、疾病の早期発見を推進し、また国保事業に対する認識を深める。	
早起き健康づくり事業 (市民課)	市民の健康づくりとして、運動習慣の定着のきっかけとなるように、新たに健康体操などの取り組みを行うことを支援することによって、将来的な医療費の抑制を図る。	
国保保健指導事業 (市民課)	「特定健康診査等実施計画(第2期)」の目標値を達成できるように、特定健康診査受診率の向上、被保険者の健康の増進を図る。	
後期高齢者人間ドック助成事業 (市民課)	後期高齢者医療制度の被保険者の健康増進を図り、安心して生活ができるように、人間ドック受診に対して助成を行うことで、人間ドック受診を促進する。	
生活保護扶助事業 (健康福祉課)	国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康的で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。	
生活保護適正実施推進事業 (健康福祉課)	国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康的で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。	
生活困窮者自立支援事業 (健康福祉課)	生活困窮者自立支援法の制定に伴い、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業、住居確保給付金、家計相談支援事業などにより、生活困窮者の自立を促進することを目的とする。	
生活保護費扶助事業 (健康福祉課)	国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康的で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。	
臨時福祉給付金事業 (健康福祉課)	平成26年4月からの消費税率引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と合わせ低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として臨時給付金を支給する。	

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
平成24年度策定の「五泉市特定健康診査等実施計画(第2期)」に基づき特定健診・特定保健指導を実施する。 メタボリック予防教室を開催し、特定保健指導対象者に対し、運動・食生活等の指導を行う。受診率向上を図り将来の医療費削減につなげる。	34,641		
医療費の額・医療機関名等を記載した医療費通知を年4回送付する。 ジェネリック医薬品の普及促進を図るため、ジェネリック医薬品差額通知を年2回送付する。	2,171		
健康で安心して暮らせるまちづくりのため、次の事業を行う。 ・人間ドック、脳ドック費用の助成事業 25,000円を助成 ・訪問指導事業	27,457		
新たに健康体操等を取り組むための支援として、健康体操の指導、ラジオ体操CDの貸し出しを行い、また取組を行った町内会などのグループ(2人以上)に対して、記念品(人数分のタオルカススポーツダイアリー)を贈呈する。	78		
・国の助成事業を活用し、在宅栄養士・在宅看護師による未受診者を対象とした家庭訪問を行い、健康意識調査や受診勧奨を行う。 ・40歳未満の国保被保険者に対する健診及び生活習慣病予備群への保健指導を行う。	3,398		
後期高齢者医療制度の被保険者が人間ドックを受診する場合、1年度につき1人1回に限って1万円の助成を行う。同一年度に後期高齢者医療制度の健康診査や国保の特定健診・ドック助成を受ける場合は対象としない。平成27年度の実績見込から80人の対象者を見込む。	800		
生活保護事業の執行のため必要となる、嘱託医報酬や報償費、旅費、需用費、医療費支払事務や電算システム管理の委託料、救護施設に対する負担金。	3,596		
生活保護の適正な運営を確保するため、就労支援専門員の雇用、診療報酬明細書の点検強化等による医療扶助の適正化、職員の資質向上のための研修の実施、収入資産調査の充実強化等を推進する。新潟県緊急雇用創出事業特例基金と国費10/10補助による事業。 平成27年度より補助率について見直しがされた。 ・診療報酬明細書点検等充実事業 10/10→3/4 ・扶養義務調査充実事業 10/10→3/4 ・関係職員等研修・啓発事業 10/10→1/2	1,530		
くらしの支援センターにおいて、自立相談や、住居確保給付、家計相談などを行い、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援の強化を図る。	15,657		
法定受託事務として、国で定める保護基準により、生活費・医療費・住宅費・教育費等、被保護者が最低生活を維持するために不足しているものを、現金又は現物支給で補う。	485,000		
平成28年度の市民税(均等割)が課税されていない人(課税者の扶養親族と生活保護受給者等を除く)を対象として、1人につき3千円を支給する。 支給対象者のうち、障害・遺族基礎年金の受給者について、1人につき3万円を支給する。	61,700		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策 名		
6	安全な生活環境を守るまちづくり	
20	安全・安心な水の供給	
	配水管更新事業 (上下水道局)	災害に強い水道施設を構築するため、石綿管等老朽管の更新及び管網の整備を行う。
	配水池増設事業 (上下水道局)	水道事業統合及び災害に強い水道施設を構築するため、配水池の増設を行う。
	水源増設事業 (上下水道局)	水道事業統合及び災害に強い水道施設を構築するため、水源の増設を行う。
	浄水場施設整備・更新事業 (上下水道局)	浄水場等施設は竣工以来30年を経過しているため、順次整備更新し、水の安定供給を図る。
	簡易水道統合事業 (上下水道局)	水道事業統合計画により、上水道に近接する簡易水道を管路で接続し、一体化した水道施設の構築を図り、安全で安心な水の安定供給を図る。
	簡易水道基幹改良事業 (上下水道局)	災害に強い水道施設を構築するため、管路等施設の更新や浄水処理施設の改良を行うことにより、安全で安心な水の安定供給を図る。
	簡易水道維持管理事業 (上下水道局)	日々の水質管理及び施設の維持管理を行い、安全で安心な水の安定供給を図る。
21	交通安全と防犯の推進	
	(総合戦略)防犯等対策事業 (総務課)	地域などにおける犯罪・事件・事故の防止策として、防犯活動を支援し、安全・安心に暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。
	防犯灯整備・維持事業 (総務課)	地域などにおける犯罪・事件・事故の防止策として、防犯灯を設置し、安全・安心に暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。
	交通安全啓発事業 (環境保全課)	交通安全教室の開催や街頭指導を実施して、市民から交通ルールを身につけてもらい交通事故の防止を図る。また、高齢者による交通事故防止を図るため、高齢者の運転免許証の自主返納を支援する。
	交通安全施設整備事業 (環境保全課)	カーブミラーなどの交通安全施設の整備や自転車駐車場の管理を行うことにより、歩行者と運転者の安全を確保する。
	消費者行政活性化事業 (商工観光課)	消費者への啓発活動や相談業務、消費者協会への支援等により、安全・安心な生活を向上させる。

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
石綿管を含む老朽管の更新工事及び管網の整備を計画的に進める。	458,100		
村松配水区及び五泉東部配水区の配水池を増設するため、増設工事を行う。	22,000		
五泉配水区及び村松配水区に水源を増設するため、調査、設計、増設工事を行う。	52,100		
老朽化した施設を計画的に整備更新し、水の安定供給を図る。	1,307		
簡易水道事業の上水道事業への統合を目指し、水道事業統合計画に沿って計画的に整備工事を進める。	821,137		
災害に強い水道施設の構築を目指し、施設の整備更新工事を計画的に進める。	405		
日々の水質管理及び施設の維持管理を行い、安全で安心な水を供給する。また、上水道事業への統合に向けて、維持管理コストの削減を図る。	9,668		
防犯活動の支援として、防犯組合連合会への負担金の支出を行う。 また、五泉駅南側と北五泉駅西側に防犯カメラを設置し、更なる犯罪抑止に寄与する。	1,734		
地域の安全安心を確保するため、市が管理する集落間の防犯灯の新設及び維持管理を行う。 町内会等で管理する集落内の防犯灯の電気料を市で負担する。 CO ₂ 排出量削減による環境負荷軽減のため、町内会が行う防犯灯のLED化に対し支援を行う。	42,915		
交通安全教室の開催や広報誌等の活用により、交通安全意識の高揚と普及を推進するとともに、交通安全運動等を警察や関係団体と連携して実施し、交通事故の防止に努める。また、高齢者が運転免許証を自主返納した場合、返納者に対しふれあいバス・乗合タクシー「さくら号」の回数券を給付する。	8,510		
歩行者や運転者の安全を確保するため、カーブミラー等を設置し、危険個所には交通安全看板などの交通安全施設を整備する。 また、老朽化した五泉駅前自転車駐車場の修繕を年次計画により実施する。	5,736		
消費者のトラブルなどの被害防止に努める。また、消費生活センターを活用し相談業務の充実を図る。 ・消費生活センターを活用した専門の相談員による助言や支援 ・消費者被害の拡大を防止するため、早期に広報等を通じ周知 主に環境問題などに取り組んでいる消費者協会事業への支援	2,191		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
22 地球環境の保全		
動物愛護事業 (環境保全課)	市民が動物愛護精神を持ち、ペット動物の適正な飼養を実施するとともに、自然環境を守ることで、野生動物と共生できる環境づくりを目的とする。	
環境保全啓発事業 (環境保全課)	市民に対し、五泉市環境基本計画に基づく循環型社会の構築と豊かな自然環境の継続についての理解を求め、省エネなどの環境に対する意識を高める。	
公害対策事業 (環境保全課)	公害の発生を抑え、快適な市民生活を目指す。	
水環境保全事業 (環境保全課)	清流や豊富で良質な地下水は、市民が共有する貴重な財産であるとともに、地域固有の資源として捉え、「まちづくり」の視点から良好な水環境を保全する。	
地球温暖化防止事業 (環境保全課)	市の事務事業全般において地球温暖化防止施策を率先的に推進するとともに、地域における省エネ等の地球温暖化防止意識の向上を図る。	
7 非常時に十分な対応ができるまちづくり		
23 信頼できる消防・救急・救助体制の推進		
消防団活動業務 (消防本部)	消防団員の活動に対する対価及び士気の高揚を図る。	
消防団員確保・増員計画事業		
(総合戦略)マイ消防団パスポート事業 (消防本部)	地域防災の担い手である消防団員の確保・増員を図る。	
消防施設等整備事業		
本署改修整備事業 (消防本部)	老朽化した本署の施設改修を行い、施設の適正な維持管理と消防施設としての機能を強化する。	
村松分署改修整備事業 (消防本部)	老朽化した分署の施設改修を行い、施設の適正な維持管理と消防施設としての機能を強化する。	
耐震性防火水槽等整備事業 (消防本部)	火災による被害を最小限に抑えるため、防火水槽の設置により、消防水利の充足率を高め、かつ、消防水利の維持管理に努める。	
消火栓整備事業 (消防本部)	火災による被害を最小限に抑えるため、消火栓の設置により、消防水利の充足率を高め、かつ、消防水利の適切な維持管理に努める。	

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
迷い犬、野良猫、野生鳥獣の保護、探鳥会への参加、また有害鳥獣駆除及び有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業の実施。 ・狂犬病予防集合注射の実施 ・有害鳥獣捕獲担い手緊急確保事業補助金	1,604		
環境保全に関する啓発事業を実施する。 ・環境審議会及び水と緑のまちづくり環境協議会の開催 ・自然環境の保全(菅名岳郷土の森散策道の維持管理ほか) ・環境基本計画(H30～)策定作業(H28、29)	7,299		
継続的な水質検査等を実施し、市民からの情報提供や通報に迅速に対応する。 ・能代川、早出川の水質検査 ・工場排水水質検査 ・自動車騒音常時監視	4,340		
地下水・湧水の定期的な水質等調査及び河川・地下水等の放射性物質調査を実施する。 また、中小河川の水質等調査を実施する(H29)。	1,285		
温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー使用の合理化についての率先行動及び啓発事業を実施する。 ・新エネルギーに関する普及啓発(省エネ設備補助金の拡充ほか)	3,744		
災害現場における消防団員の安全管理を徹底するとともに、装備等の充実を図り、より良い活動環境づくりに努める。	69,354		
地域防災の担い手である消防団員の確保・増員を図るため、消防団員証を提示することにより割引や特典などの優遇を受けることが出来る協賛店等を確保する。	773		
女性職員用のシャワー室の設置工事を実施する。	2,000		
女性用トイレ設置工事を実施する。	800		
火災発生時に迅速な消火活動を行うため、消火栓設置が困難な地域に、消防水利の基準に基づき耐震性防火水槽を設置する。また、既設の防火水槽の整備を行う。	26,315		
消防水利の不足地域に、消防水利の基準に基づき計画的に消火栓を設置する。また、既設消火栓の移設工事等を行う。	10,345		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
事 務 事 業 名		
	消防団施設等整備管理事業	
	消防団施設整備事業 (消防本部)	消防団の機能向上を図るため、老朽化した消防器具置場とホース乾燥柱を計画的に更新する。
	消防団車両整備管理事業	
	小型動力ポンプ整備事業 (消防本部)	消防団装備の能力向上を図る。
	小型動力ポンプ積載車整備事業 (消防本部)	消防団の機動力を向上させるための機械整備を行う。
	(総合戦略)救急救助活動業務	
	救急救助活動運営事業 (消防本部)	救急・救助活動に係る経費及び、その活動を円滑に行えるよう管理する。
	救急隊員育成事業 (消防本部)	各種救急事故から市民の生命、身体を守るため救急隊員の資質向上を図り、高度な救急活動を行うことにより、救命率の向上を図る。
24 防災意識の高揚と防災施設整備の推進		
	(総合戦略)防災関係業務 (総務課)	災害等に対し、迅速かつ的確に対応できる体制をつくる。 防災と自助・共助・公助への理解度を高め、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを目指す。
	震災避難者支援事業 (総務課)	避難者に対しての情報提供、交流を目的とする。
	防災訓練事業 (総務課)	市内の各地域で、地域防災訓練を実施し、災害時における防災活動の円滑化と地域住民の防災に対する理解、防災意識の高揚を図る。
	防災基盤整備事業 (総務課)	緊急情報を収集し、速やかに市民や関係機関・職員へ伝達するための基盤を整備する。 備蓄用の資材・食料等について、災害時に備え、目標数量を確保する。

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
消防団施設の機能向上及び団員活動の安全性向上を図るため、老朽化した消防器具置場とホース乾燥施設を更新する。 ・消防器具置場(1棟) ・ホース乾燥柱(3基)	10,016		
地域防災力の強化を図るため、老朽化した小型動力ポンプを計画的に更新する。 ・小型動力ポンプ更新(3台)	4,800		
小型動力ポンプ昇降装置未装備の積載車に昇降装置を取り付ける。 (2台)	1,599		
救急・救助活動が円滑に行えるように救命処置用資機材等を配備し、隊員が活動しやすい環境を整え、災害から市民の生命・身体及び財産を保護する。	4,014		
救命率の向上並びに年々高度化する救急業務に対応するため、救急救命士等救急隊員に対する各種研修・病院実習等生涯教育の充実を図る。	920		
防災関係等に係る一般管理及び災害等の対応経費。 ・防災会議 市の防災対策の基本となる地域防災計画を策定する。年1回。 ・公共施設除雪等事業 降雪時に各公共施設管理者からの要請を受け、屋根雪下し作業を業者へ委託する。 ・自主防災組織の育成 災害に備え、自助・共助の意識を高めて防災組織づくりを促すよう、また既に設立されている組織の活性化を図るよう、支援を拡充し積極的に推進する。 ・あんしんメール事業 登録者へ防災・防犯・火災情報などをメール配信する。 ・被災者住宅支援事業 被災者が、自ら住むための住宅を借りた場合、家賃の一部を助成する。	6,072		
・茶話会等の経費 ・避難者温泉施設利用助成	138		
・災害時要援護者安否確認、応急救護、住民避難等を自主防災組織や住民が体験し、防災知識・技術の向上を図る。 ・各種訓練の実施により、防災関係機関の連携強化を図る。	379		
防災対策の基盤を強化するため、年次的に機器、設備、備蓄等を整備する事業。 ・非常用食料等の備蓄と備品の整備 ・河川監視カメラの維持管理 ・衛星携帯電話の維持管理 ・新潟県総合防災情報システムの維持管理 ・新潟県防災行政無線の更新(Vサット) ・全国瞬時警報システムの維持管理(Jアラート) ・県震度情報ネットワーク回線の維持管理 ・地図情報システムの維持管理(GIS) ・防災行政無線(デジタル式)の維持管理	26,757		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策 名		
	緊急雇用創出事業 (地域コミュニティ復興支援事業) (総務課)	東日本大震災の避難者に対して雇用の場を確保するため、避難者のための交流・支援サポートルームを設置し、人員を配置する。
	(総合戦略)水防事業 (都市整備課)	五泉地域防災計画(水防計画)に基づいて水防事務を処理する。また市民の防災意識のより一層の普及啓発を図る。
	河川管理事業 (都市整備課)	豪雨による浸水被害の発生を最小限に抑えるため、河川・水路を適切に維持管理し、排水機能等を健全に維持する。
	河川整備事業 (都市整備課)	河川・水路を整備することで浸水被害の低減と生活環境の向上を図る。
	雨水管渠維持管理事業 (上下水道局)	下水道施設の老朽化に対し、修繕等の維持管理を適切に行うことにより、施設機能を維持する。
	雨水管渠整備事業 (上下水道局)	降雨時における市民の生命・財産を守るため、雨水管渠(幹線)施設の整備を推進し、浸水被害を軽減する。
25 雪害対策の推進		
	(総合戦略)除雪事業 (都市整備課)	冬期間における道路交通の確保を図り、快適な住環境を作る。
	雪寒地域道路整備事業 (都市整備課)	冬期間における道路交通の確保を図り、快適な住環境を作る。
2 安心の泉水(いずみ) 計		

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
東日本大震災の避難者に対するの情報提供、新聞等の閲覧、避難者に対するの相談受付、総合交流を実施する。	1,385		
・水防演習 ・水防作業 ・能代川等樋門操作委託	5,329		
豪雨による浸水被害の発生を最小限に抑えるため、河川、水路を適切に維持管理し、排水機能等を健全に維持する。 また、雨水排水ポンプ等を適切に維持管理する。	8,159		
河川、水路を整備することで浸水被害の低減と生活環境の向上を図るため、計画的に整備する。	13,140		
滝谷川からの逆流防止用放流ゲートの施設点検、小新保雨水幹線の法面の草刈等。 雨水排水路の機能確保のため、ストレーナー等の維持管理。 施設管理のための雨水台帳整備。	5,356		
村松市街地の浸水被害を軽減するため、新町から、村松高校裏までの中央雨水幹線を整備する。 横町・白山雨水幹線に、長寿命化計画に則した老朽管対策を推進するため、既設管渠内面を補強することにより、管渠を更生する。	196,000		
冬期間における道路交通の確保を図るため、除雪体制を維持する。	224,184		
冬期間における道路交通の確保を図り、快適な住環境を作るため、計画的に消雪パイプを整備する。	116,700		
	6,107,181		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
3 ふれあいの泉水(いずみ)		
8 青少年を地域ぐるみで育むまちづくり		
26 青少年を地域ぐるみで育む環境整備の推進		
青少年健全育成事業 (生涯学習課)	社会環境の変化等により、各家庭だけでは対処できない問題が増えているため、青少年健全育成団体への支援を行い、青少年の健全育成を図る。	
青少年相談事業 (生涯学習課)	悩みを持つ青少年や保護者の相談に応じ、適切な助言や援助を行うとともに、青少年を取り巻く環境の整備や啓発活動を推進する。	
青少年指導員事業 (生涯学習課)	青少年の非行を防止するため、青少年を取り巻く社会環境の浄化を推進し、健全育成に努める。	
家庭教育推進事業 (生涯学習課)	市内保育園・幼稚園・小中学校の保護者を対象に家庭教育学級や研修会を開催し、家庭教育の重要性を周知するとともに、家庭教育力の向上を図る。	
チャレンジランド杉川運営管理事業 (生涯学習課)	市民の健康増進及び野外活動の拠点施設として、常に快適に利用できるように施設の維持管理と整備充実を図る。	
9 地域で支える福祉のまちづくり		
27 地域における福祉活動の充実		
ボランティア育成事業 (健康福祉課)	加齢や障がいにかかわらず、住み慣れた地域でいつまでも生活できるようにするため、ボランティアセンターが中心となり、市民が積極的にボランティア活動に参加できるような環境整備を行う。	
福祉会館管理運営事業 (健康福祉課)	高齢者や障がいを持つ人々をはじめ、市民が地域の人々とふれあいを保ちながら、安心・充実した日常生活を営むことができる福祉のまちづくりに、積極的に参加することができる活動拠点作りを行う。	
民生児童委員等活動事業 (健康福祉課)	民生委員・児童委員が地域において効果的な支援相談を実施するため、資質向上と行政をはじめとする関係機関との連携強化を図ることで、民生委員・児童委員が活動しやすい体制づくりを推進する。	
社会福祉協議会運営補助事業 (健康福祉課)	加齢や障がいにかかわらず、住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、社会福祉協議会が主体となって、採算性のみにとらわれず様々な福祉事業を推進する。	
援護等一般事業 (健康福祉課)	先の大戦で犠牲になった方々に対し追悼の意を示すために援護施策を行う。 行旅死亡人、行旅病人が社会一般的に援護されるよう支援する。	
10 多様な文化にふれあうまちづくり		
28 国際化に向けた環境整備の推進		
市民の国際感覚の育成事業 (総務課)	国際交流推進団体と連携し、団体が実施するさまざまな交流事業を積極的に支援し、国際化に向けた環境づくりを進める。また、外国籍市民も暮らしやすいまちを目指す。	
3 ふれあいの泉水(いずみ) 計		

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
各地区の青少年健全育成団体の充実を促すとともに、連合体組織「五泉市青少年健全育成市民会議」を支援し、効率的な事業運営や組織強化を図る。また、地域子ども会の活動を支援し、地域で子どもを育む意識の高揚を図る。	→		
	900		
悩みを持つ青少年や保護者が相談しやすい環境を整備するため、面接相談、電話相談のほか必要に応じ訪問相談も行う。また、広報活動を通して青少年健全育成意識の啓発を図る。	→		
	2,352		
青少年指導員が街頭を巡回し、未然に非行行為を防止するとともに、不審者対策を行う。	→		
	1,534		
家庭教育力の向上を図るため、家庭教育学級を全ての保育園・幼稚園・小中学校で開設し、子育て等における保護者の意識を高める機会を提供する。	→		
	1,292		
常に快適に利用してもらうために、各種の業務委託や修繕等を行い、利用者が安全・安心に利用できるようにする。	→		
	11,472		
ボランティアセンターの運営補助を実施する。	→		
	755		
市民の健康増進と福祉向上を図るとともに、各種福祉団体活動等の拠点施設の管理運営にあたるため、指定管理者を選定し、その目的実現に努める。 平成28年度は駐車場の整備を実施。	→		
	17,987		
民生委員・児童委員が、各種研修や調査活動を実施するための経費を、委託料により支弁する。	→		
	5,832		
五泉市社会福祉協議会職員の人件費補助を実施する。	→		
	11,931		
・国で定められた各種援護施策の実施 ・戦没者遺族激励会の開催、無縁仏供養等を委託により実施 ・遺族会活動、更生保護活動に対する補助を実施 ・行旅死亡人の埋葬供養を実施	→		
	2,363		
(国際交流補助事業) ○五泉市国際交流協会 ・中学生海外派遣(オーストラリア クイーンズランド州) ・協会機関紙(ふれんず発行) ○モンゴル子ども交流委員会	→		
	6,555		
	62,973		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策 名		
4	活気の泉水(いずみ)	
11	活力ある商工業を育むまちづくり	
29	商業の活性化	
	(総合戦略)経済活性化推進事業 (商工観光課)	市内小規模事業者の経営の安定化と基盤強化等を図るための経済動向調査や経営相談・講演会等の支援を行う。 また、マイホーム建設、リフォーム工事の住宅関連業界の振興と住環境整備に支援を行うほか、新たに起業を行う意欲ある事業者に対し補助する。
	(総合戦略)金融対策事業 (商工観光課)	市内の中小商工業者の経営の安定と地場産業の育成振興を図り、円滑な資金運用ができるよう金融支援を行う。
	(総合戦略)まちづくり推進事業 (商工観光課)	商店街と連携したイベントの開催などで賑わいのある商店街をつくる。
	(総合戦略)商業活性化支援事業 (商工観光課)	商店街の活性化と小売業者の販売拡大、小規模事業者の経営の安定化と基盤強化等を図るため、各団体が行う事業などを支援する。
	露店市場管理運営事業 (商工観光課)	買物客の利便向上及び出店者の販売拡大を図るため、市場の管理運営や環境整備をする。
	臨時露店市場管理運営事業 (商工観光課)	苦情や事故無く市民が安全に祭礼を楽しめるように、臨時露店出店用に道路占用や道路使用、交通規制等の許可申請を行う。
	(総合戦略)ごせん起業者応援事業 (商工観光課)	雇用創出や定住促進を図るため、五泉で起業を考える人に向けた創業支援を行う。
30	工業の活性化	
	(総合戦略)工業活性化支援事業 (商工観光課)	織物工業、木材製材業及び建築業組合の関係組合の取り組みを支援し、地場産業の振興を図る。
31	雇用環境の整備と充実	
	(総合戦略)ファミリー住まいる応援事業 (企画政策課)	人口の減少を食い止めるために、新婚世帯や子育て世帯が市内に居住しやすい環境を整備することにより、若い世代の定住を促進し、活気あるまちづくりを目指す。

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
<p>商工関係団体が行う相談業務等の支援やマイホーム建設、リフォームを行う建設者に対して工事費の一部を補助する。また、新たに起業を行う意欲ある事業者に対し補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五泉商工会議所が実施する相談や指導事業 ・村松商工会が実施する経営改善普及事業等 ・マイホーム建設者に対して、工事費の一部を補助 ・住宅のリフォームを行う建設者に対して、工事費の一部を補助 ・マイホーム建設者が、五泉産の木材を一定量使用した場合、五泉産材購入費の一部を補助。 ・新たに起業を行う事業者に対し創業に係る経費の一部を補助 	50,399		
<p>金融機関に資金預託を行い、長期固定で低金利の各種制度資金メニューを市内中小企業者に提供する。信用保証協会の保証料を補給するとともに、中小企業信用保険法にかかる認定を行う。</p>	945,596		
<ul style="list-style-type: none"> ・商店街の活性化の拠点として、まちの駅「はへとふる五泉館」を情報発信や地域の交流スペースとして活用する。 ・図書館ホールでコンサート等のイベントを実施し、イベントに参加した市民がまちなかを回遊するような仕組みづくりを商店街と連携して実施する。 	5,616		
<p>各団体が実施する商業活性化事業を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五泉商業協同組合が実施する振興事業 ・村松さくらカード会が実施するポイントカード事業 ・各商店街等で管理している街路灯の電気料 ・きなせやまつり実行委員会が実施するきなせやまつり事業 	6,864		
<p>定期露店市場及び朝市の管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場の使用料集金・管理業務を委託 ・定期市場施設の清掃業務を委託 ・定期市場の除雪 	4,647		
<p>臨時露店市場の管理運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祭礼時に臨時露店の電気配線を委託 ・臨時露店市場使用料の徴収 ・祭礼時に交通整理と清掃・ごみ収集業務の委託など 	3,874		
<p>店舗の改装等出店に係る経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗等改修費補助 ・店舗等賃借料補助 ・店舗等新築費補助 	2,100		
<p>織物工業、木材製材業及び建築業の組合が実施する事業へ支援を行う。</p>	1,020		
<p>新婚世帯及び子育て世帯が市内に居住する場合、その家賃や住宅取得費用の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃等補助金 月額上限1万円×最長36か月 ・住宅取得補助金 市民100万円、これから市民になる方150万円(いずれも上限額) 	76,520		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
(総合戦略) グランドファミリー住まいる事業 (企画政策課)	若い世代の定住促進を図るため、新婚世帯及び子育て世帯を対象に住宅改修費の一部を助成する。	
(総合戦略) 五泉ふるさと同窓会応援事業 (企画政策課)	市内の学校等を卒業した者が市内で同窓会を開催する場合、同窓会経費の一部を補助し、Uターンの促進と地域経済の活性化を図る。	
(総合戦略) 地域おこし協力隊事業 (企画政策課)	地域おこしや地方での暮らしに興味のある都市部の人を地域おこし協力隊として受け入れ、市外居住者の視点から五泉の良さを市外にPRするとともに、まちづくり活動に従事してもらい、定住・定着の促進を図る。	
(総合戦略) 新大&五泉ブランド化事業 (企画政策課)	高度な専門知識を持つ大学と連携し、地域の特性に合った農産物の高付加価値化や、農産加工品の開発に向けた取り組みにより、産学官連携の新たなまちづくりを目指す。	
(総合戦略) 元気出せごせん若者ワークショップ事業 (企画政策課)	若い世代を対象に「地域の再発見」、「地域の魅力」などをテーマにしたワークショップや実践学習などを実施し、地域づくりに興味を持ってもらうとともに地域の活性化を図る。	
(総合戦略) 育メン・育ママ推進事業 (企画政策課)	企業等における従業員の出産・子育て等に関する理解を促進し、仕事と育児が両立できるよう職場環境の整備・充実を図るため、出産・子育て等に対して積極的に取り組みを行う事業所へ支援を行う。	
(総合戦略) CLT製造工場誘致事業 (農林課)	CLT製造工場を誘致することで、工場での雇用と、山元で立木の生産を担うための雇用が創出されるとともに、森林資源を利用することによる資源の循環と森林環境の整備を図る。	
(総合戦略) 20歳のための地元ハローワーク事業 (商工観光課)	成人式などの機会を捉えて若者に地元企業のPRをし、地元就職を促す。	
(総合戦略) 若年者職業的自立支援事業 (商工観光課)	仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者(若年無業者等)の職業的自立を支援する。	
(総合戦略) 企業誘致推進事業 (商工観光課)	企業の新増設等に係る借入の支払利息の一部補給及び、取得した固定資産の課税免除を行うことで一定の負担軽減を図り、企業誘致等を促進し新たな雇用の創出を図る。	
12 魅力ある農林業を育むまちづくり		
32 農産物のブランド化と安全で安心な食の推進		
農林特産品振興事業 (農林課)	産地・花のまちをPRし、市特産農産物の消費拡大を図る。	
(総合戦略) 総合戦略作物(エゴマ)栽培推進事業 (農林課)	エゴマを総合戦略作物と位置づけ、作付面積の拡大、特産品化を目指す。	
ふるさと応援寄附金事業 (企画政策課)	寄附金の拡大による歳入の確保、地元特産品の知名度向上・販路拡大を図る。	

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
既存の住宅リフォーム事業を拡充し、新婚世帯(二世帯以上同居)及び子育て世帯(三世帯以上同居)へ既存の制度と同額分を上乗せして補助する。	7,000		
出席者にU・Iターン情報やふるさと応援寄付金などの周知を行うことを条件として、同窓会経費の一部を補助する。	1,145		
先進地視察、要綱の作成などを行い、平成29年度から隊員の受け入れができるよう体制づくりを進める。	70		
「五泉市産学官連携検討委員会」において、新潟大学と連携した農産加工品の開発と新たな作物の導入を検討するため、先進事例の調査や情報収集を行う。	84		
小・中学生、大学生などの幅広い年齢層でワークショップを開催し、交流拡大を図る。	502		
企業等における産休・育休取得やワークライフバランスの推進に関して必要な支援を行うため、アンケート調査を実施し、各企業等における取り組みの状況や事例などを調査をする。	354		
CLT製造工場誘致に向け、先進地の視察研修を行い、CLTに関する知識の習得と五泉市の魅力(立地条件、メリット等)発信を行う。	206		
事業初年度で新成人を対象としたアンケート調査を実施。調査結果を踏まえて次年度以降の事業実施につなげる。	97		
就業支援のための若年者や保護者に対するセミナーの開催、就職活動に対する支援、自立後の相談等を事業実施者へ委託する。	288		
新規企業の進出や既存企業の増設等に対して支援を行うため、工場等設置奨励条例に基づく奨励委員会を開催し、指定された工場に対し奨励措置(課税免除3年・利子補給5年)を講ずる。	2,507		
・各種農産物振興まつり(チューリップ、花木、さといも、農業まつり)負担金 ・農林業推進協議会の事業に対する補助 ・東公園内ばたん百種展示園・石楠花の丘・芍薬園の維持管理及び花いっぱい運動	21,002		
・周知・宣伝費 ・作付補助	30		
寄附金額に応じてお礼の品(地元の特産品など)を贈呈する。	78,733		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
33 安定した農業経営と担い手育成の支援		
担い手育成事業 (農林課)	認定農業者や、女性農業者などの担い手を育成・確保し、安定した農業経営の確立を図り、「人・農地プラン」及び「農地中間管理事業」を推進する。また、農業団体の組織強化を図る。	
農業経営安定化推進事業 (農林課)	効率的・安定的な農業経営を図るため、経営基盤の強化等に必要な支援を行う。	
農作物生産推進事業 (農林課)	良質な農産物の生産に向け、水稻や耕作地に適正な防除を実施し、農作物を病害虫や有害鳥獣等の被害から守り、品質と生産性の向上を図る。	
(総合戦略)農作物生産推進事業 (地力パワーアップ推進事業) (農林課)	土づくり資材等購入・散布に対する支援により地力を向上させ、五泉産米の品質向上を図る。	
数量調整円滑化推進事業 (農林課)	経営所得安定対策や国・県・市の補助事業を活用し、需要に応じた水稻の生産が実施されるよう支援を行う。	
(総合戦略)数量調整円滑化推進事業 (水田農業構造改革対策事業) (農林課)	需要に応じた水稻の生産が実施されるよう、補助事業を有効に活用しながら、転作作物の生産を確立し、農家所得の向上を図る。	
34 農地、農村の環境整備		
農業基盤整備事業 (農林課)	農業基盤及び農業用施設等の整備を進めることにより、安全で安心な食糧生産基盤の確保と農業経営の安定を図る。	
農業基盤維持管理事業 (農林課)	農業用施設の適正な維持管理を行うことにより、農業の発展を図るとともに、施設の多面的機能の発揮を確保する。	
35 森林資源の利活用と保全		
治山事業 (農林課)	山地災害から生活を守るため、被害箇所の確認や復旧を行うとともに、地すべりが発生しやすい地区においては、被害の早期発見と拡大の防止を図る。	
林道等整備・維持管理事業 (農林課)	間伐等の保育施業を支援することにより、優良材の安定供給に努め、森林施業の継続を図る。森林の育成や林産物の運搬など、林業経営に不可欠な道路網の整備を支援し、森林施業の推進を図る。	
(総合戦略)林道等整備・維持管理事業 (農林課)	新植、利用間伐、枝打ち等の保育施業を支援することにより、優良材の生産に努めるとともに、森林の育成や林産物の運搬など、林業経営に不可欠な道路網の整備を支援し、森林施業の推進と林業就業者の増加を図る。	
保安林(松)保護事業 (農林課)	市民の財産である村松公園の保健保安林の保全と、愛宕山の松林を松くい虫被害から保全するため、防除並びに予防対策を行い被害の蔓延を防止する。また、五泉地区小山田も同様の松くい虫被害の蔓延を防止する。	

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
<ul style="list-style-type: none"> ・農業団体の組織強化、活動の支援 ・講演会及び先進地への視察研修 ・新規就農者に対する支援 ・農地中間管理事業 	12,747		
<ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤強化資金等の借入利子に対し利子補給 ・経営合理化資金の預託 ・農林水産業振興資金 	1,719		
<ul style="list-style-type: none"> ・病虫害予察、防除対策 ・野ソ駆除対策 ・良質米対策(水稲生産体質強化対策事業・環境保全型農業直接支援交付金) ・有害鳥獣対策 	19,050		
<ul style="list-style-type: none"> ・地力パワーアップ推進事業 	27,672		
<ul style="list-style-type: none"> ・生産調整配分・実施、確認作業等 ・経営所得安定対策の普及推進や転作作物の確認 ・県単補助による五泉市農業再生協議会への事務費の助成 	11,827		
<ul style="list-style-type: none"> ・転作作物の生産が推進されるよう市の単独補助事業(水田農業構造改革対策事業)制度で支援。 	23,200		
<ul style="list-style-type: none"> 農道整備等に係る債務負担の償還を行う。また、農業基盤及び農業用施設等の整備に係る負担金及び補助金の拠出を行う。 	133,456		
<ul style="list-style-type: none"> 農業用施設を維持管理するうえで、県や関係団体等に対し維持管理事業の補助金、負担金を拠出し施設の長寿命化を図り、農業経営の安定を図る。また、農業基盤等の多面的機能向上対策の導入により、市民参加型の維持管理体制確立に努める。 	235,313		
<ul style="list-style-type: none"> 地震及び豪雨後のパトロールや、五泉市林道協議会の管理者からの情報により、被害現場等の把握と復旧を実施する。また、地すべり危険箇所においては、地元より巡視員を採用し、定期的な巡視を実施する。 	3,256		
<ul style="list-style-type: none"> 優良木の生産の推進や作業道の改良等、森林整備にかかる事業費の一部を助成する。また、林道の適正な維持管理を推進するため、原材料等の支給を行う。 	13,172		
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化防止の推進や優良材の安定供給を進めるため、路網整備や施業の集約化に必要な活動に対して支援するとともに、計画的な森林整備を推進する。 	9,614		
<ul style="list-style-type: none"> 松くい虫の被害木を伐倒し、樹幹や枝の内部に潜むマツノマダラカミキリを薬剤により燻蒸し、死滅させ被害拡散を防止する。また、大径の松に松くい虫被害予防薬を注入し、松くい虫の樹幹内への侵入を防ぎ被害を予防する。 	7,200		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
13 地域資源を活用したまちづくり		
36 地域資源を活かした観光と都市交流		
都市消費者交流事業 (農林課)		都市(横須賀市)消費者を招いての農業体験や都市(横須賀市)における農林特産物などのPRと販売を行い、販路拡大を目指す。
(総合戦略)観光振興事業 (商工観光課)		地域資源や地域の特性を活かした観光と都市交流を推進し、当市を訪れる観光客数と経済効果を増加させる。
観光施設管理整備事業 (商工観光課)		施設の安全確保と環境整備により利用者や観光客数の増加を図る。
登山誘客推進事業 (商工観光課)		登山者の安全性の確保並びに自然環境の保護に努めるとともに、地域資源を活かし、登山客の増加を図る。
観桜時誘客推進事業 (商工観光課)		村松公園や栗島公園、桜橋の桜並木の観桜時における環境整備を行い、観桜客の増加を図る。
観光施設指定管理者委託事業 (商工観光課)		効果的・効率的な施設管理を行い、市民サービスの向上と管理経費の軽減を図る。
(総合戦略)五泉応援団交流ネットワーク事業 (商工観光課)		首都圏在住の五泉出身者との「人・もの・情報」の交流を盛んにするとともに、パートナーとして、アドバイスや情報提供を受け、地域活性化を図る。
(総合戦略)複合施設建設事業 (都市整備課)		「生涯学習と芸術文化の振興」、「観光と連動した産業振興」、この2つの機能を有し、魅力あふれる五泉市の情報発信拠点施設を整備することにより、雇用の創出、五泉ブランド力の向上が図られ、交流人口の拡大、定住人口の増加につなげることを目的とする。
4 活気の泉水(いずみ) 計		

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
<ul style="list-style-type: none"> ・農業体験事業 横須賀市の消費者を招き田植・稲刈の農業体験や地元農業者との交流を通して、五泉市の農産物等のPRを図る。 ・農林特産物のアピール事業 横須賀市衣笠商店街収穫祭で農林特産品のPRと販売。 よこすか産業まつりへ出店し、五泉市の農林特産物および物産のPRと販路拡大を図る。 	1,500		
<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源のPRを行うとともに、特産品の販売促進事業を支援する。 ・観光協会の強化・育成を図るため支援を行う。 ・五泉フードブランド推進事業などにより、五泉の特産品のPRを行う。 	26,729		
観光施設を維持管理し、施設の安全確保と環境整備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・水芭蕉公園やあじさい通りの環境整備 ・咲花温泉の源泉井ポンプのメンテナンス等に対する補助 ・観光案内・誘導看板の整備 	9,250		
各登山道の整備・管理を山岳会等に委託して、安全対策と環境の整備を行う。 また、山開きに係る費用の一部を補助する。	3,975		
観桜時の誘客促進を図るため、訪れる観光客の安全確保を図るとともに、イメージアップを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・村松公園桜まつり ・桜橋、栗島公園夜桜ライトアップ事業 	3,721		
さくらんど温泉、さくらんど物産直売所、観光開発会館、黄金の里会館の各施設を指定管理者へ施設管理を委託する。	30,190		
<ul style="list-style-type: none"> ・定期刊行物により首都圏在住の会員に対し、特産品の情報発信・販路拡大などによる交流やネットワークづくりを進める。 ・横須賀市衣笠地区で開催されている「忠犬タマ公」慰霊祭・特産品販売フェア等に参加し交流の活性化を図る。 	2,492		
市内外からの人の交流・活動を生み出し、五泉市の文化振興・産業振興の情報発信拠点となる、複合施設建設に向けた基本設計を行う。	25,507		
	1,810,244		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
5 快適の泉水(いずみ)		
14 一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり		
37 ごみの減量化とリサイクルの推進		
廃棄物対策事業 (環境保全課)	市民の生活環境の保全及び公衆衛生向上のため、一般廃棄物の適正処理と減量化を図る。	
リサイクル推進事業 (環境保全課)	リサイクルを推進し、ごみの減量化を図る。	
38 生活排水の適切な処理と生活衛生の向上		
排水対策事業 (環境保全課)	河川等の水質汚濁の大きな要因となっている、家庭からの生活排水の浄化対策として合併処理浄化槽の設置促進を図る。	
公衆衛生対策事業 (環境保全課)	地域住民による河川や側溝清掃活動など、公衆衛生協会と連携した市民参加による主体的な取り組みを促進することにより、公衆衛生の向上を目指す。	
汚水管渠整備事業 (上下水道局)	市民の日常生活と産業経済活動から生じる汚水を処理することにより、衛生的かつ文化的な生活環境の向上や、河川等の公共水域の水質改善を図る。	
汚水管渠維持管理事業 (上下水道局)	下水道施設の老朽化に対し、修繕等の維持管理を適切に行うことにより、施設機能を維持する。	
水洗化対策事業 (上下水道局)	供用開始区域内の未接続世帯を対象に、助成制度の周知等の広報活動を通じて、下水道への早期接続を促進する。早期接続により下水道使用料を確保し、下水道経営の安定化をめざす。	
15 快適な都市基盤を利用できるまちづくり		
39 安全で快適な道路整備		
街路施設等維持補修事業 (都市整備課)	整備を行った都市計画道路や駅地下道などの適正な維持管理を行い、誰もが快適に移動できる道路環境を整備する。	

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
市内の家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみ等及びし尿の収集運搬を実施する。 ・ゴミ集積箱設置事業補助金 ・一般廃棄物収集運搬委託 ・し尿処理収集委託 ・五泉地域衛生施設組合への負担金 ・五泉地域衛生施設組合構成2市1町による一般廃棄物処理施設整備広域化実施計画の策定(施設整備推進協議会への負担金)	661,142		
古紙、ペットボトル、カン、ビンの分別収集を行い、資源ごみのリサイクル率向上を図る。 ・古紙類の集団回収支援(事業主体:五泉市公衆衛生協会への活動補助) ・布団、古着リサイクル事業の実施を検討	15,605		
下水道事業認可区域外の地域で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替や、新規に合併処理浄化槽を設置する人に補助金を交付する。また、単独処理浄化槽を撤去する人に補助金を交付する。	36,712		
市民参加により生活環境の改善を図る取り組みを推進する。 ・地域住民による側溝清掃 ・害虫(アメリカシロヒトリ、マイマイガ等)対策としての防除機の貸出と薬剤費等の補助 ・公衆衛生協会への活動補助 ・簡易水道の上水道への統合事業を支援(統合水道対策負担金)	27,450		
中部処理分区(荻曽根・土深・能代地内)、南部第2処理分区(寺沢地内)、村松処理分区(深沢地内)の幹線・面整備を進める。	770,000		
汚水管渠管理用マンホール回りの舗装修繕等。 施設管理のための汚水台帳整備。 マンホールポンプの稼動状態を電話回線を通じて監視し、機器の異常を早急に感知し、適正な維持管理を図る。 特定事業所から排出される汚水や、幹線における水質を検査することにより、水質基準外の流下を防ぎ、管渠の適正な維持管理に努める。	182,386		
・新たに供用開始となった区域の世帯を対象に、公共下水道接続促進助成金及び融資制度を周知し、下水道への早期接続を促進する。 ・供用開始区域のうち接続率の低い地域を対象に説明会の開催や未接続世帯への個別要請等を行う。 ・上記の活動等を通じて、下水道接続率(平成26年度末74.8%)向上をめざし、使用料収入の確保を図る。	2,602		
整備を行った都市計画道路や駅地下道などの適正な維持管理を行う。	3,292		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策 名		
	市道管理事業 (都市整備課)	安全で快適な道路整備のため、道路法に基づく許認可業務、市道の認定、改廃業務及び道路台帳整備等を行い適切な管理に努める。
	舗装事業(単独) (都市整備課)	生活道路を舗装整備することで、歩行者・通行車輛の安全確保及び沿線住民の利便性の向上を図る。
	道路管理事業 (都市整備課)	道路の利用者が安全・安心・快適に通行できるよう道路を健全な状態に保つ。
	側溝整備事業 (都市整備課)	道路側溝の整備を行い、円滑な道路排水を確保するとともに、住民の居住環境の向上を図る。
	交通安全施設整備事業 (都市整備課)	道路の安全施設(歩道・ガードレール等)整備を行い、道路利用者の安全確保を図る。
	舗装補修事業 (都市整備課)	生活道路を舗装整備することで、歩行者・通行車輛の安全確保及び沿線住民の利便性の向上を図る。
	道路改良事業(単独) (都市整備課)	道路の新設、既設道路の拡幅整備を行い、地域間の連絡性を高め、利用者及び周辺住民の安全性、利便性を向上させ、緊急車輛の通行もできるようにする。
	道路改良事業(三本木中野3号線) (都市整備課)	主要地方道新津村松線と新潟五泉間瀬線を結ぶ、五泉市の外郭環状の一部にあたる重要路線であり、地域間の交通連携と安全な交通確保の推進を図る。
	橋梁管理事業 (都市整備課)	道路における重要な構造物である、橋梁の維持管理並びに改築を行うことで、市民の安全な通行の確保を図る。
	五泉駅周辺整備事業 (都市整備課)	五泉駅周辺の交通機能改善と、にぎわいの再生を図る。
40 公共交通機関の利用しやすい環境整備		
	(総合戦略)生活路線バス支援事業 (企画政策課)	民営バス事業者が運営する生活路線バスの赤字に対して補助金の交付を行うことにより、バス事業者の経営の安定化と地域住民の交通手段の確保を図る。
	(総合戦略)地域公共交通活性化・再生総合事業 (企画政策課)	ふれあいバスや乗合タクシー「さくら号」の運行に対する支援を行うことにより、市内公共交通の維持・確保を図る。
	北五泉駅券売所管理運営事業 (商工観光課)	公共交通機関を安全で快適に利用できる環境を整備し、利用者の利便を図る。

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
市道認定、道路改良等により整備された市道について道路台帳及び附図の整備、更新を行う。 道路敷内に存在する私有地の用地測量を実施し、寄付等により処理を行う。	9,012		
歩行者、通行車輛の安全確保及び沿線住民の利便性の向上を図るため、計画的に生活道路の舗装整備を行う。	6,000		
道路の利用者が安全、安心、快適に通行できるよう計画的な維持管理に努め、道路を健全な状態に保つ。	33,877		
計画的に道路側溝の整備を行い、円滑な道路排水を確保するとともに住民の居住環境の向上を図る。	56,500		
道路の安全施設(歩道、ガードレール等)整備を行い、道路利用者の安全を図る。	8,000		
歩行者、通行車輛の安全確保及び沿線住民の利便性の向上を図るため、計画的に生活道路の舗装補修を行う。	74,600		
計画的に道路の新設、既設道路の拡幅整備を行い、地域間の連絡性を高め、利用者及び周辺住民の安全性、利便性を向上させる。	110,900		
五泉市の外郭環状の一部にあたる幹線として三本木中野3号線道路改良工事に着手し、安全で快適な交通を確保する。	93,480		
道路における重要な構造物である、橋梁の維持管理並びに改築を行うことで、市民が安全に通行できるようにする。 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の維持管理に努める。	39,776		
五泉駅周辺のぎわいの再生に向けて、鉄道敷跡地を利用した市道等の整備を図る。 ・南っ子学童クラブ整備工事 A= 304㎡ ・子ども広場整備工事 A=1, 039㎡ ・駐車場整備工事 A=1, 008㎡ ・市道駅南公園線整備工事 L=300m ・市道消雪施設設置工事 L=1, 361m ・市道消雪用井戸削井工事 N=1カ所	332,397		
バス事業者に対して、生活路線バス運行欠損金を対象に補助金を交付する。	11,592		
ふれあいバス、乗合タクシー「さくら号」の運行に対する支援を行う。	51,621		
北五泉駅利用客の利便を図るため、北五泉駅券売所の管理を行う。 ・乗車券発券業務 ・施設の維持管理業務 ・周辺の清掃業務等	3,854		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策 名		
41	快適な居住環境の整備	
	(総合戦略) 空き家対策事業 (環境保全課)	空き家が管理不全な状態のまま放置されることを防止し、生活環境の保全及び防犯のまちづくり、快適な住環境を整備するための事業を推進する。 Uターン・Iターン希望者に対する情報発信や相談対応、移住・定住のサポートなどを行い、移住・定住の促進を図る。
	耐震改修促進事業 (都市整備課)	地震時において倒壊等の危険性が高い木造個人住宅の耐震性の向上を図る。
	都市下水路維持補修事業 (都市整備課)	用途地域内の市街化に伴い農業用水路から家庭雑排水路に変更が生じた水路に対し、環境衛生や雨水対策のため維持補修を行う。
	都市計画事業 (都市整備課)	都市計画マスタープランに基づいた「まちづくり」の進行管理を行い快適な都市基盤の利用を目指す。
	都市計画策定事業 (都市整備課)	都市計画マスタープランによるコンパクトな都市づくりを推進する。
	公営住宅・施設維持管理事業 (都市整備課)	施設の保守や修繕、改修を行い、利用者の安全と利便性、住環境の向上を図る。
	住居表示整備事業 (地域振興課)	わかりやすい住居表示にすることで、市民生活の利便性を向上させ、もって公共福祉の増進に資する。
42	緑豊かな憩いの場の整備	
	公園等の維持管理事業 (農林課)	公園施設等の適切な維持管理を行い、地域住民の憩いの場として提供するとともに、緑化愛護意識の啓蒙及び普及に努める。
	村松・城跡公園施設維持管理事業 (商工観光課)	村松公園・城跡公園の来園者の安全を確保し、魅力的な公園として、また、観光スポットとして利用してもらうために適切に維持管理を行う。
	公園維持管理事業 (都市整備課)	都市公園及びその他の公園を、適切な維持管理により、施設利用者が安全、快適に利用できるようにする。
5	快適の泉水(いずみ) 計	

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
<p>空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等の所有者等を把握し適正管理を啓発する。また、管理不全な空き家等については、その所有者等に指導等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家対策計画の策定 ・空き家対策協議会の設置 <p>首都圏で行われる「にいがた暮らしセミナー」などのイベントに参加し、五泉市をPRしてU・Iターンを促進する。</p>	→		
	949		
木造住宅の耐震診断、及び耐震改修費用の一部を助成する。	→		
	2,333		
都市下水路の修繕工事	→		
	3,744		
都市計画マスタープランに基づいた「まちづくり」の進行管理。 都市計画審議会の運営 起業者に対する都市計画法及び開発指導要綱に基づく許可事務及び指導	→		
	239		
コンパクトシティの推進を図るため、立地適正化計画を策定する。	→		
	8,000		
施設の保守や修繕、改修を行い、利用者の安全と利便性、住環境の向上を図る。 公営住宅施設の修繕 公営住宅施設の改良	→		
	33,552		
村松市街地の甲・乙番地の区域を住居表示に関する法律に基づき街区方式により整備する。(210ha、2,200世帯)	→		
	139		
公園施設等の維持管理を行い、地域の憩いの場として提供するとともに、「緑の募金」に協力し、緑化愛護意識の啓蒙と普及に努める。	→		
	14,055		
村松公園・城跡公園の維持管理を行う。 ・園内の維持管理(公園管理・ゴミ収集・展望台清掃・小動物等飼育清掃・危険樹木処理等)を委託 ・村松公園園路舗装工事を年次計画で実施	→		
	34,140		
粟島公園、南公園、西公園等の都市公園を、適切に整備、維持管理を行う。	→		
	20,523		
	2,648,472		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策		
事 務 事 業 名		
6 基本構想・基本計画の実現のために		
16 市民と行政による協働のまちづくり		
44 人権と平和の尊重		
人権啓発推進事業 (企画政策課)	人権問題に関する正しい知識や情報を提供することにより、人権尊重思想の普及及び高揚を図る。	
45 男女共同参画社会の実現		
男女共同参画推進事業 (企画政策課)	男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指す。	
46 コミュニティ活動の支援の推進		
自治総合センターコミュニティ助成事業 (企画政策課)	コミュニティ活動の核となる自治会や町内会などに備品等の整備の支援を行い、コミュニティ活動を活性化させ、住民相互のふれあいや互いの助け合いを促す。	
まちづくり活動支援事業 (企画政策課)	市民活動団体や町内会等による自主的・主体的な取り組みの支援を行うことにより、地域コミュニティの再生・活性化を図り、安全・安心で快適な地域づくりを推進する。	
47 情報公開と説明責任の充実		
広報広聴事業 (総務課)	広報紙の配布などにより、行政情報をはじめとする市民生活におけるさまざまな情報の提供を積極的に行い、その共有化を促進する。また、幅広く市民の声を聴くための体制の充実を図り、市民とのパートナーシップや信頼関係を築くことを目的とする。	
17 効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり		
48 健全で持続可能な財政運営		
第2次総合計画策定事業 (企画政策課)	第1次総合計画の計画期間が平成28年度までとなっていることから、人口減少問題などの時代の潮流を踏まえ、今後目指すべき都市像や解決すべき課題を明確にし、まちづくりを推進するための指針として第2次総合計画を策定する。	
固定資産税課税資料整備事業 (税務課)	固定資産税・都市計画税の適正な賦課を行うため、課税資料の充実を図り、賦課漏れ・適用誤り等の課税対象を調査するなど、市民への説明責任と公平な課税に資する。また、電算化により、効率的な固定資産税業務の推進を図る。	
市税等徴収事業 (税務課)	租税負担の公平の原則により、課税された租税債権を確実に収納し、収納率の向上を図る。	
49 行政改革の推進		
行政改革推進事業 (企画政策課)	財政の健全化と充実した公共サービス実現のため、行財政改革実行プログラムの改革項目達成へ向け、事業の推進と進行管理を行うことを目的とする。	
50 組織・機構改革の推進		
情報システム管理事業 (企画政策課)	情報システムについて、業務に支障が出ないよう、安全で効率的な維持管理を行う。	

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
市民一人ひとりの人権尊重意識を高めるため、関係機関と連携して講演会等を開催し、人権啓発活動を推進する。 また、人権施策を進めるための計画策定の検討を行う。	396		
市の行う各種事業において、男女共同参画の意識を位置づけるとともに、広報や啓発活動、情報提供を継続して行うことにより、市民一人ひとりの男女共同参画に対する意識の高揚を図る。	1,162		
住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げるため、コミュニティ活動に直接必要な設備等の整備を支援する。	7,500		
市民活動団体や町内会等が取り組む自主的・主体的な活動に対して補助金を交付し、その活動を支援する。	1,000		
広報紙の充実、発信力の強化に努め、市民に行政情報を分かりやすく説明することで、情報を市民と共有できる状態を目指す。また、パブリックコメントや「市への提案箱」、電子メールなどによる意見や要望を把握することで、市民の声を聴くための体制強化を推進する。	7,169		
第1次総合計画の検証作業を行い、市民まちづくり会議の意見等を踏まえて計画案をとりまとめ、総合計画審議会の審議を経た後、市議会において議決を得て第2次総合計画を策定する。	14,746		
固定資産税・都市計画税の課税に必要な、現況把握、賦課漏れ調査、事務処理の効率化に必要な資料整備とシステム化を行う。 ・地番現況図、家屋現況図、画地認定図の整備 ・資産税業務システムの構築	15,505		
・新潟県地方税徴収機構(県税部、新潟市、五泉市、阿賀町)との連携により、差押え、公売等の滞納整理を実施し、滞納額の圧縮を図るとともに、徴収技術の向上を推進する。 ・インターネット公売を実施する。 ・納税者の利便性と収納率の向上のため、コンビニエンスストア収納を推進する。	7,816		
財政の健全化と充実した公共サービス実現のため、行財政改革実行プログラムの推進と進行管理を行う。	326		
情報システムの保守並びに更新を計画的に実施し、業務に支障が出ないように、安全で効率的な維持管理を行う。	118,604		

第2次総合計画策定

政策別実施計画(28年度)

基 本 政 策		目 的
政 策		
施 策 名		
	マイナンバー制度対応事業 (企画政策課)	社会保障・税番号制度の効率性・透明性を高めるため社会保障・税番号法が公布され、国民に個人番号が付されるため、関連する電算システムの改修を行う。
51	人材育成の推進	
	人材育成の推進事業 (総務課)	階層別・専門・独自研修等を実施し、複雑多様化する職員の職務遂行に必要な知識と技能の向上を図るための研修を実施する。また、人事評価については、組織や職員の使命を明確にし、それぞれの目標に基づいて一定期間における勤務成績を評価し、その結果を職員の能力開発及び処遇に反映させることによって、公正な人事管理を行う。
	(総合戦略)手綱(リーダーシップ)と絆(交流)事業 (総務課)	民間研修及び民・官の勉強会を行い、人材育成や地域、企業の活性化を図る。
52	その他	
	本庁舎等管理業務 (総務課)	本庁舎(35年経過)の計画的な修繕を行い、良好な状態に管理する。
	支所庁舎等管理業務 (地域振興課)	支所庁舎を、良好な状態に管理する。
	支所庁舎建設事業 (地域振興課)	組織機構の一元化による事務効率の向上と経費削減を目指し、検討を重ねてきたが、支所庁舎の耐震診断結果を踏まえ、同じ場所に支所庁舎を建設することにより、市民サービスの低下を招くことなく、行政の利便性を確保する。
	人口減少対策事業 (企画政策課)	「五泉市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」の推進にあたり、施策体系に基づき設定した基本目標をはじめ、各種事業の進捗・成果を評価・検証し、PDCAサイクルにより、より良い実践につなげていく。
	市有財産管理経費 (財政課)	市有財産(基金財産、普通財産)の維持・管理を行う。
6 基本構想・基本計画の実現のために 計		
合 計		

内 容	事業費(千円)		
	28年度	29年度	30年度
マイナンバー制度に対応するための電算システムの改修、新規サーバ設置等を行う。	18,783		
行政事務の高度・多様・専門化が進む中で、的確な対応ができる職員を養成するため、各種研修を実施する。また、人事評価制度の更なる定着を図るため、新任被評価者研修、被評価者研修を実施し、公正な評価と人材育成が行われるようにする。	2,445		
職員の市内の民間企業への派遣及び民・官の勉強会を行い、地域の活性化とともに企業の活性化につなげる。	196		
計画的な修繕を行い維持管理する。 公用車の駐車スペースの確保と整備を行う。 庁舎内の無線LAN整備を行う。	87,414		
維持管理を行う。	22,967		
新しい支所庁舎において、速やかに業務が開始できるよう移転作業を行う。 ・旧公民館事務室等復旧作業委託 ・ネットワーク・防災関係機器等移設作業委託	16,308		
市民検討委員会及び庁内推進本部において、総合戦略に設定した数値目標の進捗・成果の評価・検証を行い、必要に応じて総合戦略を改定する。	170		
旧塵芥焼却場の取り壊しを行い、景観保全に努める。	57,956		
	380,463		
	14,298,770		

第2次総合計画策定

■第1次総合計画後期基本計画・第2次総合計画前期基本計画 施策構成の対比

基本政策	第1次総合計画 後期基本計画		第2次総合計画への 変更事項	関連	第2次総合計画 前期基本計画			第1次総合計画からの変 更事項
	No.	施策			基本政策	新No.	施策	
いきいきの泉水 (9施策)	1	生きる力を育む教育の推進			いきいきの泉 (9施策)	1	生きる力を育む教育の推進	
	2	教育環境の充実				2	教育環境の充実	
	3	生涯学習の充実				3	生涯学習の充実	
	4	生涯スポーツの推進				4	生涯スポーツの推進	
	5	芸術文化の推進	施策名変更			5	芸術文化活動の推進	施策名変更
	6	図書に親しむ環境整備の推進	施策名変更			6	図書に親しむ環境づくりの推進	施策名変更
	7	文化財の保護と活用の推進	施策名変更			7	文化財の保護と利活用	施策名変更
	8	高齢者の社会参加の推進				8	高齢者の社会参加の推進	
	9	障がい者の自立と社会参加への支援	施策名変更			9	障がいのある人の自立と社会参加への支援	施策名変更
安心の泉水 (16施策)	10	親子の健やかな発達への支援			安心の泉 (16施策)	10	親子の健やかな発達への支援	
	11	保育サービスの充実	施策名変更			11	保育支援の「量」と「質」の充実	施策名変更
	12	子育て支援の充実				12	子育て支援の充実	
	13	援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援				13	援助を必要とする子どもと家庭の自立への支援	
	14	健康づくりの推進				14	健康づくりの推進	
	15	保健予防の充実	施策名変更			15	疾病予防の充実	施策名変更
	16	食育の推進				16	食育の推進	
	17	高齢者福祉・介護保険の充実				17	高齢者福祉・介護保険の充実	
	18	安全・安心な保健・医療体制の充実	施策名変更			18	医療及び保健福祉体制の充実	施策名変更
	19	社会保障制度の円滑な運営の推進	施策名変更			19	社会保障制度の円滑な運営	施策名変更
	20	安全・安心な水の供給	第2次No.21			20	私たちをとりまく環境の保全	施策名変更・第1次No.22
	21	交通安全と防犯の推進	第2次No.22			21	安全・安心な水の供給	第1次No.20
	22	地球環境の保全	施策名変更・第2次No.20			22	交通安全と防犯の推進	第1次No.21
	23	信頼できる消防・救急・救助体制の推進	施策名変更・第2次No.24			23	雪に強いまちづくりの推進	施策名変更・第1次No.25
	24	防災意識の高揚と防災施設整備の推進	第2次No.25			24	消防・救急・救助体制の強化	施策名変更・第1次No.23
	25	雪害対策の推進	施策名変更・第2次No.23			25	防災意識の高揚と防災施設整備の推進	第1次No.24
ふれあいの泉水 (3施策)	26	青少年を地域ぐるみで育む環境整備の推進	施策名変更		ふれあいの泉 (3施策)	26	青少年を地域ぐるみで育む環境づくり	施策名変更
	27	地域における福祉活動の充実				27	地域における福祉活動の充実	
	28	国際化に向けた環境整備の推進	施策名変更			28	国際化に向けた環境づくり	施策名変更
活気の泉水 (8施策)	29	商業の活性化			活気の泉 (9施策)	29	商業の活性化	
	30	工業の活性化				30	工業の活性化	
	31	雇用環境の整備と充実	施策名変更・第2次No.36			31	農産物のブランド化と安全で安心な食の推進	第1次No.32
	32	農産物のブランド化と安全で安心な食の推進	第2次No.31			32	農業の担い手育成と安定した経営の支援	施策名変更・第1次No.33
	33	安定した農業経営と担い手育成の支援	施策名変更・第2次No.32			33	農地と農村の環境整備	施策名変更・第1次No.34
	34	農地、農村の環境整備	施策名変更・第2次No.33			34	森林資源の利活用と保全	
	35	森林資源の利活用と保全	第2次No.34			35	地域資源を活かした観光と都市交流	
快適の泉水 (6施策)	36	地域資源を活かした観光と都市交流	第2次No.35		快適の泉 (6施策)	36	雇用創出と環境整備	施策名変更・第1次No.31
	37	ごみの減量化とリサイクルの推進				37	地域の魅力を活かした定住と移住の促進	新設
	38	生活排水の適切な処理と生活衛生の向上				38	ごみの減量化とリサイクルの推進	
	39	安全で快適な道路整備				39	生活排水の適切な処理による生活環境の改善	
計画の推進 (9施策)	40	公共交通機関の利用しやすい環境整備	施策名変更		計画の推進 (7施策)	40	安全で快適な道路整備	
	41	快適な居住環境の整備				41	公共交通の利用しやすい環境整備	施策名変更
	42	緑豊かな憩いの場の整備				42	快適な居住環境の整備	
	43	市民との協働の推進	施策No.46と統合			43	緑豊かな憩いの場の整備	
	44	人権と平和の尊重	施策名変更			44	市民参加と協働による地域づくりの推進	第1次施策No.43・46統合
	45	男女共同参画社会の実現				45	平和と人権が尊重される社会の形成	施策名変更
	46	コミュニティ活動の支援の推進	施策No.43へ統合			46	男女共同参画社会の実現	
	47	情報公開と説明責任の充実				47	情報公開と説明責任の充実	
	48	健全で持続可能な財政運営	施策No.49と統合			48	健全で持続可能な財政運営と行政改革の推進	第1次施策No.48・49統合
49	行政改革の推進	施策No.48へ統合	49	組織・機構改革の推進				
50	組織・機構改革の推進		50	人材育成の推進				
51	人材育成の推進							

第2次五泉市総合計画

(原 案)

目 次

基本構想	1
第1章 趣旨・構成等	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の構成と位置付け等	2
第2章 計画に求められる考え方	4
第1節 五泉市の特徴と魅力の認識	4
第2節 五泉市を取り巻く社会動向と課題	5
第3節 暮らしに対する市民意識	7
第4節 まちづくりの課題認識と基本姿勢	8
第3章 将来の目標	10
第1節 将来の都市像	10
第2節 五泉市の目指すべきすがた・方向性	11
第4章 これからの政策	13
第1節 将来像を実現するための基本政策	13
第2節 五泉市が取り組む17の政策	15
1. いきいきの泉 ～笑顔あふれる いきいきのまち～	15
2. 安心の泉 ～信頼あふれる 安心のまち～	16
3. ふれあいの泉 ～交流あふれる ふれあい豊かなまち～	17
4. 活気の泉 ～賑わいあふれる 活気あるまち～	17
5. 快適の泉 ～潤いあふれる 快適なまち～	18
6. 市民協働と信頼による自立のまち	18

前期基本計画	21
第1章 基本計画の位置付け	22
第1節 計画の趣旨	22
第2節 計画の期間	22
第3節 計画の構成	22
第2章 計画における財政計画	23
第1節 財政の状況	23
第2節 財政推計	24
第3章 前期基本計画の施策体系	26
第4章 「五つの泉」編	28
第5章 「計画の推進」編	116
附属資料：用語集	124

基本構想

第1章 趣旨・構成等

第1節 計画策定の趣旨

平成18年に新生「五泉市」が誕生してから、約10年が経過しました。

この10年間で、人口減少・少子高齢社会の加速化、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の深刻化、そして経済のグローバル化など、日本の経済や社会の状況は大きく変化しています。

特に、人口減少・少子高齢社会への対応に関しては、将来に向けた持続的発展のため、地方創生や地域活性化に向けたさまざまな取り組みが、一層重要となってきています。

また、平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震など、頻発する地震や豪雨などの自然災害は私たちの暮らしの安全・安心を脅かしています。

市民意識や生活スタイルが一層多様化する中、国及び地方自治体における財政状況の悪化など、本市を取り巻く社会環境は、複雑で困難な課題に直面しており、これまで以上に迅速かつ的確な行政運営が求められています。

こうした変化や新たなニーズに対応し、さらなる発展と飛躍を目指すため、これからの新しいまちづくりの目標や方向性並びにその実現のための基本施策を示す、第2次五泉市総合計画を策定します。

第2節 計画の構成と位置付け等

(1) 構成と位置付け

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

基本構想	本市が目指す将来像や、その実現に向けたまちづくりの方針を明らかにするものであり、平成29年度(2017年度)から平成38年度(2026年度)までの10年間とします。
基本計画	基本構想で示している将来の都市像や5つの基本政策に基づく17の政策を受け、その実現を図るための施策を体系的に示し、施策別に基本方針などを明らかにします。また、社会経済情勢や行政制度の変化に対応し、実効性を確保するため、前期と後期に分け、前期基本計画は平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5年間とします。
実施計画	基本計画に掲げた施策を効率的に実施するために、具体的な事業内容を明らかにするものです。計画期間は3年間で、ローリング方式により毎年度見直しを行うものとします。

第2章 計画に求められる考え方

第1節 五泉市の特徴と魅力の認識

五泉市は、人口約5万2千人、市域面積351.9km²を有する地方都市です。緑豊かな山々や清らかな川の流れ、肥沃な大地など豊かな自然に恵まれています。これからのまちづくりには本市のおかれている位置付けや特徴・魅力などを、市民一人ひとりが認識・共有し、まちづくりの素材・資源として積極的に磨き上げ、活用していく必要があります。

【表1：本市の特徴・魅力（まちづくりの素材・資源）と着眼点】

特徴・魅力		キーワード
立地環境	<input type="checkbox"/> 県都新潟市、阿賀野市、三条市、加茂市、田上町、阿賀町と隣接しています。 <input type="checkbox"/> 新潟駅から約25km（車で約50分）の距離圏域にあります。 <input type="checkbox"/> 東京へは鉄道で約140分、車で約4時間の位置にあります。	○新潟市に近接 ○産業 ○ブランド ○農 ○花 ○歴史・文化 ○川・水 ○自然
絹織物のまち	<input type="checkbox"/> 絹織物業は200年余の間、大切に培われてきた五泉の伝統産業です。その品質は広く認められ、京都の室町や名古屋へ高級白生地として出荷されています。	
ニット産業のまち	<input type="checkbox"/> 日本一の生産高を誇るニット産地です。 <input type="checkbox"/> コンピュータや新鋭編機の導入による安定した量産システムと、長年培ってきた全国屈指の技術力は、大手アパレルから支持され、ファッション雑誌を賑わす人気ブランドの製品を数多く生産しています。	
農業のまち	<input type="checkbox"/> 水が豊富で肥沃な大地から多くの農産物を生産しています。 <input type="checkbox"/> 米のほか、さといも、れんこん、ねぎ、キウイフルーツ、栗などの農産物は、県下有数の生産地となっています。	
花のまち	<input type="checkbox"/> 水芭蕉、桜、チューリップ、ぼたんなどの花々が咲き誇るまちです。 <input type="checkbox"/> ぼたんは本市を代表する特産品の一つで、生産量と出荷額は共に全国で1、2位を争っています。 <input type="checkbox"/> 村松公園は春の桜や秋の紅葉、四季折々に咲き誇る花の公園で、「日本さくら名所100選」に選ばれています。	
歴史・文化のまち	<input type="checkbox"/> 五泉地区は、戦国時代には現在八幡宮のある場所に、上杉家家臣である甘糟備後守景継が城主となった五泉城がありました。 <input type="checkbox"/> 村松地区は、江戸時代には村松藩堀家三万石の城下町として栄え、現在も当時の街並みや風情を色濃く残す歴史と文化のまちです。	
湧水・清流のまち	<input type="checkbox"/> 名峰「菅名岳」のふもとは多数の湧水地が存在します。 <input type="checkbox"/> 森林浴や川遊びを楽しめる早出川溪谷など、雄大な山々を数々の清流が流れる自然豊かなまちです。	

※上記に関連した写真の挿入

第2節 五泉市を取り巻く社会動向と課題

(1) 人口減少と少子高齢社会

課題：労働力人口の減少、経済規模の縮小、社会インフラの維持管理コスト

我が国の人口減少は平成20年に始まり、今後は若年人口の減少と老年人口の増加が加速的に進行し、2040年代には毎年100万人程度が減少すると推計されています。労働力不足による経済活力の減退や、年金・医療・介護などの社会保障費の増大などによる社会の活力の低下に加え、インフラ等の維持管理費の負担増大に伴う地方財政の逼迫など、地域の経済や社会に大きな影響を及ぼします。

(2) 暮らしの安全・安心が求められる社会

課題：多様な災害リスク、防災意識、防犯・交通安全対策

近年、全国各地で東日本大震災などの大きな震災や記録的な豪雨が発生するなど、これまでの想定を超えるさまざまな自然災害が発生しています。こうした災害による被害を最小限に抑える減災の重要性が認識されるようになり、防災施設機能の強化だけでなく、行政や地域社会、企業、医療機関などがあらゆるリスクに対応できる体制づくりや意識醸成が求められています。また、多様化する犯罪への防犯対策や、高齢者の関係する交通事故、食の安全・安心確保に関する意識も一層高まっています。

(3) 地域経済を取り巻く変化

課題：産業構造の変革、国際化への対応、競争力強化、雇用対策

経済活動のグローバル化が進む中、多国間での人・物・情報の交流が活発化し、さまざまな経済連携の枠組みが構築されようとしています。経済活動の機会獲得をめぐり地域間での競争が激化する中、地方都市においても労働環境や雇用への影響が懸念されており、自立的かつ競争力のある産業構造の構築が重要となっています。

(4) 高度情報化の進展

課題：IoT*社会への対応、情報格差、情報セキュリティ

情報通信技術とその利用環境は急速に進歩し、経済活動や市民の暮らしは飛躍的に変化しました。今後もIoT (Internet of Things) による製造、医療、運輸、農業などさまざまな分野における進化に対応していく必要があります。その一方で、スマートフォンなどの情報通信機器が普及する中、その活用において世代間での格差が生じ、また個人情報の保護やコンピュータ・ウィルスへの対策など、情報セキュリティに関する課題も山積しています。

(5) 多様化する生活様式と価値観

課題：暮らし方・働き方の多様化、多様なニーズへの対応、地域コミュニティの活性化

国際化や情報化の進展に伴い、市民の価値観や生活様式は一層多様化しています。物質的な豊かさから心の豊かさを重視する傾向が強まる中、ワーク・ライフ・バランス*や男女共同参画などの考え方により、暮らし方や働き方に対する意識は変化しており、性別や世代に関わらず、個人の価値観や個性を尊重する意識も高まっています。市民一人ひとりの多様なニーズに対応したさまざまな選択が可能な社会づくりが求められています。その一方で、地域での連帯意識の希薄化、地域コミュニティの機能低下なども指摘されており、協働のまちづくり意識を高めることも重要となっています。

(6) 環境問題への対応

課題：地球温暖化、循環型社会、再生可能エネルギー、低炭素社会

エネルギー消費やごみ処理問題などの身近な環境問題から、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球規模の問題まで、環境問題は深刻化の一途を辿っており、その対策と解決が急務となっています。太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギー化の取り組みも進んでいますが、将来の世代に良好な環境を引き継ぐために、市民生活から事業活動に至る社会全体として環境への負荷の少ない循環型社会の取り組みが一層求められています。

(7) 地方分権と自治体運営

課題：市民参画、都市間連携、行財政の健全化

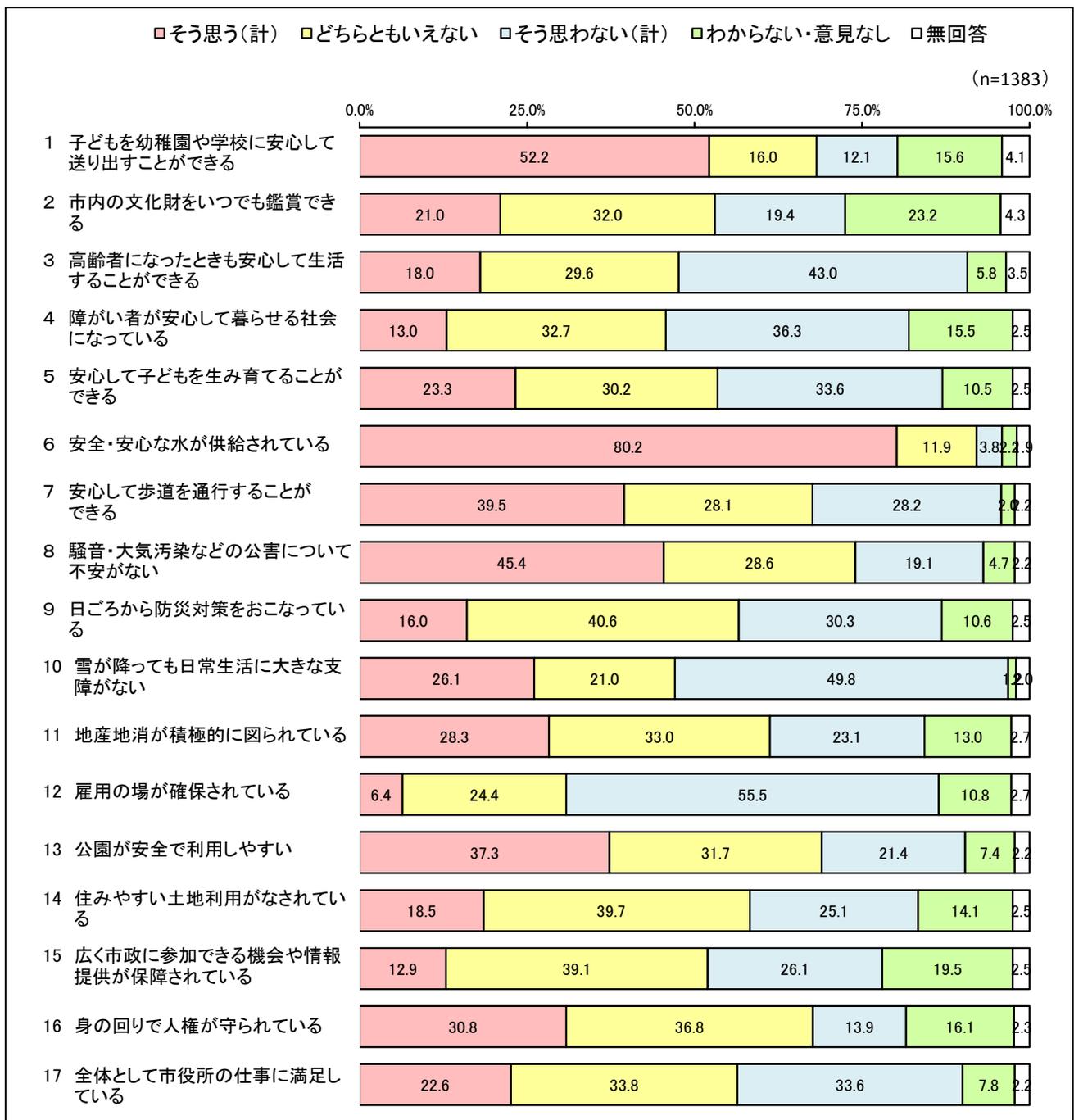
地方自治体の財政は全国的にも一層厳しい状況にあります。地方分権が進む中、効率的で自立性の高い自治体経営を図るとともに、都市間連携による機能分担も必要です。

多様化する地域ニーズへの対応や地域課題を解決していくため、市民や事業者、NPO、ボランティア団体などの参画・協働による市民主体のまちづくりも求められます。また、「市民の協力と理解が得られるよう、PPP* やPFI*など民間経営の手法の導入なども含め、限られた資源の重点的・効果的かつ効率的な投入に加え、行財政運営の透明性の向上やコスト削減といった健全化の取り組みが一層必要となります。

第3節 暮らしに対する市民意識

地域の暮らしに対する市民の意識は、肯定的な感じ方よりも否定的に感じている割合が高い項目が散見されます。特に、「雇用の場の確保」や「雪による影響」、「老後の生活」、「障がい者の暮らせる社会」などで割合の差が大きくなっています。

Q. あなたの住む地域（小学校区）のことや、あなた自身の感じ方についてお聞きします。あなたは次の各記述についてどう思われますか？



出典：第2次総合計画五泉市政に関する市民意識調査結果報告書

第4節 まちづくりの課題認識と基本姿勢

(1) まちづくりの課題と視点

本市の現状や本市を取り巻く状況などを踏まえ、「いきいき」「安心」「ふれあい」「活気」「快適」の5つの視点から、まちづくりの主要な課題を整理します。

5つの視点	まちづくりの主要な課題	キーワード
いきいきと暮らせるまち	①未来を担う子どもたちの教育環境づくり	家庭教育／地域教育／生きる力／教育環境
	②ともに学び生きがいがある地域社会づくり	生涯学習／文化・スポーツ活動／文化財の保護
	③一人ひとりが活躍できる地域社会づくり	高齢者の社会参加／障がい者の自立
安心して暮らせるまち	④安心して子育てできるまちづくり	子育て支援／保育サービス／親のケア
	⑤心と体の健康づくり	疾病予防／食育／健康寿命／高齢者福祉・介護／保健医療／社会保障制度
	⑥安全な生活環境づくり	水の安心／犯罪や事故／環境保全／雪対策
	⑦安全・安心な市民の暮らしづくり	防災対策／消防・救急医療
ふれあいのあるまち	⑧青少年を地域で育む社会環境づくり	青少年の健全育成
	⑨市民・地域がともに支えあう福祉のまちづくり	地域・学校などのボランティア活動
	⑩多様な文化にふれあえるまちづくり	国際化への対応／外国人との交流
活気のあるまち	⑪商工業が活性化したまちづくり	商業の活性化／工業の活性化
	⑫農林業の魅力を活かしたまちづくり	農産物ブランド化／安全安心な食／農業経営と担い手育成／農地・森林等の保全
	⑬地域資源の魅力を高めるまちづくり	観光振興／都市間交流／雇用環境づくり／移住・定住促進
快適に暮らせるまち	⑭地球にやさしい循環型社会づくり	ごみ減量化・リサイクル／生活排水処理・衛生
	⑮快適な都市基盤づくり	道路／公共交通／居住環境整備

(2) まちづくりの基本姿勢

本市の位置付けや取り巻く環境を踏まえ、まちづくりにおける課題を解決し、将来にわたり自立したまちとして持続的に成長し続けるために「協働」と「信頼」の2つの基本姿勢を掲げます。

基本姿勢	考え方
協働	新たな価値や個性を創出しながら、市民それぞれの価値観を互いに認めあい、尊重する融和と協調の姿勢が求められます。その上で、行政がこれまで担ってきた役割を見直し、市民や事業者、NPO、ボランティアなど一人ひとりの創意工夫と行動力を結集することで、互いに地域を考え、地域を支えていく協働のまちづくりを進めます。
信頼	行政は、多様なニーズや課題に対応したサービスを提供できる体制づくりと健全な財政基盤づくりなど総合的な自治体経営力を強化するとともに、近隣自治体との連携に取り組むことで、市民のみならず市外を含めさまざまな団体や組織から信頼され選ばれるまちづくりを進めます。

第3章 将来の目標

第1節 将来の都市像

第2次五泉市総合計画では、次の将来像の実現を目指します。

【将来像】

ずっと五泉。～ 次の一步を、ともに未来へ～

市民の誰もが安全・安心な環境で、潤いや安らぎを感じながら「ずっと」幸せに暮らし続けることができるまちを目指すとともに、市民と一体となってさらなる歩みを進め、より良い未来に向かってまちづくりに取り組んでいく姿勢を表しています。

※イメージ写真等の挿入（予定）

第2節 五泉市の目指すべきすがた・方向性

(1) 将来人口の見通し

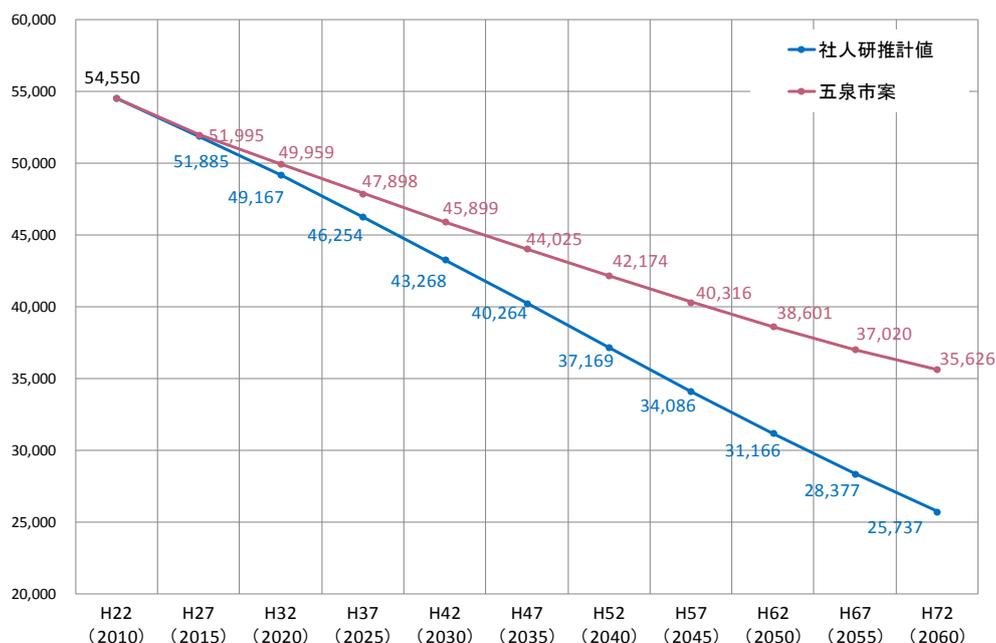
本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」と表記）の推計値で平成 72（2060）年には 25,737 人になるものと予想されています。この推計に基づく、本総合計画の目標年度に近い平成 37（2025）年の人口は 46,254 人となります。

平成 27 年度に策定した人口ビジョン※では、「自然動態の改善（出生率の向上）」、「社会動態の改善（人口の社会減の改善）」、「交流人口の拡大による地域の活性化」の 3 つの考え方により人口減少対策に取り組むことで、人口減少の抑制を図ることとしており、平成 72（2060）年の将来人口 35,626 人を目指すものとしています。

本総合計画は、人口ビジョンにおける将来人口の見通しによる平成 37（2025）年 47,898 人をもとに、平成 38（2026）年度の目標人口を 47,000 人 と想定します。

【図 2. 人口の将来展望】

※H27 年度策定「五泉市人口ビジョン」より



【表 2. 社会動態（転出抑制・転入促進）の仮定値】

	H22 (2010)	H32 (2020)	H42 (2030)
総人口	54,550	49,959	45,899
年少人口 (0～14 歳)	6,639 12.2%	5,318 10.6%	5,342 11.6%
生産年齢人口 (15～64 歳)	32,480 59.5%	27,024 54.1%	23,813 51.9%
老年人口 (65 歳以上)	15,431 28.3%	17,617 35.3%	16,744 36.5%

（２）将来の都市構造と土地利用

本市は、五泉地区と村松地区にそれぞれ市街地が存在し、その周辺には農村地域が広く分布する都市構造を形成しています。それらの特徴を個々に活かすとともに相互が密接に連携・補完することにより、市全体として均衡のとれた持続可能な都市を目指していくものとしします。

また、土地は限りある資源であり、市民生活や産業経済活動の基盤となります。このため、土地利用に当たっては、本市の豊かな自然や歴史、文化、景観を活かすとともに、社会状況の変化に対応した総合的な視点により、計画的な活用を図っていく必要があります。

市街地は、居住機能をはじめ商業や医療等の高次都市サービス機能が集積した土地利用を図ります。また、市街地周辺部の農村地域では、自然景観や優良農地の保全に配慮しながら市街地との土地利用の調和を図ります。

（３）公共施設の整備及び維持管理

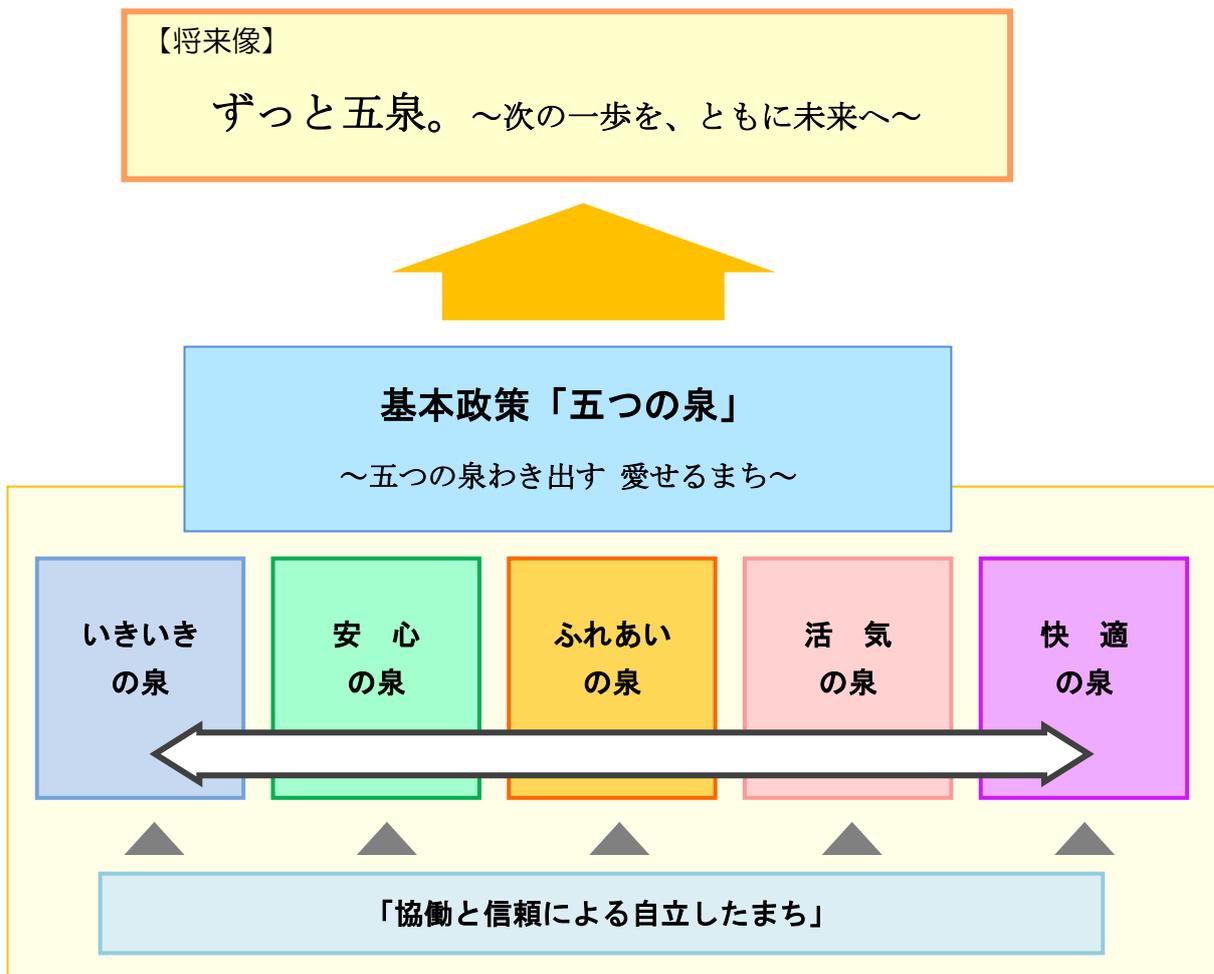
人口減少や少子高齢化の進行が想定される中、市民ニーズの変化・多様化などによる公共施設の利用状況の変化や、合併に伴う特例措置の終了なども踏まえ、本市における公共施設の整備や維持管理に係る状況は、これまで以上に厳しいものとなることが想定されます。

今後は、中長期的な展望を視野に、将来の人口規模に見合った施設となるよう集約化や複合化を図り、指定管理者制度[※]をはじめ PPP や PFI の活用も検討しながら、効果的かつ効率的な施設運営を行うこととします。また、現在の施設の老朽化の実態や財政の状況を踏まえながら、施設の総合的かつ計画的な管理に取り組むものとしします。

第4章 これからの政策

第1節 将来像を実現するための基本政策

将来像『ずっと五泉。～次の一步を、ともに未来へ～^(第3章第1節)』を実現するために、「いきいき」「安心」「ふれあい」「活気」「快適」の5つの視点を基本政策として継承し、将来像を実現するためのテーマとして「五つの泉～五つの泉わき出す 愛せるまち～」を掲げ、まちづくりの分野を超えて横断的に施策を進めることとします。



【図3. 5つの基本政策「五つの泉」】

【基本政策「五つの泉」】

基本政策	具体的な政策
<p>いきいきの泉 ～笑顔あふれる いきいきのまち～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり ■ とともに学び生きがいをもてるまちづくり ■ 一人ひとりが活躍できるまちづくり
<p>安心の泉 ～信頼あふれる 安心のまち～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安心して子育てができるまちづくり ■ 健康で安心して暮らせるまちづくり ■ 安全な生活環境を守るまちづくり ■ 非常時に十分な対応ができるまちづくり
<p>ふれあいの泉 ～交流あふれる ふれあい豊かなまち～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青少年を地域ぐるみで育むまちづくり ■ 地域で支える福祉のまちづくり ■ 多様な文化にふれあえるまちづくり
<p>活気の泉 ～賑わいあふれる 活気あるまち～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 活力ある商工業を育むまちづくり ■ 魅力ある農林業を育むまちづくり ■ 地域の魅力を活かし高めるまちづくり
<p>快適の泉 ～潤いあふれる 快適なまち～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり ■ 誰もが快適に暮らせるまちづくり

【計画の推進】

<p>基本構想・基本計画の 実現のために ～市民協働と信頼による 自立したまち～</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民と行政による協働のまちづくり ■ 効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり
---	--

第2節 五泉市が取り組む17の政策

1. いきいきの泉 ～笑顔あふれる いきいきのまち～

(1) 子どもたちが明るくいきいきとしているまちづくり

生きる力／自立／教育環境

- 未来を拓く子どもたちが、社会においてたくましく生きていく力を身に付けることができるまちを目指します。
- 子どもたちが興味をもって学習に取り組み、思考力、判断力、表現力を育む教育環境が整ったまちを目指します。

(2) とともに学び生きがいをもてるまちづくり

生涯学習／生涯スポーツ／芸術文化活動／読書活動／文化財保護

- 市民が、いつでも、どこでも、誰でも学べ、学ぶ喜びと学び合う喜びを実感できるまちを目指します。
- 子どもから高齢者まで市民が気軽に体力づくりを行うことで、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送ることのできるまちを目指します。
- 市民が自主的かつ創造的な芸術文化活動を行うことで、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人生を豊かにするまちを目指します。
- 市民が、知的好奇心を満たし、生涯を通して読書を楽しむことができるまちを目指します。
- 郷土の自然や歴史、文化財など地域の財産への理解を深め、市民がそれらを誇りにすることができるまちを目指します。

(3) 一人ひとりが活躍できるまちづくり

高齢者／障がい者／自立支援／社会参加

- 高齢者が地域社会で気軽に集い、活躍できるまちを目指します。
- 市民が「障がい」への理解を深め、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちを目指します。

2. 安心の泉 ～信頼あふれる 安心のまち～

(4) 安心して子育てができるまちづくり

子育て支援／保育サービス／経済的支援

- 安心して出産し、子どもを健やかにのびのびと育てることができるまちを目指します。
- すべての家庭が安心して子育てと仕事を両立でき、子どもたちが豊かに育って行くことができるまちを目指します。
- 親だけでなく子育てにかかわるすべての人の負担をやわらげ、安心して子育てができるまちを目指します。
- 援助を必要としている子どもや家庭が、安心して生活ができるまちを目指します。

(5) 健康で安心して暮らせるまちづくり

健康づくり／疾病の予防／食生活／地産地消／介護予防／高次医療・救急医療／社会保障

- 市民一人ひとりが、自らの健康レベルを知り、主体的に健康づくりや健康管理、疾病予防を行うことで、健康的にいきいきと暮らすことのできるまちを目指します。
- 市民それぞれが、食について自ら考え、健康で心豊かな生活ができるまちを目指します。
- 市民が、生涯を住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して生活することができるまちを目指します。
- 誰もがいつでも身近な場所において、安心して質の高い医療を受けることができるまちを目指します。

(6) 安全な生活環境を守るまちづくり

自然環境保全／環境負荷軽減／水道／交通事故・犯罪防止／雪対策

- 市民をとりまく身近な環境を守り、将来の世代に良好な環境を継承することができるまちを目指します。
- 安全で安心な生活用水が安定して供給されているまちを目指します。
- 市民生活の中に交通事故や犯罪などがなく、安全・安心な暮らしができるまちを目指します。
- 豪雪地帯にあっても、誰もが不安なく安全に暮らせるまちを目指します。

(7) 非常時に十分な対応ができるまちづくり

消防・救急・救助／防災

- 火災、事故、自然災害などから市民の生命と財産を守る体制が整ったまちを目指します。
- 地震や台風、大雨などさまざまな災害に対応できる体制が整った、災害に強いまちを

目指します。

3. ふれあいの泉 ～交流あふれる ふれあい豊かなまち～

(8) 青少年を地域ぐるみで育むまちづくり

青少年健全育成

○次代を担う青少年たちが、心身ともにたくましく成長することができるまちを目指します。

(9) 地域で支える福祉のまちづくり

ボランティア活動

○住み慣れた地域において、地域ぐるみで福祉を支えあうまちを目指します。

(10) 多様な文化にふれあえるまちづくり

国際交流／国際理解

○国際交流に理解があり、外国籍市民も暮らしやすいまちを目指します。

4. 活気の泉 ～賑わいあふれる 活気あるまち～

(11) 活力ある商工業を育むまちづくり

商業・工業の活性化／産業振興／企業支援

○地域に根ざした商業活動の活性化を推進し、まちなかが賑わっているまちを目指します。

○地場産業をはじめとする各種産業の振興を図り、活気に満ちたまちを目指します。

(12) 魅力ある農林業を育むまちづくり

ブランド作物／地産地消／農業経営／生産基盤／森林資源

○清らかな水、豊かな自然に恵まれた気候風土を活かし、特色ある農産物を生産するまちを目指します。

○後継者の確保・育成と複合営農などにより、農業経営が安定したまちを目指します。

○豊かな自然環境と美しい風景の保全に配慮しつつ、農業生産基盤と生活基盤が整ったまちを目指します。

○広大な森林が、水資源の涵養や国土保全などの公益的な機能を発揮しつつ、市民生活

への憩いと潤いを与え、地域産業資源として有効活用されているまちを目指します。

(13) 地域の魅力を活かし高めるまちづくり

観光交流／雇用創出／定住・移住促進

- 観光地としての情報発信力と来訪者の満足度を高めつづける、活気と魅力のあふれる交流のまちを目指します。
- 魅力ある雇用の場が生まれ、働きやすい環境が整ったまちを目指します。
- 若い世代の転出を抑え、市外からの移住者が増加するまちを目指します。

5. 快適の泉 ～潤いあふれる 快適なまち～

(14) 一人ひとりが快適な生活環境を守るまちづくり

循環型社会／環境美化／排水処理

- 市民・事業所・行政が一体となり循環型社会を形成するまちを目指します。
- 水環境の保全を進め、快適で衛生的に暮らせるまちを目指します。

(15) 誰もが快適に暮らせるまちづくり

道路／公共交通／居住環境／公園・緑地

- 道路交通環境が整備・維持管理され、誰もが安全で快適に暮らすことのできるまちを目指します。
- 市民の移動手段として、公共交通の利便性の高いまちを目指します。
- 居住や都市機能が適正に誘導され、地域の特性や気候風土、将来の人口規模に適した、安全で快適な居住環境が形成されたまちを目指します。
- 身近な生活空間に緑豊かな安らぎの場があり、健康で文化的な潤いのある生活を送ることができるまちを目指します。

6. 市民協働と信頼による自立したまち

(16) 市民と行政による協働のまちづくり

市民主体／人権／男女共同参画／情報公開・共有

- 市民、地域や行政など、互いが持てる力を発揮して協力しながら活動できるまちを目指します。
- 人権を守り、互いを尊重しあえる社会が形成されたまちを目指します。

- 男女が互いに尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会が形成されたまちを目指します。
- 個人情報の取り扱いに配慮しつつ、行政と市民が情報を共有できているまちを目指します。

(17) 効率的・効果的に行政経営が行われているまちづくり

財政運営／行政組織

- 市民が求める行政サービスを継続的に提供するため、健全で持続可能な財政運営が図られているまちを目指します。
- 業務の効率化や意思決定の迅速化など、市民サービスの向上につながる行政組織・機構が確立されているまちを目指します。
- 複雑多様化する行政課題や事務に的確に対応できる行政組織が確立されているまちを目指します。

前期基本計画

[テーマ]

ずっと五泉。～次の一步を、ともに未来へ～

1章 基本計画の位置付け

第1節 計画の趣旨

この基本計画は、基本構想に基づき、その将来像や5つの基本政策を実現するため、本市における現状と課題をとらえ、計画期間中に取り組むべき施策の方向性を明らかにしています。

また、財政推計に基づき、計画期間を3年とする実施計画を別に策定し、計画の実効性を確保します。

第2節 計画の期間

前期基本計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）を目標年度とする5年間とします。

第3節 計画の構成

基本計画は、本市の目指す5つの基本政策をまとめた「五つの泉」編と、市民協働と信頼による自立したまちづくりを進め、基本構想・基本計画を実現するための「計画の推進」編で構成しています。各施策の内容は次のとおりです。

（1）基本方針

施策の目指す基本的な方向性を示しています。

（2）現状と課題

施策を取り組んでいく上で、社会・経済的な背景などの視点から、本市の置かれている現状と課題や問題点を示しています。

（3）施策の展開

施策の着実な成果を目指すための具体的な取り組みの内容を示しています。

（4）成果指標

市民と行政による協働のまちづくりを進めるためには、市民と行政が「共通の目標」を持つことが必要です。基本計画では、5年後の最終年度となる平成33年度の目標値を施策ごとに数値化し、目標の共有化を図ることとします。

第2章 計画における財政計画

第1節 財政の状況

平成27年度の決算統計に基づき本市の財政指標を分析しました。

(1) 経常収支比率*

財政の弾力性を示す経常収支比率は、一般の市においては75～80%程度が妥当とされています。本市は84.8%と、県内20市中で4位となっていますが、引き続き経常経費の節減に努めます。

(2) 基金残高

市民1人当たりの基金残高は109,362円で、県内20市中で12位となっています。将来にわたり行政サービスを安定的に提供するため、計画的な基金造成が必要です。

(3) 地方債*残高及び実質公債費比率*

市民1人当たりの地方債残高は529,898円で、県内20市中で少ないほうから5位となっています。また、18%を超えないことが望ましいとされている実質公債費比率は11.0%となっています。今後も公債費負担の適正な管理を行います。

(4) 財政力指数*及び税徴収率

自主財源の割合を示す財政力指数は、県内20市中で11位となっており、低い状況です。また、税の徴収率は現年度課税分が17位で、県内他市と比べると低水準であることから、収納率の向上が課題となっています。

【平成27年度決算統計に基づく財政指数】

項目	五泉市	県内20市での比較	
		順位	平均
経常収支比率	84.8%	4位	90.0%
基金残高 (市民1人当たり)	5,772,489千円 (109,362円)	12位	— (94,083円)
地方債残高 (市民1人当たり)	27,969,582千円 (529,898円)	5位 (少ないほうから)	— (644,191円)
実質公債費比率	11.0%	7位	11.9%
財政力指数	0.447	11位	0.495
税徴収率			
・現年課税分	98.2%	17位	99.1%
・滞納繰越を含む合計	89.2%	16位	95.3%

(注) 基金残高及び地方債残高の順位は、市民1人当たり残高の順位で表示しています。

第2節 財政推計

前期基本計画に掲げた各施策を実施するため、今後5カ年の普通会計の歳出の総額を110,273百万円と推計しました。なお、この推計は、現時点での制度等に基づき推計したものであり、今後の経済動向や地方財政計画等により再調整します。

【歳入】

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	過去5か年の決算 (H24～H28年度)		計画期間 (H29～H33年度)		
	決算額	構成比	推計額	構成比	対比
市税	26,392	23.0	25,820	23.3	97.8
地方交付税	36,220	31.6	36,033	32.6	99.5
国・県支出金	18,228	15.9	16,998	15.4	93.3
市債	15,627	13.6	13,136	11.9	84.1
その他	18,289	15.9	18,623	16.8	101.8
内地方譲与税	1,049	0.9	1,025	0.9	97.7
内地方消費税交付金	3,453	3.0	5,200	4.7	150.6
内諸収入	5,222	4.6	5,485	5.0	105.0
内繰入金	547	0.5	1,768	1.6	323.2
合 計	114,756	100.0	110,610	100.0	96.4

【歳出】

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	過去5か年の決算 (H24～H28年度)		計画期間 (H29～H33年度)		
	決算額	構成比	推計額	構成比	対比
人件費	19,127	17.2	19,842	18.0	103.7
扶助費	16,531	14.9	17,340	15.7	104.9
公債費	12,214	11.0	12,511	11.3	102.4
投資的経費	19,053	17.2	14,205	12.9	74.6
その他	44,103	39.7	46,375	42.1	105.2
内物件費	14,273	12.9	14,126	12.8	99.0
内繰出金	13,013	11.7	14,266	12.9	109.6
内補助費等	7,988	7.2	8,985	8.1	112.5
内積立金	2,605	2.3	5	0.0	0.2
合 計	111,028	100.0	110,273	100.0	99.3

(注) 表示未満四捨五入のため、積み上げと合計が一致しない場合があります。

(注) 過去5か年の決算額のうち、平成28年度は見込み額です。

(1) 歳入

基幹収入である市税について、個人市民税は人口減少や少子高齢化の急速な進展により、大幅な伸びは見込めず、法人市民税は国の税制改正により減収が見込まれることなどから、市税全体では減収が見込まれます。

地方交付税は、合併支援措置が平成 32 年度で終了することから、減収が見込まれます。

繰入金は、投資的経費のうち建設事業の財源として、また、増加する公債費の財源として、基金からの繰り入れを見込んでいます。

(2) 歳出

人件費については、退職に対する新規採用を抑制することとして推計し、扶助費については、少子・高齢化の進展により増加する見込みです。

公債費については、平成 28 年度以前に借り入れた分の償還予定額に、新たな市債に係る償還額を見込んで推計しています。

健全な財政運営を行うため、公債費の抑制に努めながら投資的経費を見込んでいます。

このように、引き続き厳しい財政状況が予測されますが、市民から住んでよかった、住みたいまちと実感できる活力あるまちづくりを推進するため、行政評価[※]などによる事務事業の見直しを進め、効率的な行政運営を行います。

第3章 前期基本計画の施策体系

将来像

ずっと五泉。～次の一步を、ともに未来へ～

将来像を実現させるためのテーマ

五つの泉わき出す 愛せるまち

基本政策 (5+1)

いきいきの泉

笑顔あふれる
いきいきのまち

安心の泉

信頼あふれる
安心のまち

ふれあいの泉

交流あふれる
ふれあい豊かなまち

活気の泉

賑わいあふれる
活気あるまち

快適の泉

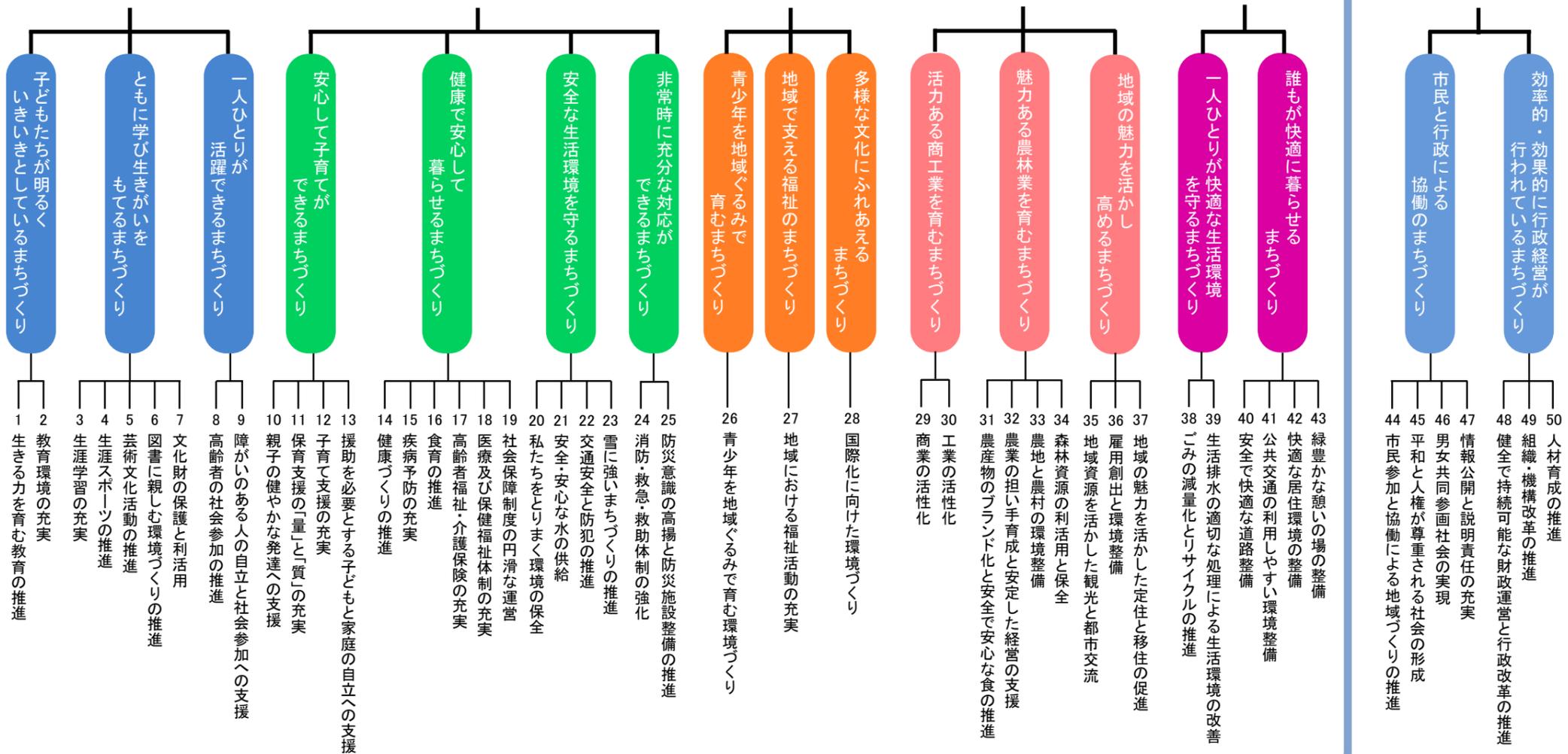
潤いあふれる
快適なまち

基本構想・基本計画の実現のために

市民協働と信頼による自立したまち

政策 (17)

施策 (50)



第4章 「五つの泉」編

施策のターゲット
：市内の児童・生徒

主担当課：学校教育課
関係課：総務課

【基本方針】

未来を拓く子どもたちが、社会において自立的に生きるために必要な力を身に付けることができるよう、知識・技能の習得とともに、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性の育成を目指した教育を行います。

また、一人ひとりの資質・能力の確実な育成につながるよう、特別支援教育*や不登校の子どもへの対応を充実させ、さらに社会全体で教育に取り組む体制を構築します。

関連計画：－

【現状と課題】

グローバル化の進展やICT*の急速な進化など、加速度的に変化する社会に対応できる資質や能力を子どもたちに育む教育が必要です。

同時に、教育は、「よりよい社会を作る」ことが究極的な目標であり、学校、家庭、社会が一体となって連携・協働して取り組むことが求められています。

- 子どもたちの資質・能力の確実な育成を目指して、教職員自身が「アクティブ・ラーニング*」への理解を深めることが求められており、研修等への支援が必要です。
- 不登校などの問題を抱えている子どもたちを受け入れ、きめ細やかな指導及び支援を継続して行っていく必要があります。
- 子どもたちが外国人と接する機会が増えており、外国の言葉や文化に対する理解を深める教育が求められています。
- 景気回復の遅れもあって、経済的な理由で就園・就学や進学が困難な子どもは増えており、支援が必要です。
- 子どもたちの安全をおびやかす災害や事故及び犯罪が多く発生しており、これらに対応したり未然に防いだりする体制が必要です。



英会話合宿



授業風景

[今後の取り組み]

[1-①]

誰でも楽しく学び、わかる教育の推進

資質・能力の確実な育成を目指し、すべての学校でわかる授業、楽しい授業、学ぶ意欲を引き出す授業を実現するとともに、家庭学習の習慣を定着させる取り組みを進めます。

また、地域と連携して、ふるさとに愛着と誇りを持ち、地域社会に貢献できる人材の育成に取り組みます。

[1-②]

いじめや不登校の解消

子どもたち一人ひとりが抱えている問題を早期に解決できるよう、問題を抱える子どもたちに対する学校での相談体制を確立します。また、教育委員会が中心になって、関係機関との支援体制を構築し、情報共有しながら連携して解決を図ります。

[1-③]

学校保健・特別支援教育等の充実

健康で楽しく学校生活が送れるよう、検診体制の充実を図るとともに、進んで運動に親しむ習慣をつけ、体力の向上を図ります。

また、特別な支援を必要としている児童・生徒一人ひとりのニーズに合ったきめ細やかな教育を実施します。

[1-④]

国際理解教育の推進

子どもたちが国際社会の一員として世界にはばたいていくため、外国人指導助手（ALT）などを通して外国語とその文化への理解を深め、コミュニケーション能力の向上を図ります。

[1-⑤]

就学や進学への支援

経済的な理由により就学や進学が困難な児童・生徒、または保護者に援助や貸付を行い、教育の機会均等を図るとともに、貸付金の償還が過度の負担にならないような償還方法を検討します。

また、幼稚園や認定こども園の保護者負担の軽減を図ります。

[1-⑥]

安全体制の確保と確立

避難訓練や交通安全教室、アウトメディア※の取り組み等を通して、子どもたちの防災、事故、犯罪被害等の防止への意識を高めます。

また、「通学路安全推進協議会」で通学路の安全点検及び対策の進捗管理を行うとともに、巡回パトロール等により登下校時の安全確保に努めます。

[成果指標] 平成33年のすがた

1時間以上家庭学習して

いる割合（小6・中3）

H27

H33

小：78.7%

小：90.0%

中：56.2%

中：90.0%

不登校児童・生徒の数

（小中学生1,000人当たり）

H27

H33

小：2.0人

小：2.0人

中：30.1人

中：20.0人

施策のターゲット
：園児・児童・生徒

主担当課：学校教育課
関係課：－

【基本方針】

子どもたちが興味をもって学習に取り組み、思考力・判断力・表現力を育むために、学習教材や学校図書[＊]の整備を図るとともに、情報活用能力を育てるための教育用ICT機器[＊]の設置や、子どもたちの安全・安心な環境を確保し、快適な学校生活が送れるよう学校施設の整備・充実を図ります。

関連計画：－

【現状と課題】

学習教材や学校図書館の充実と、情報活用能力の育成のための、各教室におけるICT機器を使った授業ができる環境の整備が求められています。また、学校の耐震補強工事及び改築工事により、学校施設の安全性の確保に努めてきましたが、引き続き、安心して学習ができるよう、老朽施設の改修やグラウンドの改修を進める必要があります。

- 学校図書は、子どもたちの健全な教養を身につけるための大切なものです。定期的な図書の整理を行い、読書好きの子どもを育成する必要があります。
- 各学校のコンピュータ教室にある固定式のパソコン機器から、教室等での授業に使用することができるタブレット型パソコンの導入と施設のインターネット環境の整備が求められています。
- 園児や児童・生徒の安全・安心な環境を確保するため、老朽施設の改修工事やグラウンド整備など、計画的な工事を行う必要があります。



新しくなった校舎（五泉小学校）



コンピュータ教室

[今後の取り組み]

[2-①] 教材教具の充実

幼稚園・学校で使用する学習教材や授業等で使用する備品、体育やクラブ活動で活用する運動用具や楽器などの教具の充実を図り、教育効果を高め、児童・生徒が興味をもって、楽しく学習できる環境を整えます。

[2-②] 学校図書館の充実

学校図書館については、魅力ある図書館となるよう心がけ、児童・生徒が親しみをもって入れるような空間づくりに努めるとともに、定期的な図書の整理を行うことで常に興味・関心のある図書の整備に努めます。

[2-③] ICT*教育環境の充実

情報化が進み、さまざまな場面でICT機器を活用する場面が増えたことや、子どもたちにとってより分かりやすく、学習意欲が一層高まる授業ができるように、各学校の普通教室等で、教師や子どもたちがタブレット型パソコン機器を使用し、動画を活用したグループ学習、インターネットを利用した授業ができる環境の整備を図ります。

[2-④] 学校施設改修の推進

多様化する教育内容や学習活動に適切に対応するため、校舎、屋内運動場及び屋外の学習環境の整備、居住環境の変化に対応した設備及び障がいのある生徒等に対応した施設の整備、防犯等安全対策など、子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場、生活の場である学校を安全・安心で快適な学校生活を送ることができるよう、老朽施設の改修工事やグラウンド整備など、計画的に進めていきます。



タブレットを活用した体育の授業



動画を見て動きを確認する生徒

[成果指標] 平成33年のすがた

普通教室無線LAN
整備率

H27 7.1% → H33 100%

普通教室用タブレット
整備率

H27 0% → H33 100%

施策のターゲット
：市民

主担当課：生涯学習課
関係課：農林課、商工観光課、都市整備課

【基本方針】

市民が、いつでも、どこでも、誰でも学べ、さらに学んだことを教えることで、学ぶ喜びと学び合う喜びを実感できるまちを目指します。

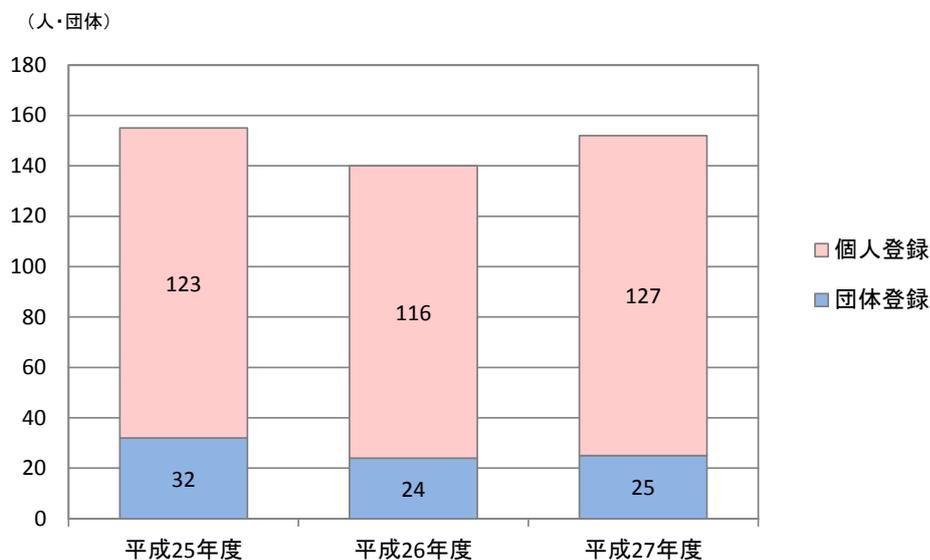
学習できる場の充実や情報提供等に努め、学習意欲と多様な価値観に対応した学習ができる環境づくりを推進するとともに、地域での特色を活かした学習ができる体制の整備を推進します。

関連計画：五泉市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）

【現状と課題】

高齢化や高度情報化などがさらに進行しており、生きがいや豊かな心を求めて、生涯学習に対するニーズは多様化しています。しかし、その一方で、学習に取り組んだり趣味の会に参加している市民の割合は、平成22年の22.0%から平成27年には21.7%と横ばい状態です。そのため、誰もが気軽に参加できる学習機会の充実や市民が自発的にグループやサークル活動など、生涯学習に取り組む環境づくりが求められています。

- 市民の主体的な活動を支援するためには、市民ニーズに応じた学習機会や情報の提供、さらに学習施設の整備などが必要です。同時に、民間指導者（達人バンク）の登録者の新規開拓と活性化が必要です。
- 子どもたちの放課後活動を充実させるため、地域住民の協力を得ながら子どもの居場所づくりを進める必要があります。
- 地域住民の学習意欲を引き出すため、市民への情報の提供や小学校を活用した公民館活動を行うなど、地域活動拠点の整備・充実が必要です。



図：達人バンク登録者数

[今後の取り組み]

[3-①] 学習機会の充実

誰でも気軽に「学ぶ」ことができると同時に、「教わる」だけでなく、学んだことを「教える」ことができるなど、自分の能力を社会の中で活かせるような学習機会の拡充を進めます。

また、市のホームページなどの活用を図り、積極的に各種講座や講演会などの情報提供に努めます。

[3-②] 民間指導者の育成・活用の推進

「ごせん生き生き楽習達人バンク」制度を充実させるため、登録者のスキルアップや活動支援、指導者の掘り起しなどを進め、市民自らが自主講座等を開設することができるよう、指導者の育成と活用を推進します。

[3-③] 子どもの居場所づくり

地域社会の中で、子どもたちが安全・安心に心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

全小学校区で開設している寺子屋事業について、指導者の確保・育成に努めるとともに、子どもたちが、自ら考え、行動できる豊かな感性や社会性を養う学習機会の提供に努めます。

[3-④] 公民館活動の推進

地域に根ざした生涯学習を推進し、小学校などの施設を活用した公民館活動の充実を図るため、学習内容の企画・立案を行い、気軽に参加できる学習機会の提供と地域での特色を活かした活動の推進に努めます。

[3-⑤] 生涯学習関連施設の整備

利用者が安全に安心して利用できる生涯学習関連施設の計画的な改修を実施します。

また、多様化する市民のニーズに対応するため、「生涯学習と芸術文化の振興」、「観光と連動した産業振興」の機能を併せ持った複合施設の建設に向けて関係各課と検討を進めます。



放課後、寺子屋教室で活動する子どもたち

[成果指標] 平成 33 年のすがた

「ごせん生き生き楽習達人バンク」の登録者数

H27 127人
25団体

➡

H33 180人・団体

全校児童に占める寺子屋参加児童の割合

H27 14.4%

➡

H33 15.5%

施策のターゲット
： 市民

主担当課：スポーツ推進課
関係課：－

【基本方針】

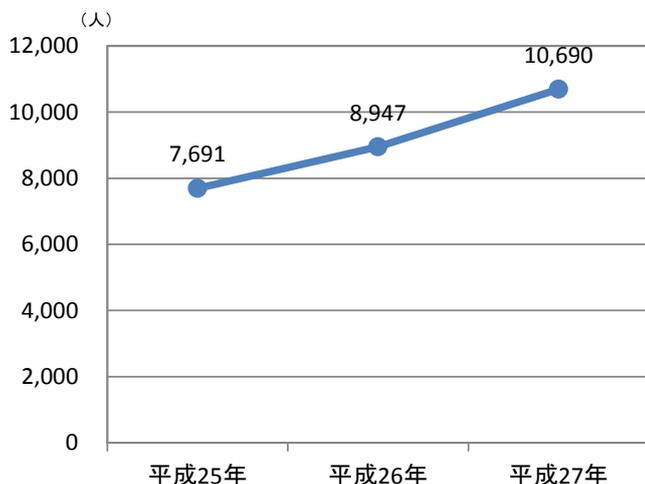
子どもから高齢者まで、多くの市民が気軽に健康や体力の保持増進に取り組み、生涯を通じて健康で活力に満ちた生活を送れるよう、いつでも、どこでも気軽に参加できるスポーツ・体力づくり活動の機会の提供や教室等の開催、施設環境の整備を進めていきます。

関連計画：五泉市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）

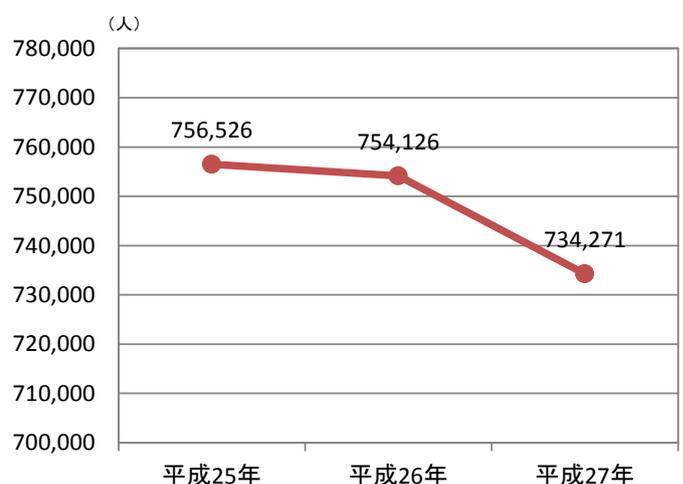
【現状と課題】

児童・生徒の運動する子としない子の二極化や成人の生活習慣病の増加、高齢化の進展などにより、「健康維持・増進」「介護予防」のための生涯スポーツに対する重要性が高まっています。そのため、体力づくり教室延参加者数は、平成26年度の8,947人から平成27年度には10,690人（総合型地域スポーツクラブ※ヴィガ主催教室参加者数5,758人を含む）に増加しています。

- 子どもから高齢者まで、普段運動に関心がない人を運動に引き込めるよう、参加したくなるような教室、イベントを企画することが必要です。
- 総合型地域スポーツクラブヴィガと連携しながら、市民ニーズを的確にとらえ、市民の生きがいつくりや健康増進に役立つ教室を提供することが必要です。
- 2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しスポーツへの関心が高まる中、スポーツ指導者や団体の強化育成など、競技スポーツ等の充実を図ることが必要です。
- スポーツイベント等を招致・開催し、よりハイレベルな試合等を間近に体験できる機会を提供することが必要です。
- スポーツ施設利用者の安全性や利便性を考慮した、適正な施設環境の整備が必要です。



図：体力づくり教室等延べ参加者数



図：体育施設等の延べ利用者数

[今後の取り組み]

[4-①]

生涯スポーツ活動の推進

子どもから高齢者まで市民の健康維持・体力増進を図り、健康で活力ある生活を送るため、各種運動機会の提供や教室を開催します。

また、市民による主体的・自主的運営の総合型地域スポーツクラブと連携し、市民に運動の機会を提供します。

[4-②]

競技スポーツの振興

競技力の維持・向上を図るとともに、誰もが気軽に参加できる各種スポーツ大会を積極的に開催します。また、ジュニア選手の育成強化に努めるとともに、全国・ブロック大会等の出場のための奨励費を支給するなどの支援を行います。さらに2020年に開催が決定した東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致を目指します。

[4-③]

スポーツ指導者及び団体等の育成強化の推進

教室等の指導者となるスポーツ推進委員などの指導者への研修を実施し、スポーツ指導者の資質の向上を図ります。また、体育協会等の団体などと連携を強化し、自らが主体的にスポーツを楽しむことができる環境を整備し、スポーツ人口の拡大を図ります。

[4-④]

スポーツイベント等の招致と開催

スポーツ団体等と連携して、スポーツイベント等を招致・開催します。また、市外の学生等が行う部活動やサークル活動等の合宿を誘致し、交流人口の増加を図ります。

[4-⑤]

スポーツ等施設環境の整備

既存のスポーツ施設を最大限に有効活用するため、さまざまなニーズに対応できるよう施設環境の整備に努めます。また、スポーツ活動の拠点となっている総合会館大ホールの天井や照明設備、エレベーター、フロア改修等の施設整備を行います。



市で開催するスポーツ教室

[成果指標] 平成33年のすがた

体力づくり教室等 延べ参加者数

H27 10,690人 → H33 12,000人

体育施設等の延べ利用者数

H27 734,271人 → H33 780,000人

施策のターゲット
：市民

主担当課：生涯学習課
関係課：農林課、商工観光課、都市整備課

【基本方針】

市民が自主的かつ創造的な芸術文化活動を行う中で、人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするまちを目指します。

市民自らが主体的に芸術文化活動を行えるよう、活動機会の充実に努め、芸術文化団体等との連携を図ります。

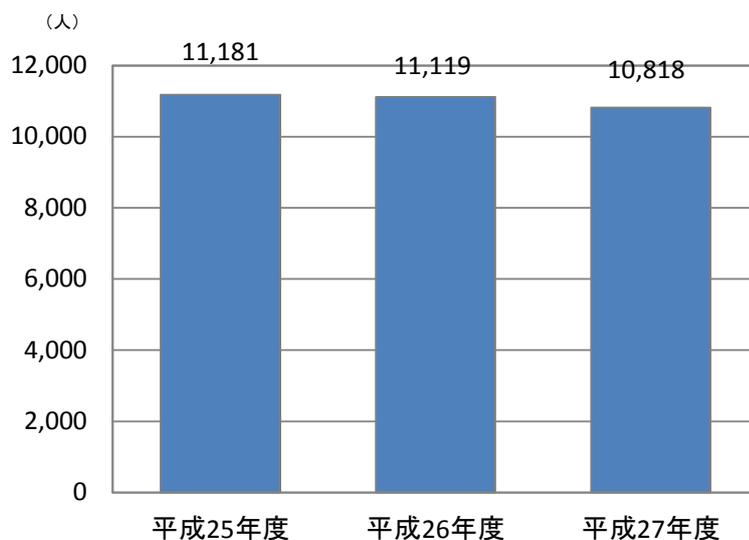
芸術文化活動を行う施設等の整備を進めるとともに、優れた芸術文化にふれる機会の充実に努めます。

関連計画：五泉市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）

【現状と課題】

市民の中に芸術文化への学習意欲や学習成果発表などニーズの高まりも見られるものの、文化事業入場者数は減少しています。芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらす人生を豊かにします。そのため、市民の芸術文化活動への支援や活動に親しむ環境の充実が求められています。

- 芸術文化団体、サークル活動団体などと連携し、市民が主体的に活動できる機会の充実が必要です。
- 芸術文化の振興を図るため、芸術文化団体、サークル活動を支える民間指導者の育成が課題となっています。
- 市民の芸術文化に対するニーズに対応するため、文化施設の整備を計画的に進める必要があります。
- 市民が感動や生きる喜びを感じられる、優れた芸術文化を鑑賞する機会の充実が必要です。



図：文化事業入場者数

[今後の取り組み]

[5-①]

市民の芸術文化活動の推進

市民の芸術文化活動の学習の場や学習成果の発表機会の充実に努め、市民の主体的・創造的な芸術文化活動の活性化を図ります。

市民が自主的に文化事業を行えるよう、芸術文化団体等と連携し取り組みます。

[5-②]

芸術文化団体の育成支援

市民自らが主体的に文化活動を行うため、利用しやすい施設運営に努め、団体や指導者の育成を図ります。

芸術文化活動の核となる文化協会の活動を支援し、また、連携・協力して指導者のレベル向上と育成を図ります。

[5-③]

文化施設の充実

市民の芸術文化活動の場として、施設の維持管理に努めるとともに、必要な改修を進めます。

また、芸術文化活動の市民ニーズに対応するため拠点施設の建設を進めます。

[5-④]

芸術文化の鑑賞機会の充実

市民の芸術文化に対する関心を高め、生涯を通じて多様な芸術文化に出会い、感動や喜びを実感できるような優れた音楽、美術、演劇などにふれる機会の充実に努めます。



芸術文化を鑑賞する機会として市が開催するコンサート事業
(左：さくらんどう吹奏楽の夕べ、右：サロンコンサート)

[成果指標] 平成 33 年のすがた

文化事業入場者数

H27 10,818 人 → H33 13,000 人

市展・文化展出品数

H27 605 点 → H33 650 点

施策のターゲット
： 市民

主担当課：図書館
関係課：学校教育課

[基本方針]

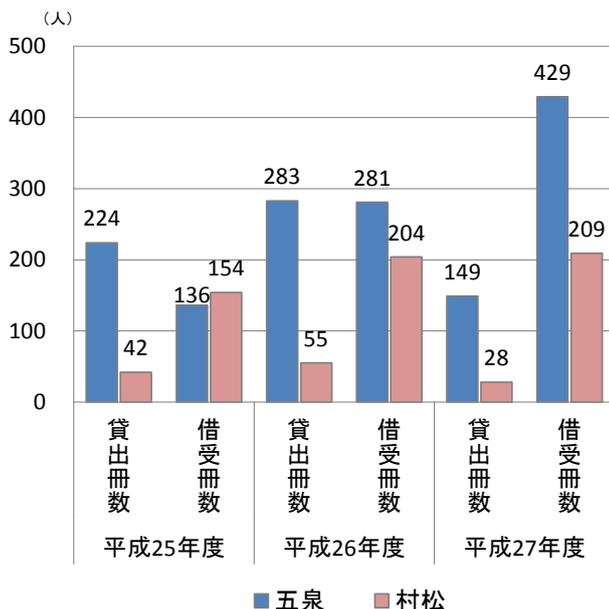
市民が、知的好奇心を満たし、生涯を通して読書を楽しむことができるまちを目指して、魅力的な図書館資料の収集・整備・保存に努めるとともに、調査研究機能の強化等の取り組みを行っていきます。また、家庭、地域、学校など社会全体で、計画的に読書活動に親しむ環境づくりを推進します。

関連計画：五泉市子ども読書活動推進計画

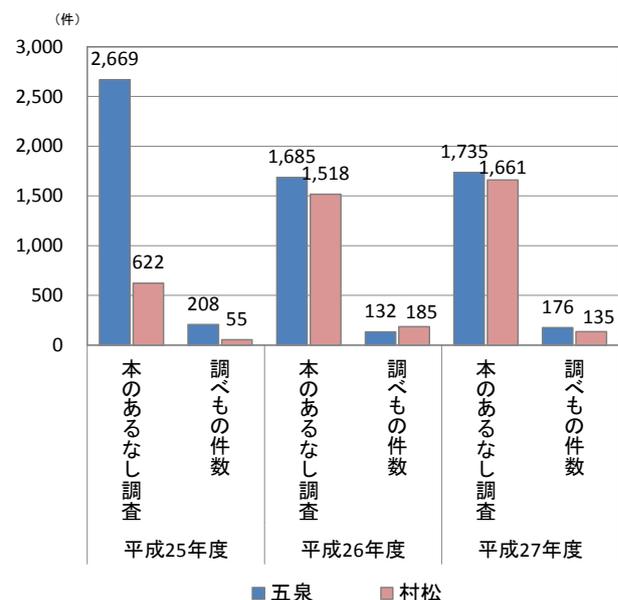
[現状と課題]

近年、インターネットや電子書籍などの電子メディアの浸透により、情報の収集方法の多様化が加速し、図書以外の媒体への関心の高まりが全国的な傾向として見られます。「市民1人当たりの図書貸出点数」は平成25年度の4.4点から平成27年度は4.1点と減少傾向にあります。次世代を担う子どもたちの読書離れも進んできています。一方では、個人の生活様式の変化により、長時間を図書館で過ごす利用者が増加傾向にあり、図書館の果たす役割はますます重要となってきています。

- 市民ニーズに対応した魅力のある蔵書整備や公共図書館のネットワークを活用した資料の提供などのサービスの充実を図る必要があります。
- 図書館資料を利用した調査・研究が増えてきていることから、図書館職員の資質向上に努める必要があります。
- 子どもたちの読書意欲向上を進めるため、読書ボランティアの育成・強化や家庭・地域・学校など社会全体で、計画的に読書活動に親しむ環境づくりが求められています。
- 市民の知的好奇心を満たしながら、余暇利用が図れる豊かな空間としての整備が求められています。



図：市外の図書館との資料貸借件数



図：調べものや相談件数

[今後の取り組み]

[6-①]

図書館資料の収集・保存と提供の充実

市民のニーズに対応した資料の整備が求められていることから、アンケート調査などによる利用者の意向を反映した蔵書の整備を進めます。

また、予約・リクエストサービスに迅速に対応するため、全国の公共図書館とのネットワークの利活用をさらに図るとともに、郷土・行政資料の収集・保存活動、古文書整理の取り組みを強化します。

[6-②]

調査研究機能の強化

調査・研究などに対して、図書館資料等を活用してサポートする機能(レファレンス*)を強化するため、職員研修を進めながら調査研究機能の向上を図ります。

また、サービス提供の利用促進を図るため、市民へのPR活動に努めます。

[6-③]

子ども読書活動の推進

未来を生きる子どもたちのための、心の糧になるような本の選書を心がけ、成長過程や発達段階に応じた本の橋渡しができるように努めます。

また、読書ボランティアの育成、強化を図りながら、絵本の読み聞かせやおはなし会などの機会を充実させるとともに、家庭や学校図書館との連携を深めます。幼児・児童・生徒がどこにいても「読書」に関心が向くような環境づくりを進めます。

[6-④]

読書しやすい環境の整備

図書館内の表示を、分かりやすく、利用しやすいものに工夫するなどの配慮に努めます。

利用者の声を反映させ、余暇利用が図れる豊かな空間として、整備を進めます。



新しい書庫棟に設置された可動式書架



学校派遣司書活動

[成果指標] 平成33年のすがた

市民1人当たりの
図書貸出点数

H27 4.1点 → H33 4.5点

図書利用カード
登録率

H27 37.3% → H33 40.0%

18歳までの図書利用
カード登録率

H27 44.0% → H33 50.0%

施策のターゲット
： 市民

主担当課：生涯学習課
関係課：－

[基本方針]

郷土の自然や歴史、文化財は後世に伝え残さなければならない地域の財産であることの理解を深め、市民がそれらを誇りにするまちを目指します。

地域に残る年中行事や伝統芸能を後世に伝えるため、後継者の育成や保存団体の支援に努めます。また、文化財等の公開、展示施設の充実と情報発信に努めます。

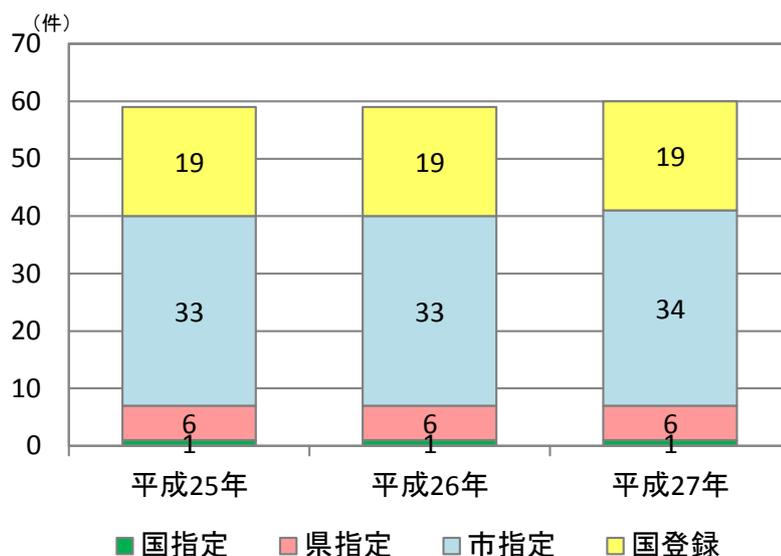
関連計画：五泉市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）

[現状と課題]

郷土の自然や歴史、文化財については、地域の貴重な財産であることを誇りにするため、市民一人ひとりが関心を持ち、理解を深めることが求められます。

地域での生活習慣の変化や世代間交流が希薄になり、年中行事や伝統芸能を次の世代に引き継ぐことが難しくなっています。

- 市内に残る文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、指定文化財になり得るものについての情報収集が必要です。
- 市内にある約 400 か所の周知遺跡（県調査により、遺物・遺構等が確認された場所）については、開発計画を事前に把握し、関係機関との協議・調整を図りながら、遺跡調査と保存が求められています。
- 郷土の歴史や文化財についての理解を深めるため、村松郷土資料館の有効活用や情報発信が必要です。



図：国・県・市指定・国登録文化財の件数

[今後の取り組み]

[7-①]

指定文化財等の保存と利活用

市内に残る貴重な文化財をより良い状態で保存し、所有者等の協力を得ながら公開に努めます。また、文化財に対する市民の理解を深めるための学習機会の充実に努めます。

地域の伝統行事や芸能を後世に継承していくため、保存団体や後継者の支援に努めます。

[7-②]

埋蔵文化財の保存と利活用

埋蔵文化財については、必要に応じて発掘調査を実施し、記録保存に努めます。

また、発掘調査により出土した遺物や記録資料を郷土資料館で展示することにより、郷土の歴史を知る機会の提供に努めます。

[7-③]

文化財展示施設の充実

村松郷土資料館を活用し、文化財等の公開展示を行うとともに、郷土史研究者や文化財所有者の協力を得ながら、魅力ある特別展等を開催し、郷土の歴史や文化財を知る機会の充実に努めます。

[7-④]

情報発信の充実

郷土の自然、歴史、文化財を広く市民に周知し関心をもってもらうために、また、郷土を愛する心を育むために文化財等を紹介したパンフレットを整備するとともに、市のホームページ・フェイスブック*等で情報発信に努めます。



村松郷土資料館



五泉市指定文化財 善願の虫送り
(無形民俗文化財 風俗慣習 平成27年指定)

[成果指標] 平成33年のすがた

指定文化財の件数

H27 60件 → H33 62件

施策のターゲット
：高齢者

主担当課：高齢福祉課
関係課：－

[基本方針]

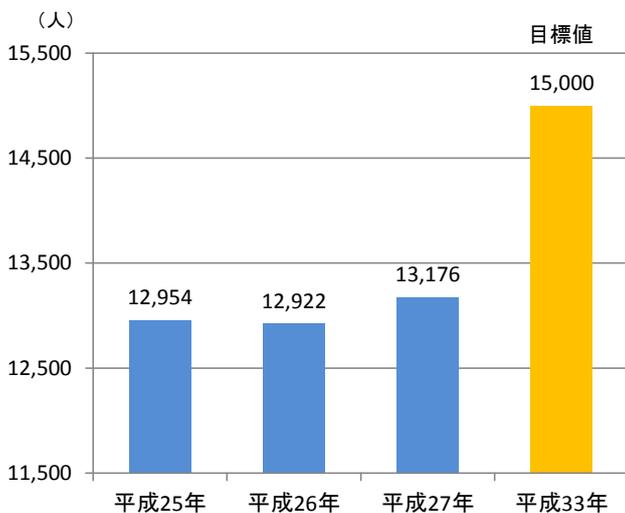
高齢者が気軽に集い、日常生活の中で自然に社会参加できる交流の場の充実を進めます。
また、今まで築いてきた経験や知識を活かし、就労を希望する人に対しては就労機会を提供し、地域社会での活躍の場づくりに努めます。

関連計画：五泉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

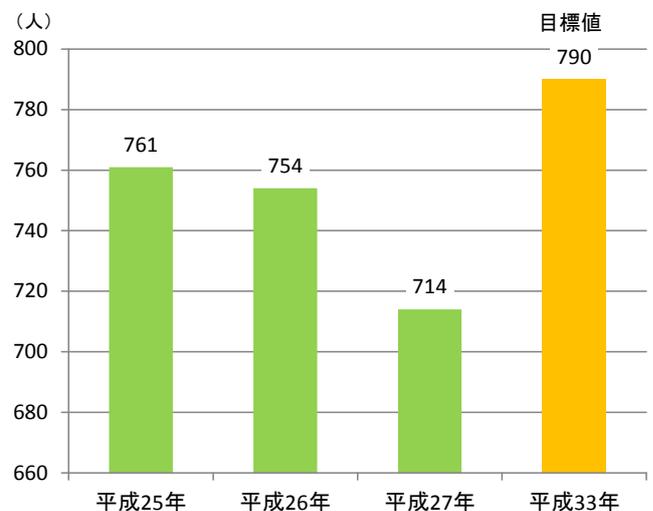
[現状と課題]

平成28年8月末現在の高齢化率*は32.94%となっており、超高齢社会の中、健康で生きがいのある高齢期を送りたいという思いから、高齢者の社会参加の関心は今後も増していくことが予想されます。

- 高齢者世帯が増加する中、高齢者が気軽に交流を持てる場の確保と自主的な生きがい・健康づくりのための環境整備の充実が必要となっています。
- 年金支給年齢の引上げや就労意欲の高まりにより、定年後も就労を希望する高齢者がシルバー人材センターや五泉しごと館へ相談するケースが増えてきています。
- 厚生労働省が推進する地域包括ケアシステム*の構築を実現するためには、助け合い・支え合いによる地域づくりが求められています。
- 生きがいや介護予防につながるための各種ボランティア活動や、支援が必要な人を支える担い手として活躍する高齢者の支援が必要です。



図：お茶の間サロン参加者数



図：シルバー人材センター会員数

[今後の取り組み]

[8-①]

いこいの場、交流の場の充実

高齢者が気軽に集い仲間と出会うことができるよう、お茶の間サロンや馬下保養センター、老人福祉センターなど、いこいの場、交流の場の充実を図ります。

[8-②]

活躍する場づくり

高齢者の技術や経験を活かした就労の場を提供しているシルバー人材センターの組織強化を図ります。また、五泉しごと館とも連携を図り、高齢者の就業機会が確保できるよう支援します。

[8-③]

通いの場による地域づくりの推進

地域の人のつながり・支え合いを継続するため、高齢者及び市民が主体の通いの場づくりを支援し、地域の実情やニーズに応じた地域づくりを推進します。

[8-④]

高齢者ボランティアの育成

ボランティア活動や介護予防自主サークル活動を通して、地域の高齢者を支える担い手として活躍できるよう支援します。



シルバー人材センターでの庭木講習会（左）と障子貼り講習会の様子

[成果指標] 平成33年のすがた

お茶の間サロン
参加者数

H27 13,176人 → H33 15,000人

シルバー人材センター会員
数

H27 714人 → H33 790人

高齢者及び市民主体による
地域の通いの場の設置数

H27 0か所 → H33 25か所

施策のターゲット
：障がいのある人、障がいのある人の家族、市民

主担当課：健康福祉課
関係課：こども課、学校教育課

[基本方針]

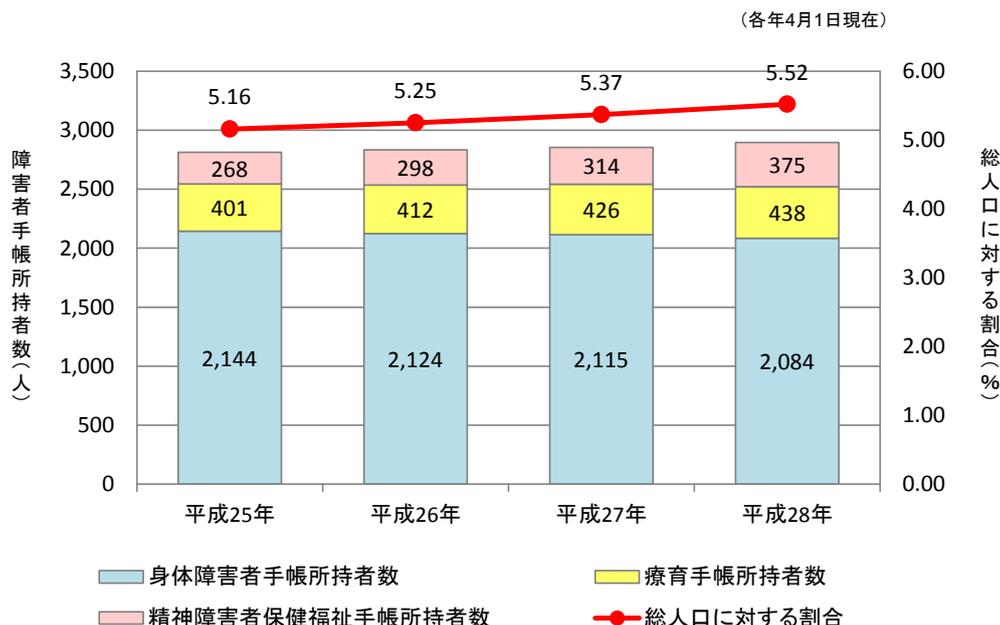
障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちにするため、障がいのある人の自立に向けた各種障がい福祉サービスの提供やさまざまな相談への対応などの支援を行うとともに、市民に対し「障がい」についての理解を深めるための取り組みを行います。

関連計画：五泉市障がい者計画、五泉市障がい福祉計画

[現状と課題]

平成 28 年 4 月現在、障害者手帳（身体、療育^{*}、精神）を所持している市民は 2,897 人です。これは 18 人に 1 人が障害者手帳を所持していることになり、増加傾向で推移しています。また、障がい者を取り巻く環境は、平成 25 年に「障害者総合支援法」の施行、平成 28 年には「障害者差別解消法」が施行されるなど、大きく変化しています。

- 障がいのある人からの多様化するニーズに対応するため、各種サービスの充実、相談支援体制の強化が必要です。
- 障がいの早期発見と療育施策の充実を図るとともに、ライフステージ^{*}に応じた途切れない支援を行うため、関係機関の連携強化が必要です。
- 市内企業における障がいのある人の雇用率が低い水準にあるため、引き続き雇用・就業支援の取り組みを、関係機関と連携し行う必要があります。
- 「障がい」についての正しい知識や関心を深めるための取り組みや、障がいのある人の権利擁護に関する取り組みを推進していく必要があります。



図：障害者手帳所持者数の推移

[今後の取り組み]

[9-①]

障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が、地域で自立した生活を送れるよう、障害者総合支援法に基づき福祉サービスを給付します。また、障がいのある人の日中活動の場の提供や地域での住居支援などさまざまなニーズに対応できるよう、サービスの提供体制の向上に努めます。

[9-②]

地域生活支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送るために、外出に関する支援やコミュニケーション支援、日常生活用具の給付などさまざまな角度から支援を行います。また、障害者地域活動支援センターにおいて、障がいのある人の地域との交流促進を図ります。

[9-③]

相談支援体制の充実

障がい者基幹相談支援センターを相談支援の拠点とし、日常的な相談から専門的な相談まで、さまざまな相談に対応します。また、障がい者総合支援協議会において、地域の関係機関と連携し相談支援体制の充実を図ります。

[9-④]

障がい児支援の充実

障がいのある子どもに対する支援については、子どもの成長過程やライフステージに応じた継続的な支援が必要なため、支援内容の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、途切れない支援を実施していきます。

[9-⑤]

雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者総合支援協議会を通じてハローワーク等の関係機関と連携し、受入企業に対する啓発等の取り組みを行っていきます。また、一般就労が困難な人に対しては、就労継続支援等の障がい福祉サービスの利用を促進していくとともに、受入態勢の充実を図っていきます。

[9-⑥]

障がい者理解と権利擁護の促進

広報等による周知やフォーラムを開催し、障がいに対する理解促進を図っていきます。また、障がいのある人の権利擁護に関しては、障害者差別解消法や虐待防止の啓発、虐待防止センターでの対応、成年後見制度^{*}に関する支援体制づくり等の取り組みを行っていきます。

[成果指標] 平成33年のすがた

地域生活移行者数^(注1)

H27 1人 → H33 6人

一般就労移行者数^(注2)

H27 3人 → H33 5人

(注1) 地域生活移行者数：福祉施設入所者の地域生活への移行者数（累計）

(注2) 一般就労移行者数：福祉施設から一般就労への移行者数（単年）

施策のターゲット
：妊産婦及び乳幼児期から思春期までの子どもと保護者

主担当課：こども課
関係課：-

【基本方針】

妊婦が安心して出産できるとともに、保護者の育児不安を軽減し、すべての子どもが健やかにのびのびと育つことができるまちを目指します。

中学生、高校生が自らの命の大切さとお互いの性を尊重し合える取り組みを進めます。

妊産婦の健康管理を推進するとともに、乳幼児の疾病対策、むし歯予防を推進し、健やかに成長・発達するよう支援します。

関連計画：五泉市母子保健計画、五泉市歯科保健計画、五泉市子ども・子育て支援事業計画

【現状と課題】

核家族化や少子化が進む中、合計特殊出生率^{*}は平成25年に1.35人であったものが、平成27年には1.40人と増加傾向にあります。しかし、県平均の1.47人を下回っています。

少子化の主な要因は結婚・出産に対する価値観の変化による晩婚化や未婚率の上昇、また、雇用環境の変化等による経済的不安定の増大などが考えられます。また、市内には産婦人科がないこともあり、出産や育児に不安を抱えている家庭が増加しています。

- 10代の妊娠中絶割合は横ばい傾向で、平成26年は0.66%でした。感受性豊かな思春期のうちに、命や性の大切さ、性に関する正しい知識を身に付け、将来の健全な父性・母性を育むことが必要です。
- 安全・安心な妊娠・出産ができるように、妊産婦の不安解消、相談体制等の充実と経済的支援が必要です。
- 乳幼児健康診査で精密検査が必要と診断された子どもの病気の早期発見、早期治療や発達面で経過観察が必要とされた子どもの早期対応が重要です。
- 保護者がゆとりをもって子育てができるように、育児不安の解消や保護者同士の交流を図ることが重要です。
- 平成27年度の12歳児のむし歯本数は0.67本と、0.46本の県平均を上回っています。幼児から小中学校における歯科保健対策のさらなる推進が求められています。



図：出生数・合計特殊出生数の推移



赤ちゃんふれあい体験学習

[今後の取り組み]

[10-①]

思春期保健指導の推進

中学生や高校生が赤ちゃんに触れ合うことにより、命や性の尊さを学び、父性・母性を育むための取り組みを推進します。

思春期教室を開催し、性に関する正しい情報や知識等を深め、お互いの性を尊重するための教育の充実を図ります。

[10-②]

妊産婦の健康管理の推進

出産サポートタクシーの配置やマタニティセミナー、妊産婦訪問指導等の充実を図ります。また妊婦や胎児の適切な管理のため、妊婦健康診査費や医療費の助成により経済的負担を軽減します。

産後うつ病については、産後うつ病問診を実施し、早期発見・対応による予防対策を推進します。

[10-③]

乳幼児の健康管理や発達支援の推進

新生児訪問や乳幼児健康診査を実施し、発達状況や健康状態を確認して疾病等の早期発見、早期治療や対応を推進します。

また、発達面で心配のある子どもを対象とした健診フォローアップ教室を開催し、親子遊びを通じて愛着形成や発達を促します。

[10-④]

育児不安の軽減や指導、相談の推進

保護者が育児不安の軽減や交流を図り、自分に合った育児の方法を見出すことができるよう親支援講座や新米ママの育児セミナーの充実を図ります。

また、育児相談会の充実や夜間・緊急時の相談窓口の普及、共通の悩みや解決策を冊子やホームページ等で紹介していきます。

[10-⑤]

むし歯予防の推進

幼児歯科健診、園児歯科健診、児童生徒の歯科健診を実施し、むし歯の早期発見・早期治療を推進します。

幼児のフッ素塗布、園児及び児童のフッ素洗口を行い、むし歯予防を推進するとともに保育園や幼稚園、学校での歯科健康教育の充実を図ります。

[10-⑥]

ワンストップの総合的な支援体制の推進

子育て世代包括支援センターを整備し、妊娠・出産期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行えるよう体制づくりを推進します。



新米ママの育児セミナー

[成果指標] 平成33年のすがた

合計特殊出生率

H27 1.40人 → H33 1.54人

乳幼児健康診査受診率

H27 98.5% → H33 100%

12歳児の平均むし歯本数

H27 0.68本 → H33 0.55本

施策のターゲット
： 保育を必要とする児童・保護者

主担当課：こども課
関係課：学校教育課

[基本方針]

保育を必要とするすべての家庭が利用できる支援及び子どもたちがより豊かに育って行くことができる支援の充実を目指します。

子どもの年齢や親の就労状況などに応じた子育て支援・保育や教育の選択肢を増やし、保育の質の向上及び、食育支援を推進することにより食生活や生活リズムが身につく取り組みを進めます。

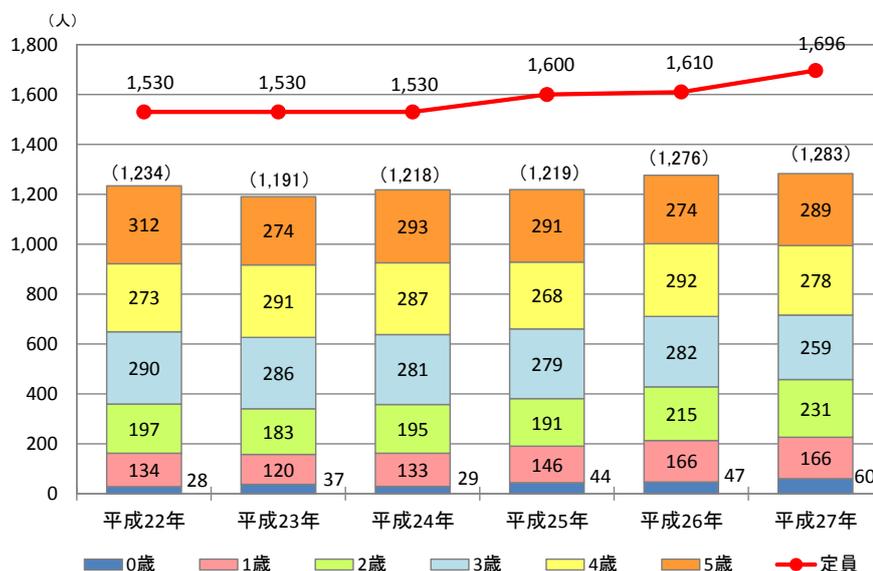
関連計画：五泉市子ども・子育て支援事業計画

[現状と課題]

保育園の入園児童数は、少子化に伴い子どもの数は減少しているものの、現在国が検討している配偶者控除廃止の実施等により、就労したり就労時間を増やしたりする女性は増加すると予想され、それに伴い、0歳～2歳児の入園率が増加することが予想されます。

また、学童保育^{*}については希望者が増加してきていることによる受け入れ態勢を確保するため、施設整備やスタッフの増員を行ってきましたが、まだ不足した状況です。

- 11の公立保育園のうち、5園が築30年以上のため、保育園児の減少を見据えた施設の維持修繕が課題となっています。
- 保育ニーズが高い3歳未満児の受入体制を整備するに当たり、保育士の確保が課題となっています。
- 保護者の就労形態の多様化により、保育時間の延長や休日保育等、より質の高い多様な保育サービスの提供が求められています。
- 学童保育の対象年齢の拡大及び学童保育時間等の「小1の壁^{*}」に対応できる施設整備や人材確保が課題となっています。
- 病児保育の利用ニーズ拡大による施設整備や運営委託先の確保が課題となっています。



図：保育園児童数の推移（各年4月1日現在）

[今後の取り組み]

[11-①]

保育サービスの充実

保護者の就労を支援するため、乳児保育（特に育児休暇明け）の受け入れを拡大できるよう保育園の施設整備を進めます。

また、多様な保育ニーズに対応するため保育園の開所時間の延長や休日保育等の実施、幼保連携*についても検討を行います。

[11-②]

保育の「質」の向上

より質の高い保育を提供するため、職員が自己研鑽に努め、職員全体の専門性の向上を図ります。

また、保育の課題を踏まえた園内外の計画的な研修を実施します。

[11-③]

保育園の効率的な運営

良好で快適な保育環境の確保・多様な保育サービスの提供・園児数の減少・施設の老朽化等を勘案し、保育園の改修及び統廃合の検討を行います。

[11-④]

子どものための食育推進

保育園では、子どもの健やかな心身の発育のため、食の大切さや楽しみを実感できるよう、発達段階に応じた食育を推進し、同時に地域の特産品を活用した地産地消を積極的に展開します。

また、親子を対象とした食育教室を実施し、家庭への食育の大切さの浸透に努めます。

[11-⑤]

学童クラブ*の支援強化

利用者の多様化するニーズに対応した学童クラブの運営に取り組み、仕事と子育ての両立を支援し、児童の健全育成を図ります。

また、学校教育課との連携を強化し、学校施設等の有効活用を図った施設整備を推進します。

[11-⑥]

病児保育室の拡充

平成26年4月に開設以来、事前登録者数及び利用者数が増えていることから、運営先法人と施設整備による拡充を検討するとともに、新たな運営先の確保について関係機関と検討します。



親子食育教室



農産物収穫体験事業

[成果指標] 平成33年のすがた

保育利用希望者の入園割合

H27 100% → H33 100%

認可保育所*等の園児数

H27 1,280人 → H33 1,100人

学童クラブの児童数

H27 379人 → H33 420人

施策のターゲット
：児童と保護者

主担当課：こども課
関係課：－

【基本方針】

親や子育てにかかわるすべての人への負担を軽減し、安心して子育てができるまちを目指します。子育て支援センターやファミリーサポートセンターを活用し、情報提供や相談体制の充実を図ります。また、親子が仲間づくりのできる環境の整備を進めるとともに、子育て支援ポータルサイトにより子育て情報の配信を推進します。各種助成制度や手当などにより、経済的な負担の軽減を図ります。

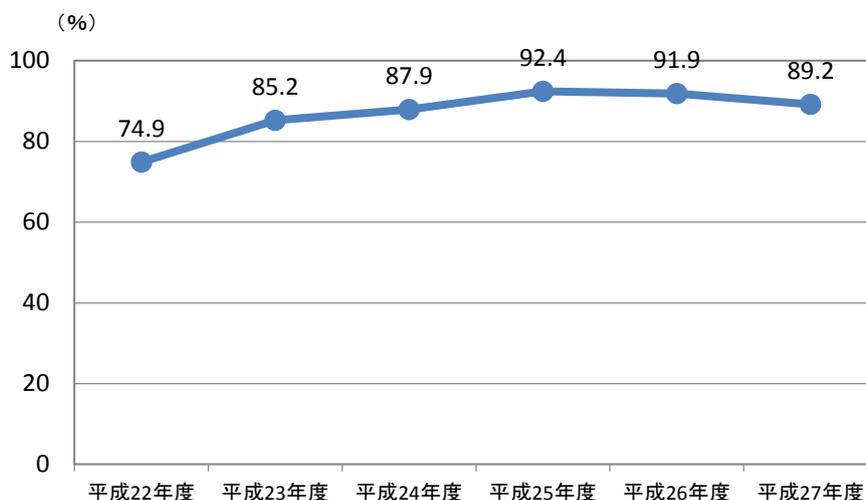
関連計画：五泉市母子保健計画、五泉市子ども・子育て支援事業計画

【現状と課題】

ライフスタイルが多様化した中、未婚化や晩婚化、若者の市外流出等に伴い、出生数は年々減少し、平成26年は306人となっています。また、依然として核家族化、地域社会や家庭での人間関係の希薄化などの現状があり、子育ての孤立化や地域の支援体制の弱体化があります。

市民意識調査の子育て支援の重要度は、平成22年度の調査と比較すると9.6ポイント増の39.1%となっており、子育て支援の関心が高まっていることが伺えます。

- 子育ての孤立化しやすい状況の中、育児不安やストレスを解消するための対策の充実が求められています。
- ファミリーサポート事業の活動件数は、平成25年度以降600件前後を推移しニーズが高まっていることから、提供会員の確保及び研修会を実施し、利用しやすい環境の整備が必要です。
- 子育て支援の拠点となる子育て支援センターの利用者への情報発信や育児相談など、乳幼児期の子育て世帯が気軽に集える場所となるよう、施設の管理やサービスの提供が求められています。
- 景気の低迷や変動などにより、子育てにおける経済的負担が増していることから、負担軽減のための取り組みが求められています。



図：赤ちゃん訪問事業 訪問率

[今後の取り組み]

[12-①]

安心して子育てできる環境づくりの推進

子育てへの不安や悩みを解消し、安心して子育てができる環境づくりのため母子保健推進員*などが主体となって実施している遊びの広場事業の推進を図ります。また、子育てセーフティネットとして、母子保健推進員による赤ちゃん訪問事業を推進します。

[12-②]

地域で支える子育て支援の充実

地域で支える子育て支援の中核組織として、ファミリーサポートセンターの活性化を図ります。具体的には、提供会員・利用件数の増加を図るための広報活動や、提供会員の研修会・交流会を行い、地域で支える子育て環境の整備を進めます。

[12-③]

子育ての交流の場及び情報提供の推進

子育て支援センターでは、子育て講演会や育児相談会の実施、子育て情報の提供を行います。また、育児の孤立化を防ぐため、各種セミナー修了者の自主活動グループの育成支援を推進します。

本市の子育て情報を分かりやすく提供するポータルサイトを運営するとともに、積極的に活用してもらえるよう周知を図ります。

[12-④]

子育てに伴う経済的負担の軽減の推進

18歳（高校3年生相当）までの医療費の助成や児童手当の支給、子育て応援にこころパスポートの活用等による経済的な負担の軽減を図ります。



遊びの広場事業



子育て支援センター

[成果指標] 平成33年のすがた

赤ちゃん訪問事業訪問率

H27 89.2% → H33 95.0%

ファミリーサポートセンター活動件数

H27 680件 → H33 700件

子育て支援センター利用者数

H27 23,662人 → H33 25,000人

施策のターゲット

：援助を必要としている子どもやその家庭

主担当課：こども課

関係課：学校教育課、健康福祉課

【基本方針】

援助を必要としているすべての子どもやその家庭が、安心して生活ができるまちを目指します。

ひとり親家庭への経済的支援と育児相談や就業相談などの充実に努めます。

児童の虐待や配偶者等からの暴力（DV^{*}）に対する市民の理解を深めるとともに、虐待やDVの早期発見・早期対応ができる体制の充実・強化を推進します。

関連計画：五泉市母子保健計画、五泉市子ども・子育て支援事業計画

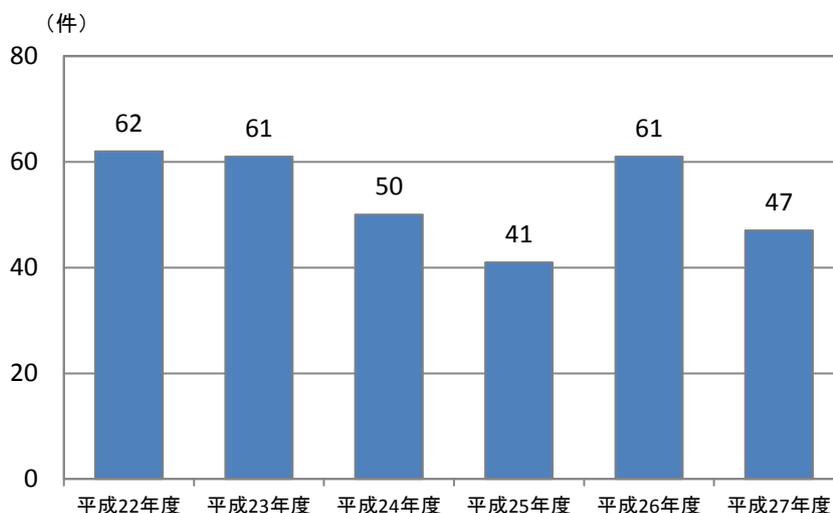
【現状と課題】

児童扶養手当の受給世帯数は少子化の影響もあり、平成22年度437世帯であったものが、平成27年度は416世帯とやや減少しています。

児童虐待に関する相談件数は平成22年度62件であったものが、平成27年度47件と、減少傾向にあります。しかし複雑な問題を抱えた困難ケースが増えています。

援助を必要とする子どもやその家庭が自立するための支援の強化が必要です。

- 子育てにおける不安や心配、児童虐待など家庭の問題に関する相談窓口である家庭児童相談室のPRや相談体制の強化が必要です。
- ひとり親に対する子育て支援や経済的支援、職業訓練等による資格・技能取得支援制度等のPR及び適切な利用を図るための啓発活動が求められています。
- 要保護児童対策地域協議会の活性化、情報の共有、関係者の専門性の向上や連携強化、市民への啓発普及による虐待の早期発見が引き続き求められています。
- 配偶者等からの暴力（DV）についての市民への周知や情報収集、被害者に適切に対応するための相談窓口体制の充実が求められています。



図：児童虐待件数の推移

[今後の取り組み]

[13-①]

情報提供と相談体制の推進

ひとり親家庭や障がい児世帯などに対し、相談体制を充実するとともに、各種制度等の情報提供に努めます。

また、子育てにおける相談支援や児童虐待予防などを推進するため、家庭児童相談室の相談体制を強化します。

[13-②]

ひとり親家庭への自立のための制度の推進

ひとり親家庭の生活の安定の図るため、医療費助成や児童扶養手当等を給付します。

また、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費給付金による資格・技能取得支援制度のPRや適切な利用促進に努めます。

[13-③]

児童虐待の早期発見と早期対応の推進

虐待に関する市民への啓発普及を図り、民生・児童委員*や母子保健推進員*の協力を得ながら虐待の早期発見・早期対応に努めます。

行政や保育園、幼稚園、学校、警察、児童相談所等で構成している要保護児童対策地域協議会を核として、要保護児童や家族に対する適切な指導や支援を行います。

[13-④]

DV被害者への支援の推進

DVに関して広報紙やホームページを活用して周知に努めるとともに、民生・児童委員などの協力のもと、情報収集に努めます。

また、警察などの関係機関との連携を図り、DV被害者の支援のためのネットワーク化を推進し、安全を確保するとともに相談及び支援に努めます。



子育て講演会（虐待予防研修事業）

[成果指標] 平成33年のすがた

児童扶養手当受給者

H27 416 世帯 → H33 380 世帯

虐待相談件数^(注)

H27 47 件 → H33 45 件

(注) 虐待相談件数については、虐待予防の取り組みによる減少と早期発見による増加が考えられることから、ほぼ同数を目標値とします。

施策のターゲット
：市民

主担当課：健康福祉課
関係課：スポーツ推進課、高齢福祉課

[基本方針]

市民一人ひとりが主体的に健康づくりや健康管理を行い、生涯にわたりいきいきと健康に暮らせるまちを目指します。

健康の維持と増進に取り組む意識を育み、栄養・運動・休養・こころの健康づくりの機会を提供するとともに、地域や関係団体と協働した健康づくりを促進します。

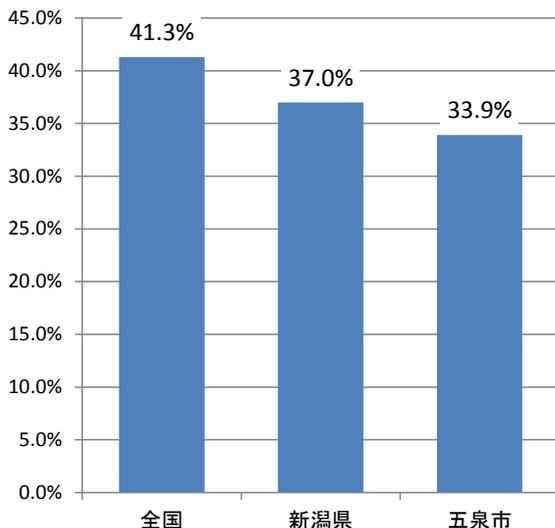
関連計画：五泉市健康増進計画、五泉市食育推進計画

[現状と課題]

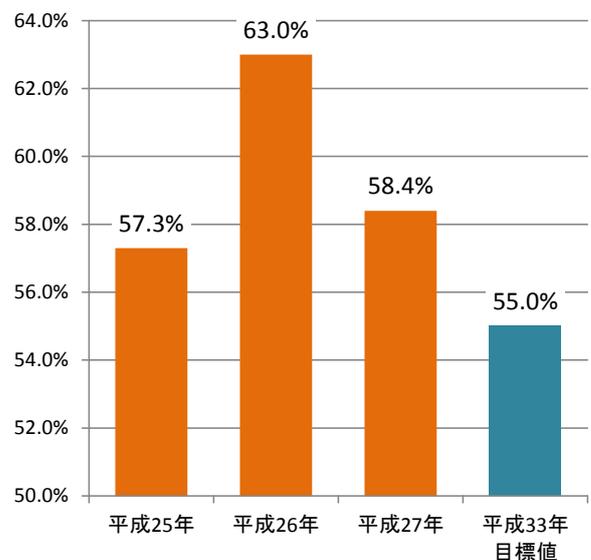
食生活や社会環境の変化による運動不足・ストレス増大など、健康を取り巻く環境は多様化していません。

社会全体で健康的な生活を送るための関心が高まっていますが、運動習慣のある人の割合は33.9%で、県の37.0%、全国の41.3%と比べ低くなっています。また、小学生がいる家庭の喫煙率は58.4%と高く受動喫煙との関係が懸念されます。一方、健康づくり支援に満足している市民の割合は増加しています。

- 五泉市健康増進計画「健康ごせん21」に基づき、健康づくりを推進します。
- 働き盛り世代の健康づくりを推進するため、職域との連携を強化していくことが必要です。
- まち全体の健康づくりを進めるためには、地区組織と連携し、地域での健康づくりを積極的に進めることが重要です。
- 健康を維持増進するために、食生活・運動習慣を改善する取り組みや禁煙対策が必要です。



図：運動習慣のある人の割合（平成27年）



図：小中学生のいる家庭の喫煙率

※平成25～27年実績値は小学生のいる家庭のみの割合

[今後の取り組み]

[14-①]

総合的な健康づくりの推進

市民が主体となって健康づくりに取り組むことを基本とした健康増進計画に基づき、栄養・運動・休養・こころの健康づくりや、献血の推進に努めます。また、市民や地域、企業等と協働し、働き盛り世代の健康増進を図ります。

健康づくり推進協議会等において保健事業施策の審議を行い、市民の総合的な健康づくりの推進を図ります。

[14-②]

地域の健康づくり活動の推進

各地域の健康推進委員会等の活動により、地域住民が主体的に健康づくり活動を行うための支援に努めます。

地域のニーズに合った健康教室や子どもの遊びの広場、高齢者のふれあい集会などを開催します。

[14-③]

栄養・食生活指導の充実

市民一人ひとりが健康的でいきいきとした生活が送れるよう、健康を維持・増進するための栄養指導や食生活の指導を推進します。

食生活改善推進委員の協力のもと、健康教室やお茶の間サロン等において生涯を通じた健康づくりや、生活習慣病を予防するための栄養バランスと食生活の改善に向けた指導を行います。

[14-④]

運動習慣の推進

さまざまな機会を利用して、運動の必要性やその効果について広く普及するよう啓発します。

五泉市総合型地域スポーツクラブヴィガの協力のもと、ウォーキングやストレッチ体操、「プラス10 きなせやエクササイズ*」など、家庭で手軽に取り組むことができる運動の普及と働き盛り世代の運動についての情報や運動を体験できる機会の提供を推進します。

[14-⑤]

禁煙対策の推進

喫煙による健康被害を啓発するとともに、受動喫煙の機会を減らす取り組みや、禁煙対策事業を推進します。



プラス10 きなせやエクササイズ講習会

[成果指標] 平成33年のすがた

健康づくり支援に
満足している割合

H27 61.5% → H33 65.0%

運動習慣のある人の割合

H27 33.9% → H33 40.0%
(速報値)

小中学生のいる家庭の
喫煙率

H27 58.4% → H33 55.0%

施策のターゲット
：市民

主担当課：健康福祉課
関係課：市民課、こども課

[基本方針]

市民が自分の健康レベルを容易に知ることができ、自ら疾病の予防を心がけて健康的な生活が送れるまちを目指します。

生活習慣病を予防するため、ライフステージ*に合わせた取り組みを推進します。

また、感染症予防対策やうつ・自殺予防対策の充実を図ります。

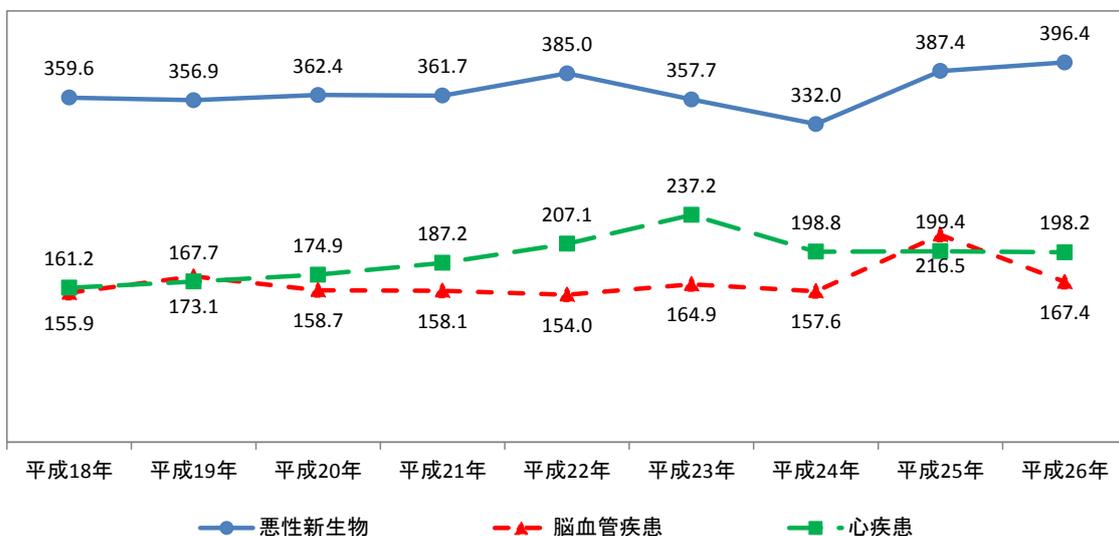
関連計画：五泉市特定健康診査等実施計画、五泉市健康増進計画、五泉市歯科保健計画、五泉市自殺対策計画（仮称）

[現状と課題]

平成26年度の主要死因は、1位 悪性新生物（がんなど）、2位 心疾患、3位 脳血管疾患となっており、生活習慣病の予防が重要です。

特定健康診査*受診率は、県下で26位と低く、健診結果のメタボリックシンドロームの割合は県平均と比較して高い状況です。また、糖尿病所見者の割合は全受診者の6割以上となっています。糖尿病から人工透析に移行する割合も多くなっています。

- 糖尿病等の生活習慣病やがんによる死亡が増加していることから、健康診査及び特定健康診査・がん検診の受診率を向上させ、疾病の早期発見・早期治療の推進が必要です。
- 健康的な食生活を保つために、歯科保健を推進していく必要があります。
- 疾病や障がいのある人に対して、相談や訪問指導などのきめ細やかな支援をしていく必要があります。
- 生活習慣病を予防するため、食生活や生活習慣の改善を図る必要があります。
- 感染症に対する体制整備や食中毒予防に取り組む必要があります。
- 働き盛りの自殺者が多いことから、うつや自殺対策の推進に取り組む必要があります。



図：五泉市の三大死因の推移（人口10万人当たりの死亡率）

[今後の取り組み]

[15-①]

健康診査及び保健指導の充実

特定健康診査や各種がん検診・結果説明会等を実施し、自らの健康状態を確認することで、疾病の早期発見と早期治療を推進します。

五泉市歯科保健計画に基づき、歯周疾患予防を主にした成人・高齢者の歯科保健の推進に努めます。

[15-②]

生活習慣病予防の推進

生活習慣病を予防するためには、特定健康診査などの結果や医療機関等との連携により、保健指導を必要とする人の把握に努めます。

対象者には、特定保健指導及び各種教室を開催し、生活習慣病についての知識の普及、生活習慣改善のための保健指導を実施します。

[15-③]

健康相談・家庭訪問指導の充実

病気や障がいなどのために、療養や生活指導の必要な人に対して、保健師等による健康相談や家庭訪問指導の充実に努めます。

水俣病患者に対する支援として、相談や家庭訪問等を実施します。

[15-④]

感染症対策及び食中毒の予防の推進

子どもと高齢者の各種予防接種の接種勧奨を図り、結核検診の実施と併せて、感染症予防対策を推進します。

食中毒の予防のため、食品衛生の改善を推進し、さらに新型感染症に対し、緊急時に迅速に対応できる体制整備を進め、広報紙やホームページを活用して感染症に関する最新情報の提供に努めます。

[15-⑤]

うつ・自殺対策の推進

悩みのある人を早くと確に必要な支援につなげるため、地域の身近な支援者としてのゲートキーパー^{*}の養成を実施します。

自殺者の多い働き盛りの年齢の人に対しては、関係機関と連携し、職域での出前講座の開催や普及・啓発に努めます。

また、自殺対策推進体制の整備を図るとともに、自殺者の家族に対する支援も検討していきます。



健康診査の様子

[成果指標] 平成33年のすがた

がん検診受診率

H27 34.9% → H33 40.0%

メタボリックシンドローム 該当者割合

H27 28.9% → H33 26.0%
(速報値)

糖代謝異常者^{*}の割合

H27 60.9% → H33 58.0%
(速報値)

施策のターゲット
： 市民

主担当課： 学校教育課
関係課： こども課、健康福祉課、農林課

【基本方針】

食は命の源であり、食に関する正しい知識を身に付け、健全な食習慣を実践することは、健康で心豊かな生活の実現に大きく寄与するものです。

市民それぞれが、食について自ら考えることで、生涯にわたって健康で心豊かな生活の実現を目指します。

食生活の改善による健康づくりを推進し、学校や幼稚園、保育園、家庭、地域等と連携して「地産地消」「伝統的な食文化の継承」に努めるなど、魅力ある食育活動を推進します。

関連計画： 五泉市食育推進計画

【現状と課題】

少子化や核家族化など世帯構造の変化やライフスタイルの多様化により、食生活を取り巻く環境が大きく変化し、健全な食生活の実践が困難になってきています。また、「食」に対する意識が気薄になりつつあるため、学校や家庭、地域と連携した食育活動を推進する必要があります。

一方、学校給食における地場農産物の使用率は、その年の天候に左右されつつも、徐々に上がってきています。今後も一層の供給システム改善を図っていく必要があります。

- 朝食の欠食や栄養摂取、食習慣が乱れてきていることから、子どもの健やかな成長のためにも、正しい生活リズムとバランスのとれた食事の習慣化を確立することが必要です。
- ライフスタイルの多様化等により、食事マナーの習得が困難になってきていることから、共食を通して楽しく食事することを推進する必要があります。
- 地産地消の推進、食品ロス削減のため、食の循環を意識し、食物や生産者に対する感謝の念や理解を深める必要があります。
- 日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防するためにも、食生活の改善を推進する必要があります。
- 食の欧米化により地域の食文化が失われつつある中、世界文化遺産としての「和食」を後世に残すため、一人ひとりが伝統的な食文化の継承に努める必要があります。



子ども農産物収穫体験事業でのいちご摘み



小学校給食配膳の様子

[今後の取り組み]

[16-①]

食育意識啓発の推進

食育教室を通じた指導や、広報活動により、子どもたちからのバランスのとれた食事の習慣化に努めます。

また、家族で協力して買い物や料理を行い、ともに食事をする事で、食への関心を高め、食事マナーの習得を推進します。

[16-②]

学校における食育の推進

自校式学校給食を安心・安全に実施するため、衛生管理や危機管理に努めるとともに、「生きた教材」である学校給食を活用した計画的かつ継続的な指導の充実を図ります。

また、食育に関する家庭への理解を深めるため、食育だよりやHPなど情報提供の充実を努めます。

[16-③]

生産者との交流の推進

食物に対する感謝の念や理解を深めるために、食の楽しさや大切さを体験できるよう、生産者との交流の機会の充実を努めます。

また、野菜の栽培や収穫体験の機会を充実するため、学校や幼稚園、保育園等で行っている野菜づくりや稲作体験を促進します。

[16-④]

地産地消の推進

安全で安心な地場農産物を子どもたちに提供するため、学校給食米は100%五泉市産を利用し、その他給食食材についても、農家等と連携を図りながら地産地消を推進します。

また、旬の野菜料理を紹介した広報活動等により、地場農産物の消費拡大に努めます。

[16-⑤]

食育による食生活改善の推進

乳幼児から高齢者までの人生の各段階に応じた食育指導や情報提供に努めます。

また、市民が自分自身の健康のために、適切な塩分・カロリー・栄養バランスなどが選択できるよう、関係機関と健康に配慮した環境の整備に努めます。

[16-⑥]

伝統的な食文化を継承する機会の充実

郷土料理を通じて、地域の食に関する理解を深め、伝統的な食文化を次の世代に伝えていくために、地域や小中高等学校と連携し、料理講習会の開催や指導者の充実を図ります。

また、学校給食においても郷土料理を積極的に献立に盛り込むなど、食文化の伝承に努めます。

[成果指標] 平成33年のすがた

毎日朝食をとる子どもの割合（小中学生）

H27 H33
小：98.4% → 100%
中：93.8%

朝食を欠食しない大人（40歳以上）の割合

H27 H33
93.5% → 100%

学校給食における地場農産物利用率（米を含む）

H27 H33
52.2% → 55.0%

施策のターゲット
：高齢者

主担当課：高齢福祉課
関係課：-

【基本方針】

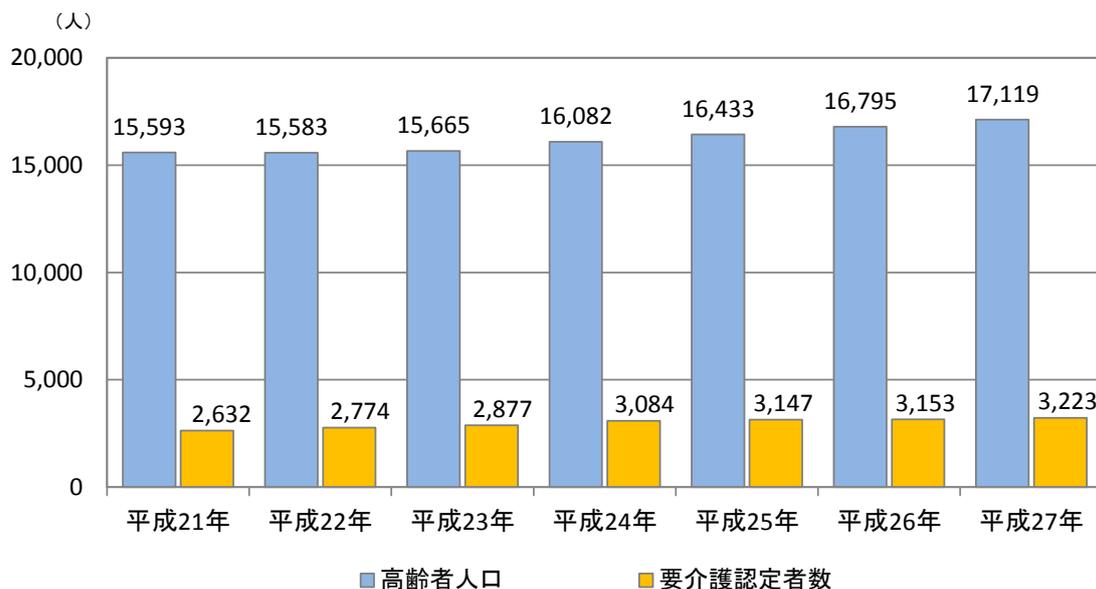
住み慣れた地域で自分らしく、いきいきと安心して生活することができるまちを目指します。
高齢者一人ひとりが自分に合った健康づくりや介護予防の取り組みができるような環境を整えるとともに、総合相談などを行うための拠点である地域包括支援センターの充実を図ります。
介護保険制度を安定的に継続できるように、健全な財政運営を行います。

関連計画：五泉市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

【現状と課題】

高齢化の一層の進展に伴って、介護を必要とする高齢者がさらに増加することが予想されます。介護サービスを受けている人の割合は、平成25年度の16.0%から平成27年度は16.2%と増加しています。高齢者の自立支援をはじめ、一人ひとりのニーズに合わせた介護予防や介護サービスの提供が必要です。

- 要介護状態になることを未然に防ぐための健康づくりや、高齢者を取り巻く環境の変化に対応したきめ細やかな支援体制の整備が求められています。
- 介護サービスの充実を図り、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくりが求められています。
- 介護が必要な高齢者のニーズと介護保険料負担とのバランスを配慮した介護保険事業計画を策定していく必要があります。
- 高齢化に伴い介護サービスの需要は年々高まり、給付費の伸びが続いています。安定した介護保険運営のため給付適正化に取り組み健全な財政を維持していく必要があります。



図：高齢者・要介護認定者の推移

[今後の取り組み]

[17-①] 介護予防の推進

軽度の介護認定者や介護が必要になるおそれのある高齢者が、元気で生活を続けることができるよう取り組みを進めます。

一人ひとりが自分に合った健康づくりや介護予防の取り組みができるよう高齢者の健康増進や体力維持に努めます。

[17-②] 地域包括支援センターの充実

地域包括支援センターでは、認知症や高齢者虐待防止の対応、権利擁護、介護に関する相談窓口など、総合的な支援を行います。複雑化する相談や事例に関係機関と連携して、高齢者やその家族が地域で安心して住み続けることができるよう体制の充実に図ります。

[17-③] 介護サービスの充実

生涯にわたって住み慣れた地域で在宅での生活ができるよう、訪問介護^{*}、短期入所生活介護^{*}、通所介護^{*}、小規模多機能型居宅介護^{*}などの各種サービスの充実に図ります。

[17-④] 介護保険事業計画の策定

介護が必要な高齢者のニーズを把握して、介護保険料負担とのバランスを考慮しながら介護保険事業計画の策定を進めます。介護保険事業計画に基づいて特別養護老人ホームなどの整備を進め、施設サービスの充実に図っていきます。

[17-⑤] 介護保険財政の健全な運営

高齢化の一層の進展に伴い、今後も介護サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれます。介護サービスの充実に図りつつ、介護保険制度の周知を行い、給付適正化に取り組むことで、健全な介護保険財政の運営を行います。



地域包括支援センターによる認知症サポーター養成講座

[成果指標] 平成33年のすがた

介護認定率

H27 18.8% → H33 20.0%

要介護認定者のうち 軽度者の割合

H27 40.3% → H33 40.5%

施策のターゲット
： 市民

主担当課：健康福祉課
関係課：高齢福祉課

[基本方針]

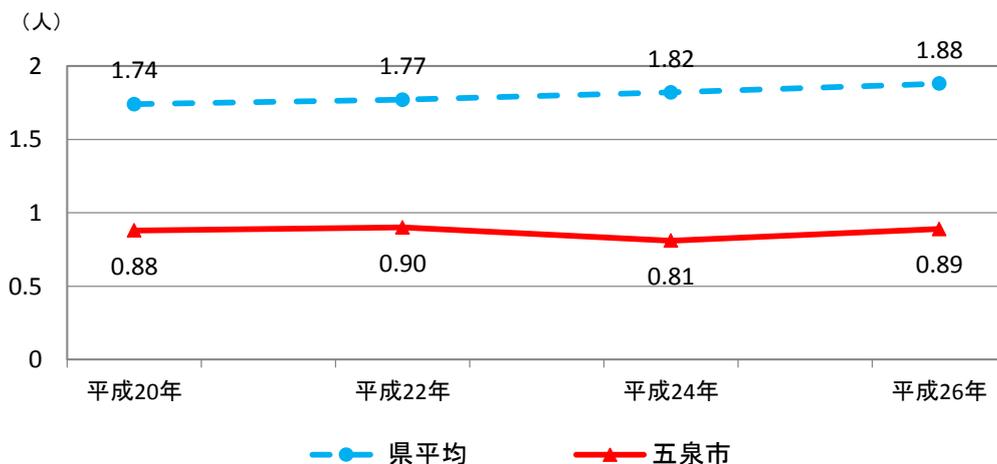
誰もがいつでも身近なところで安心して、質の高い医療を受けることができるまちを目指します。
医師会等関係機関との連携を強化し、役割分担を明確にすることで、良質な医療の確保と救急医療体制の充実に努めます。多様な医療及び保健・福祉ニーズに対応できるよう関係機関と連携した体制整備と災害等の緊急時に対応できる体制整備を推進します。

関連計画：－

[現状と課題]

平成 27 年度に実施した市民意識調査では、医療整備の充実への満足率は 28.9%と低く、産科や専門医不足、医師・看護師不足による現状が課題となっています。また、重要度調査での最上位は「安心して医療を受けることができるまち（45.3%）」であり、市民の医療に対する期待があらわれています。高齢化社会の到来を踏まえ、在宅を含めた医療・介護体制の整備が必要です。

- 産科、小児救急医療の確保、寝たきりや認知症に対応できるよう、一定の水準の医療をいつでも安心して受診できる体制整備が急務となっています。
- 市民ニーズが多様化・複雑化しているため、分野別ではなく医療・保健・福祉が一体となった対応が強く求められています。
- さまざまな病気や健康被害、大規模災害等の緊急時には、傷病者の病態に応じた適正な医療機関への搬送ができるよう健康被害が最小限に抑えられるような体制整備が課題となっています。



図：人口 1,000 人当たりの医師数

[今後の取り組み]

[18-①]

地域医療体制の明確化と充実

普段から健康相談が受けられる「かかりつけ医」を持ち、重症化しないように一人ひとりが意識を持ち、適正に医療を受けるよう市民への周知を行います。

診療所と病院（救急時の病院）の役割分担を明確にし、地域医療の充実を目指します。

医療と介護を一体的に提供する「地域包括ケアシステム^{*}」構築のため在宅医療を推進します。

[18-②]

救急医療体制の確保と充実

救急患者がいつでも迅速かつ適正な医療が受けられるよう、救急医療体制の充実に努めます。

また、救急搬送先の病院がスムーズに受け入れられるよう連携を充実し、救急医療体制の確保に努めます。

救急医療指定病院に関する支援を行います。

[18-③]

市外医療機関との連携

市内にある医療機関だけでは、重症救急患者の医療には対応できない場合があるため、二次医療^{*}・三次医療^{*}については同じ新潟医療圏である新潟市等との連携をもとに、高度な医療体制の確保に努めます。

[18-④]

休日・夜間等の救急医療体制の明確化

土・日・祝日の急な病気に対しての当番医を広報やホームページに掲載し、各家庭に周知します。

五泉市東蒲原郡医師会が運営する夜間診療所や土・日・祝日の在宅当番医制事業に関する支援を行います。

[18-⑤]

新型コロナウイルス感染症や自然災害への対応、体制の強化

新型コロナウイルス感染症や自然災害・テロなどの緊急事態に備えて、関係機関との連携・訓練・研修を行います。

また、緊急時におけるマニュアルの活用により感染症や災害時の対応が迅速かつ適切に行えるようにするとともに、保健所・医師会・福祉機関等との連携により体制強化を推進します。



[成果指標] 平成33年のすがた

かかりつけ医を持っている
市民の割合

H27 74.1% → H33 80.0%

市民1,000人当たり医師数

H26 0.89人 → H33 1.00人

医療整備の充実に満足している
市民の割合

H27 28.9% → H33 35.0%

施策のターゲット
： 市民

主担当課： 市民課
関係課： 健康福祉課

[基本方針]

市民が病気や老後の生活、不慮の出来事による生活苦など、不安なく安心して暮らせるまちを目指します。

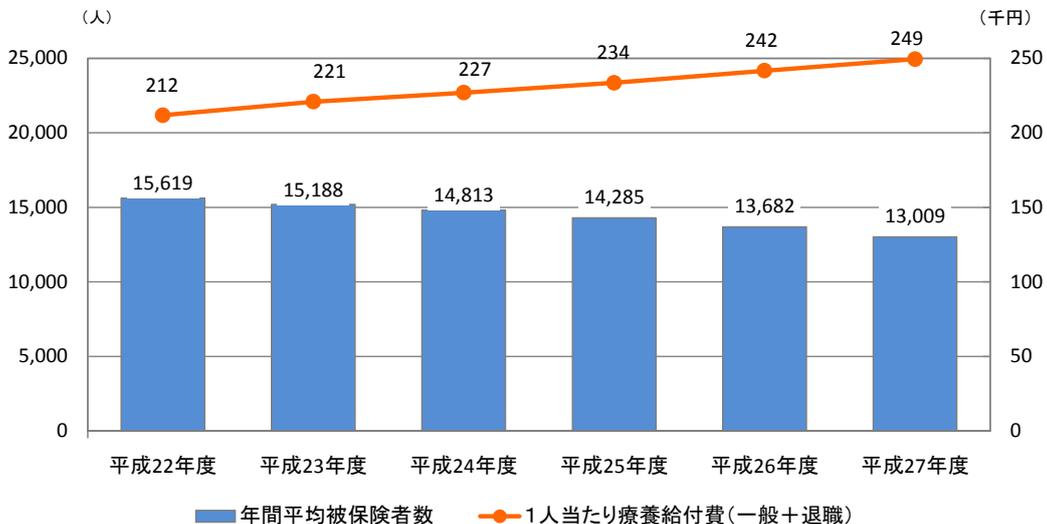
誰もが健康で文化的な生活を維持することができるよう、国民健康保険・後期高齢者医療、国民年金、生活保護など、各制度の円滑な運営に努めます。

関連計画： 五泉市特定健康診査等実施計画

[現状と課題]

国民健康保険は、国民皆保険制度*の中核として、市民の健康の維持と増進を図るうえで重要な役割を担っています。しかし、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴い、一人当たりの医療費の増加が続いています。一方では、低所得者の加入者が多いことや、保険税の収納率低迷により、財政運営は大変厳しい状況となっています。

- 国民健康保険は、引き続き安定的な財政運営に努める必要があります。
- 保険税の収納率の向上に努めるとともに、特定健康診査*の受診率の向上に努め、中長期的な医療費の抑制を図る必要があります。
- 後期高齢者医療制度は、今後、高齢化の進展により医療費の増加が見込まれる中、制度の安定的な運営に努める必要があります。
- 国民年金は、老後の生活の安定に欠かせない重要な制度であり、制度の普及啓発に努める必要があります。
- 生活保護は、景気低迷の影響を受け、離職等による受給者が増加しています。生活困窮者が、早期に自立できるように関係機関と連携した支援が必要です。



図：年間平均被保険者数・1人当たり療養給付費の推移

[今後の取り組み]

[19-①]

国民健康保険財政の健全化

国民健康保険の安定的な財政運営を図るため、新潟県が財政運営の責任主体となりますが、引き続き保険税の収納率の向上に努めるとともに、医療費の適正化、資格の適正化に努めます。また、中長期的な医療費の抑制を図るため、保健事業を推進します。

[19-②]

後期高齢者医療制度の周知

新潟県後期高齢者医療広域連合と連携し、健全な運営を図るため、制度の理解促進を推進します。

[19-③]

国民年金制度の周知

関係機関との連携を強化し、国民年金制度の必要と理解促進を図るため、普及啓発及び保険料の納付率向上のための取り組みを推進します。

[19-④]

生活保護世帯の自立推進

さまざまな理由により生活に困窮している世帯が、健康で文化的な生活を営むことができるよう、支援を行います。また、ハローワークや自立相談機関などとの連携を強化し、就労支援員が就労意欲を喚起するなど、自立に向けた就労支援を実施します。



健康診査の様子

[成果指標] 平成33年のすがた

特定健康診査受診率

H26 39.7% → H33 54.0%

国民健康保険税の収納率

H27 93.6% → H33 94.0%

人口1,000人に対する生活保護受給者数

H27 6.06人 → H33 5.65人

施策のターゲット
： 市民、市内事業者

主担当課：環境保全課
関係課：－

【基本方針】

日常生活や事業活動において、私たちをとりまく環境を守り、将来の世代に良好な状態で継承することの責務を意識して、自然環境の保全や環境への負荷の軽減、エネルギー使用の合理化などを実践し、継続するまちを目指します。

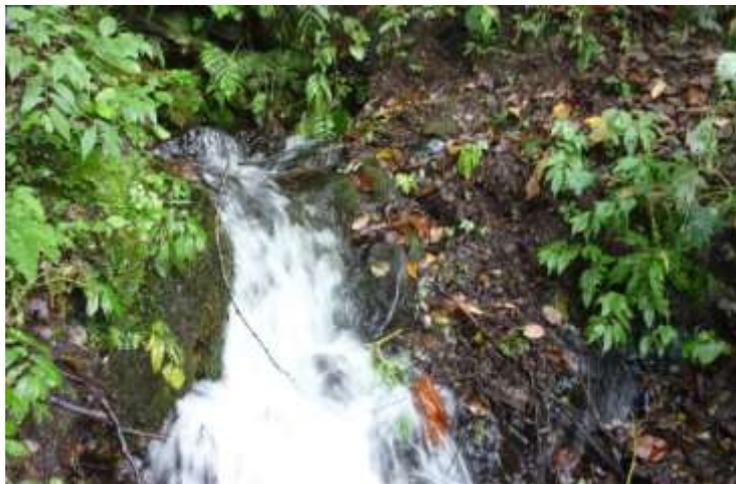
また、日ごろから生活環境や社会環境の保全について関心を高め、公害の防止や地球温暖化対策につながる行動を広げます。

関連計画：五泉市環境基本計画、五泉市地球温暖化対策率先実行計画（事務事業編）、五泉市地下水保全管理計画

【現状と課題】

豊かな自然があることが当たり前のこととして受け止められがちであることや、地球温暖化などは身近なこととしてとらえにくいことなどから、環境を保全する取り組みが十分とはいえません。また、利便性や経済性が優先するあまり、私たちをとりまく環境を大切にしようという意識が薄れる場面も見受けられます。

- 市民や事業者が、私たちをとりまく身近な環境に対する関心を高め、地域の自然環境への理解を深めるとともに、その保全を実行し、継続することが求められています。
- 市民や事業者が、日常生活や事業活動において省エネルギーや省資源などの地球規模の環境保全へとつながる取り組みを実践し、継続することが求められています。
- 新しいエネルギー技術に対応した設備を取り入れてエネルギー使用の合理化を図るなど、再生可能エネルギー※の積極的な利用の促進が課題となっています。
- 水質汚濁や大気汚染の防止をはじめとする環境の保全を図るため、監視体制の整備や公害防止に配慮した事業活動の広がりが求められています。



「新潟県の名水」にも選ばれているどっばら清水

[今後の取り組み]

[20-①]

環境問題に対する意識啓発の推進

身近な生活環境から地球環境まで、私たちをとりまく環境を意識し、その保全をできることから実践し、継続するため、環境学習会の開催や情報発信に努めます。併せて、人材の育成と環境保全団体の活動支援を進め、地域における主体的な活動の浸透を図ります。

[20-②]

自然環境保全の推進

市の貴重な財産である豊かな自然環境や生物多様性に対する理解を深め、それらを良好な状態で保全し、将来の世代に引き継ぐため、地域や環境保全団体との連携を図るとともに、情報発信を行い、啓発活動を推進します。

[20-③]

エネルギー使用の合理化と地球温暖化対策の推進

日常生活や事業活動における省エネ行動などエネルギー使用の合理化の浸透を図り、地球温暖化対策につながる取り組みを身近なところから広げていきます。また、新しいエネルギーの利活用について情報発信を行い、地球環境の保全に資する取り組みを支援します。

[20-④]

公害防止の推進

安全で、安心した生活や事業活動を送ることができる環境を維持するため、河川水や工場排水の定期的な検査や地下水位の観測を行います。また、騒音や悪臭などが発生しないよう啓発活動を行い、公害に悩まされることのない環境を維持します。



五泉メガソーラー発電所「エネルギーの丘・五泉」

[成果指標] 平成 33 年のすがた

市内の太陽光発電設備等の
導入状況

H27 4,568kW → H33 8,000kW

公害について不安がないと
感じている市民の割合

H27 45.4% → H33 70.0%

施策のターゲット
： 市民

主担当課： 上下水道局
関係課： -

【基本方針】

水道事業の安定化を図るとともに、災害に強い水道施設を構築し、安全で安心な生活用水が安定して供給されているまちを目指します。

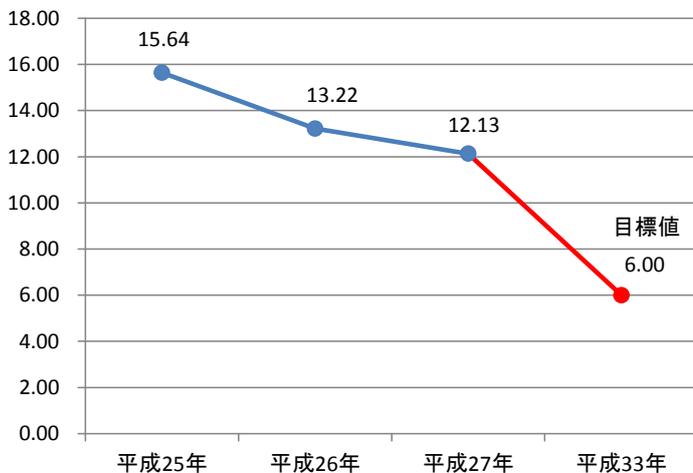
水源環境保全を図るための啓発活動や、老朽化した水道施設の更新を推進します。また、山間地域へ安定した水の供給を行うため、簡易水道*の上水道への統合を推進するとともに、水道事業全体の経営の安定に努めます。

関連計画： 五泉市水道ビジョン

【現状と課題】

本市の水道は、1つの上水道事業と4つの簡易水道事業により運営しています。簡水統合事業は、平成27年度に川内地区の上水道統合事業が完了し、引き続き蛭野、戸倉・大蒲原、高松地区の施設整備を行い、統合事業完了は平成30年度を目標に進めています。また、田川内・高石地区は平成25年度に浄水場配水池の新設や、送配水管の更新等の改良事業を完了し、良質な水道水の供給を行っています。

- 生活や産業活動による水質環境の悪化を防止するため、環境保全に向けた啓発活動や情報公開を進める必要があります。
- 石綿配水管*等の老朽化した水道施設が多いことから、改良や耐震化を行うなど、災害に強い施設整備を進める必要があります。
- 河川水などを水源とした簡易水道では、水質が不安定なため、その対応が課題となっています。
- 市民から信頼される水道事業とするため、経営状況の公開や経営の安定を図る必要があります。



図：石綿配水管の残存率



老朽した水道管を災害に強い耐震管に布設替えする様子

[今後の取り組み]

[21-①] 水環境保全の啓発活動

自然が育んだ地下水源を生活や産業活動による影響から守るため、水道施設の見学や、水質検査結果の公開などを通して、水環境保全に関する啓発活動を推進します。

[21-②] 災害に強い水道施設の整備

上水道及び簡易水道の一体化した水道施設の構築を目指し、水道事業統合計画に沿った整備を推進します。また、石綿配水管等の老朽化した水道施設の更新にあわせて、送配水管の整備や改良、施設の耐震化を計画的に行い、災害に強い水道施設の整備を進めます。

[21-③] 簡易水道の上水道への統合推進

河川水や地下水を水源としている簡易水道は、水質が不安定で天候等により悪化することがあります。上水道区域からの配水計画により、安全・安心・安定した水の供給を行います。

[21-④] 水道事業経営の安定化

水道経営の状況などの情報を広報紙やホームページ等で分かりやすく公開することにより、水道事業の透明性を高め、市民から信頼される水道経営に努めます。

また、有収率及び料金収納率の向上に努め、経営の安定を図ります。



安全・安心な水道水を供給する高度な浄水処理施設
(田川内浄水場)



新設された村松第3配水池（平成28年5月竣工）

[成果指標] 平成33年のすがた

石綿配水管の残存率

H27 12.13% → H33 6.0%

有収率

H27 89.23% → H33 92.0%

施策のターゲット
：市民

主担当課：環境保全課
関係課：総務課、商工観光課

【基本方針】

市民生活の中に交通事故や犯罪などがなく、市民が安全・安心な暮らしができるまちを目指します。幼児、小学生、高齢者などを対象とした交通安全教室を開催し、市民の交通安全意識を高め、交通ルール・マナーの遵守や交通安全施設の整備推進により交通事故のない安全なまちを目指します。

また、防犯意識を高め、犯罪を未然に防止するとともに、市民が悪質な販売や消費トラブルに巻き込まれないための啓発や相談体制などを充実します。

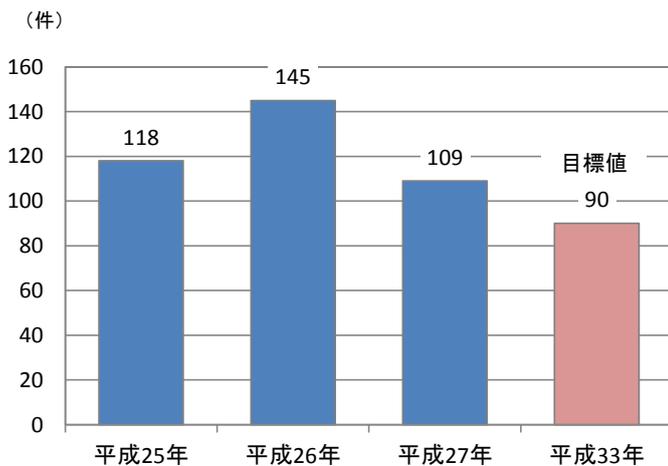
関連計画：五泉市交通安全実施計画

【現状と課題】

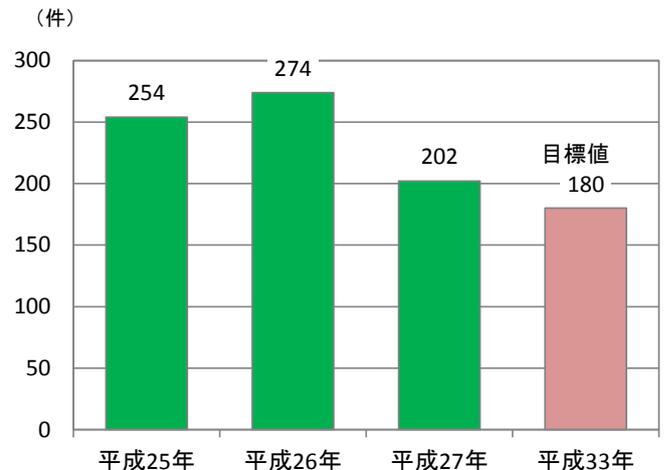
高齢者が関係する事故や交差点事故の割合が高く、運転中の携帯電話使用やシートベルト、チャイルドシートをしないなど、交通ルールを守らないことによる事故も発生しています。

また、犯罪に関しては、侵入犯、万引きは減少傾向にありますが、特殊詐欺*が増加傾向にあり、手口も巧妙化しています。犯罪に巻き込まれないように、防犯意識を高める取り組みが必要です。

- 交通ルールの遵守やマナーの向上を図り、交通事故や交通死亡事故をゼロにするために、交通安全教室や広報などによる啓発が一層必要となっています。
- 交通安全施設の整備・点検・管理を行い、安全に利用できる道路環境の整備が求められています。
- 犯罪に巻き込まれないために、日頃から防犯意識を高める取り組みが必要です。
- 年々悪質化する詐欺や消費者トラブルに遭遇しないようにするため、消費生活情報の提供や相談体制の充実が求められます。



図：交通事故発生件数



図：犯罪発生件数

[今後の取り組み]

[22-①] 交通安全意識の啓発

市民に交通ルールを守ることの重要性の認識や交通ルールの遵守を徹底するため、市内の小学校、保育園、お茶の間サロン等で交通安全教室を実施します。また、広報活動などを実施し、交通安全意識の啓発を図るとともに高齢者の免許返納を支援します。

[22-②] 交通安全施設の整備の推進

歩行者と運転者の安全を確保するため、カーブミラーなどを計画的に新設、修繕、管理します。また、交通事故防止のための注意喚起看板を設置するなどし、交通安全施設の整備を推進します。交通規制などの要望や改善を関係機関へ働きかけをします。

[22-③] 防犯意識の啓発

犯罪を未然に防止するため、防災行政無線やメール、広報紙などを活用し、防犯情報を提供します。

また、各種防犯講習会などへの市民の参加を促進したりして、市民の防犯意識を啓発します。

[22-④] 地域における防犯体制の充実

市や警察などで組織する防犯組合連合会が実施する防犯講習会や情報紙発行を支援し、地域と行政とが一体となった防犯活動を推進します。巡回パトロール、駅への防犯カメラの設置などにより、犯罪の抑制に努めます。

防犯灯の維持管理等を支援したりし、地域における防犯体制の支援を充実します。

[22-⑤] 消費者相談体制の充実

年々悪質化、巧妙化する消費者トラブルや詐欺行為に遭遇しないように、悪質商法や詐欺防止啓発チラシの作成、配布など消費生活情報を提供します。

被害を最小限度に食い止めることなどのため、消費生活センターの周知、機能強化を推進して、消費者相談体制の充実を図ります。



保育園での交通安全講習会

[成果指標]

交通事故発生件数

H27 109件 → H33 90件

犯罪発生件数

H27 202件 → H33 180件

特殊詐欺発生件数

H27 4件 → H33 0件

施策のターゲット
：市民、市内で活動する人

主担当課：都市整備課
関係課：高齢福祉課

【基本方針】

雪国である本市において、除雪対策はなくてはならないものとなっています。地域ぐるみで協力して雪に取り組み、誰もが不安なく安全に暮らせるまちを目指します。

市道除雪対策として除雪機械や融雪施設の整備を促進し、冬期間の円滑な交通の確保に努めます。また、高齢者や障がい者など、自力で除雪の対応が困難な世帯に対する支援を促進します。

関連計画：－

【現状と課題】

除雪体制として、車道 425km、歩道 31km の機械除雪作業、消雪パイプ整備済区間 51km のほか、県管理道路除雪と連携し、冬期道路交通の確保を図っています。

近年の低迷する経済情勢から除雪協力業者の除雪作業からの撤退・縮小、新規参入除雪協力業者の技術力不足等、除雪業務を担う企業では、若者の建設業離れや除雪業務の過酷な労働条件など、次世代の担い手不足による除雪オペレーターの高齢化が大きな問題となっています。

また、高齢者世帯の増加から住民の除雪に対する要望は多種多様となっています。

- 降雪は、通勤、通学、救急、消防などの日常生活に支障を及ぼすことから、スムーズな道路交通機能を確保する必要があります。
- 降雪量の多い山間部に対するきめ細かな雪対策が必要です。
- 除雪体制を維持することはもちろんのこと体制の強化に取り組む必要があります。
- 機械除雪が困難な幅の狭い道路や、自力で除雪することが困難な高齢者世帯などに対応するため、市民と行政が一体となった取り組みが求められています。
- 初期に整備した消雪パイプの中には、ノズルをはじめ、配管等の老朽化が著しく、部分的な修繕では対応できなくなっているため、計画的な改修及び維持管理が必要です。



図：積雪深・降雪量の推移

[今後の取り組み]

[23-①]

道路除雪及び歩道除雪の推進

除雪作業実施体制を確保するため除雪業者と連携を図るとともに道路及び歩道除雪機の購入費の一部を支援するなど体制強化の支援をします。

また、降雪量の多い山間部においては、きめ細かいパトロールを実施して冬期間の市民生活の安全確保に努めます。

[23-②]

消雪パイプ整備と改修の推進

市街地における交通の確保を図るため、消雪パイプの計画的な整備を推進します。なお、実施に当たっては、地下水の保全や有効活用に配慮しながら、整備を進めます。

また、既存消雪施設の計画的な改修及び維持管理を行い、冬期間の交通確保に努めます。

[23-③]

地域と一体となった除排雪の推進

地域の理解と協力のもと除排雪ができるよう、広報紙などでの啓発し、共同除雪のための機械の貸出し、市道用除雪機の購入費支援や除雪オペレーター育成など、市民と行政が連携した除雪体制づくりを推進します。

[23-④]

自力除雪困難者への支援

高齢者世帯や障がい者世帯など、自力で除雪作業が困難な世帯に対応するため、地域コミュニティを活用したボランティアなどによる助け合いの除雪体制を促進します。



除雪の状況（左：車道除雪、右：歩道除雪）

[成果指標] 平成 33 年のすがた

車道除雪における除雪車
1 台当たりの平均除雪延長

H27 4.57km → H33 4.25km

歩道除雪における除雪車
1 台当たりの平均除雪延長

H27 3.11km → H33 2.07km

施策のターゲット
： 市民

主担当課： 消防本部
関係課： -

【基本方針】

消防・救急・救助体制を充実させ、火災、救急事故、自然災害などから市民の生命と財産を守るまちづくりに努めます。

火災予防対策と応急手当の普及活動に積極的に取り組み、消防と市民が一体となった災害に強いまちを目指します。

救急救命士等救急隊員の活動技術向上に努め、救命率向上を図るとともに、個々の家庭や災害現場で市民が応急手当が行えるよう、救命講習会を開催して普及に努めます。

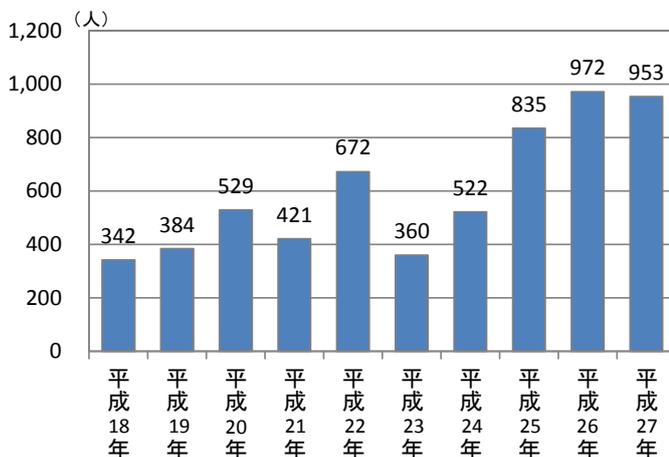
関連計画： -

【現状と課題】

火災件数は、減少傾向にあります。依然として不注意による火災発生が多いことには変わりありません。消火栓や防火水槽の設置は計画的に進めていますが、消防水利の充足率は目標の100%に達していない状況にあります。

消防団員の処遇改善や活動資機材・装備についても充実を図っていますが、入団希望者が少なくなっています。また、団員の被雇用者率が高くなり、日中不在の団員が多いため災害に即応できない場合があります。

- 消火栓や防火水槽の計画的な整備と、老朽化した消防車両の更新整備が求められています。
- 消防団施設・団員装備の充実を計画的に進め、活動しやすい環境づくりに努めるとともに、団員数の減少に歯止めをかけるべく、加入促進を図る施策を展開しなければなりません。
- 火災を未然に防ぐための取り組みと、火災による死者を減らすため、住宅用火災警報器の設置を推進するとともに、設置済み警報器の維持管理が重要となっています。
- 救急出動件数の増加傾向が続いており、救急需要に対応するため救急救命士の養成や、さらなる救急隊員の資質向上が必要です。
- 心肺停止患者の救命率を上げるため、救命講習の受講を勧め、居合わせた人によるAED^{*}を活用した応急手当の実施率を上げる必要があります。



図：年別普通救命講習受講者数の推移



救命講習会

[今後の取り組み]

[24-①]

消防職・団員の資質向上

複雑多様化している火災をはじめとする災害に、迅速・的確に対応するため、消防職員・団員を消防大学校及び県消防学校等への入校などにより専門的知識・技術を習得し資質向上を図ります。

[24-②]

消防水利及び消防車両等の整備

火災などの災害による被害軽減を図るため、消火栓や防火水槽の設置を計画的に進めるとともに、老朽化した消防車両の更新や消防装備の充実を図ります。

[24-③]

消防団施設・装備の充実及び団員確保の推進

迅速なる消火活動を行うため、計画的に小型動力ポンプの更新を行い、老朽化している消防器具置場等の施設改修を推進します。

また、消防団員数を確保するため、協力事業所制度の活用や一般団員の活動を補完する機能別消防団員*の採用を推進します。

[24-④]

火災予防対策の推進

火災の発生を未然に防止するため、各種防火座談会を開催して、火災予防を推進するとともに、住宅用火災警報器の設置と適切な維持管理を促進します。防火協力団体と連携し、防火管理者の養成や火災予防啓発活動に努めます。

[24-⑤]

救急救助体制の充実

救急出動件数が増加しており、救急救命士等の養成を継続的に行う必要があります。また、各種教育により救急隊員の資質向上に努めます。救助体制は、災害の複雑多様化や大規模化に備え、救助隊員の専門的技術の習得を推進し、資質向上を図ります。

[24-⑥]

応急手当の普及と啓発の推進

市民の命を守るためには、居合わせた人による応急手当やAEDの使用が必要不可欠です。市内各所にAED設置を推進するとともに、救命講習を多くの市民が受講できる体制を整備します。また、119番通報者に応急手当を口頭指導し、救命率の向上を図ります。



救急・救助隊員による要救助者救出訓練



救助隊員の救助資機材取扱い訓練

[成果指標] 平成33年のすがた

住宅用火災警報器の設置率

H27 82% → H33 100%

消防団員の充足率

H27 92.8% → H33 96.0%

普通救命講習の受講者総数（累計）

H27 5,648人 → H33 12,000人

施策のターゲット
：市民

主担当課：総務課
関係課：健康福祉課、高齢福祉課、こども課、
都市整備課、上下水道局、消防本部

【基本方針】

地震や台風、大雨などさまざまな災害に強いまちを目指します。

防災に対する意識の啓発と知識の普及を図るため、広報活動や防災訓練を実施するとともに、地域防災力の要であるコミュニティにおける自主防災組織^{*}の育成を推進します。

また、災害による被害を最小限に食い止めるために、防災施設や情報伝達などの環境整備を推進します。

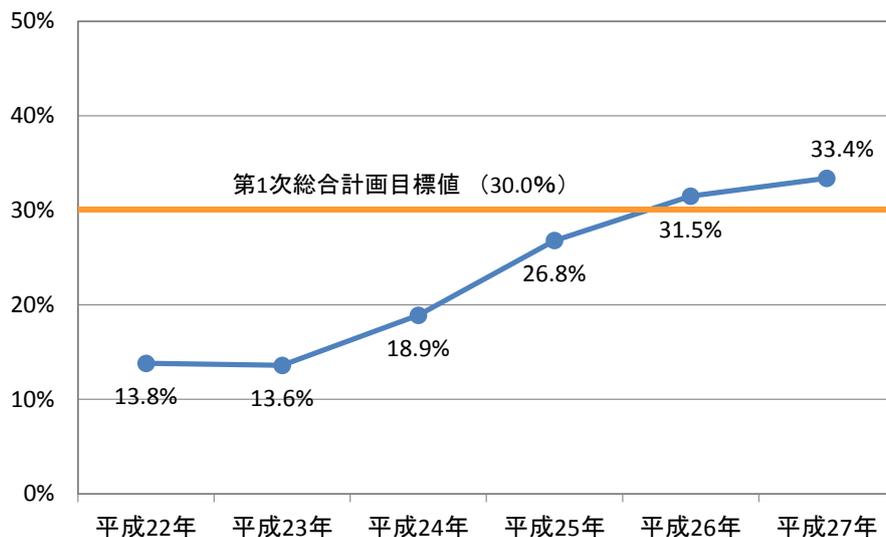
関連計画：五泉市地域防災計画、五泉市国民保護計画

【現状と課題】

「中越地震」、「東日本大地震」、「新潟・福島豪雨」、「熊本地震」など、過去に類のない地震や集中豪雨が多く発生していることから、災害に対応していくために、市民と地域と行政が連携した防災体制が必要です。

地域における自主防災組織率は、平成25年26.8%、平成27年33.4%と増加しているものの、県平均83.1%と比較して低い状態となっています。

- 地域の避難誘導や避難所運営には、お互いが助け合う防災組織の育成と訓練が重要であり、防災に対する意識の高揚が必要です。
- 浸水被害を解消するため、河川や水路を整備する必要があります。
- 土砂災害から人家や公共施設を守るため、防災施設の整備を促進する必要があります。
- 災害時において、迅速で適切な対応を行うためには、より多くの情報伝達を可能とする体制の強化を推進する必要があります。



図：自主防災組織率の推移

[今後の取り組み]

[25-①]

防災意識の高揚

災害などの際に適切な行動がとれるよう、国の浸水想定が見直されたことに伴い、ハザードマップの作成を行い、防災意識の高揚に努めます。

また、地域自主防災組織や防災関係機関、行政が一体となった総合的な地域防災訓練などを実施し、地域ぐるみの防災体制の確立に努めます。

[25-②]

防災体制の整備

地震や風水害などさまざまな災害に即応できるよう、地域防災計画に基づき関係機関との連携を図りながら、防災体制の強化を図ります。特に高齢者や障がい者などの災害弱者の円滑な避難誘導を行うため、情報伝達や避難支援体制の充実に努めます。

そのため、地域における自主防災組織の育成や指導者の資質向上の支援を推進します。

[25-③]

防災施設等の整備の推進

道路、上下水道などの耐震化を計画的に進めるとともに、避難場所や災害備蓄品などの確保を推進します。特に過去の浸水被害状況等を踏まえ、河川や道路、下水道雨水幹線*等の整備を推進します。

また、土砂災害発生危険区域の定期的な巡視員体制の整備を図るとともに、荒廃した山地の復旧を進め、災害の防止・軽減を推進します。

[25-④]

迅速な情報伝達の充実

災害時において、正確な情報を伝えるため防災行政無線の維持管理を行うとともに、聞こえない地域等への調査、整備を行うことで、市民への迅速な情報伝達に努めます。

また、火災や地震、台風や大雨などのさまざまな災害情報など、ホームページやメール等を活用した情報提供により、防災情報の多重化を図り、被害防止に努めます。



自主防災組織の活動



防災行政無線室

[成果指標] 平成 33 年のすがた

自主防災組織率

H27 33.4% → H33 60.0%

施策のターゲット
：青少年、保護者

主担当課：生涯学習課
関係課：－

【基本方針】

家庭や学校、関係団体などが地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組み、青少年の非行や問題行動の防止に努め、次代を担う青少年たちが、心身ともにたくましく成長することを目指します。

教育の原点である、家庭の教育力向上を図り、基本的な生活習慣（しつけ）、親子のふれあい増進、保護者との連携、相談体制の充実を図ります。

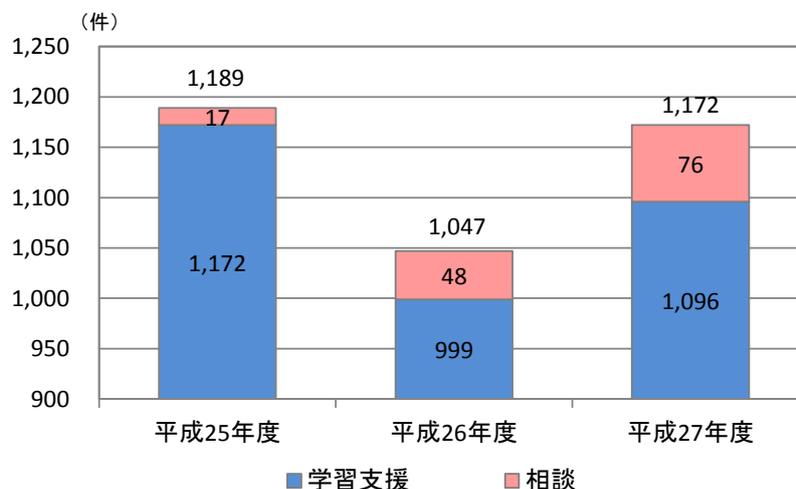
また、大人と子どもがともに学ぶ体制と環境を整備し、「子どもを地域ぐるみで育む」取り組みを推進します。

関連計画：五泉市生涯学習基本構想・基本計画（後期計画）

【現状と課題】

少子化や核家族化による家庭や地域社会での人間関係の希薄化などを背景に、子どもの成長過程における自然・生活・社会体験など、生きるための経験不足が問題となっています。また、通信技術の発展や、SNS※の普及等によって青少年のインターネット利用を取り巻く環境やリスクが大きく変化しており、犯罪被害などのトラブルから青少年を守るため、家庭や学校、地域社会が一体となり青少年の健全育成に取り組むことが必要です。

- 家庭における生活習慣・リズムの乱れが問題となっており、親が子どもを育てるための意義や責任を理解し、家庭教育について必要な知識を得られる機会や体験を充実させることが必要です。
- 治安や社会環境の悪化などにより、各家庭だけでは対処できない問題が増えているため、関係団体との連携強化が必要です。
- 青少年の非行防止や健全育成のため、定期的な巡回、見守りが必要です。また、悩みを持つ青少年に対する相談体制の充実を図るため、関係機関との連携による支援が必要です。
- 自然体験や異世代との交流経験が不足しており、地域の教育力を活かした取り組みが必要です。



図：青少年育成センター相談受理状況

[今後の取り組み]

[26-①]

家庭の教育力向上の支援

家庭教育学級を開設し、家庭での生活習慣の確立や基本的なしつけの実践を図ることにより、家庭の教育力の向上を目指します。

また、合同研修会の開催により、子育てにおける情報交換、仲間づくりなど、保護者が交流する機会を設け、望ましい親子関係が育まれるよう支援します。

[26-②]

青少年健全育成を推進する体制の強化・連携

青少年健全育成を推進するため、推進母体である青少年健全育成市民会議の組織強化・活動を支援し、関係機関・団体とネットワークを構築し、情報の共有を図ります。

また、各地区の青少年健全育成協議会については、実態に対応した活動ができるよう支援し、「地域の子どもは、地域で守る」という意識の定着化を進めます。

[26-③]

街頭指導と相談体制の充実

家庭、学校、地域や青少年指導員、ボランティアによる子ども守り隊などの連携を強化し、街頭指導の指導技術を向上させ、非行や問題行動の防止に努めます。

さらに、青少年育成センターの相談体制を充実し、悩みを抱えている青少年・保護者・学校への適切な対応に努めます。

[26-④]

地域での活動機会と活動の場の充実

青少年教育施設の整備充実を図り、自然体験や異世代との交流する機会を充実するとともに、子どもの自立性や社会性、コミュニケーション能力の向上に努め、子どもたちの生きる力を育みます。

また、地域子ども会の交流会を実施し、人材育成及び地域活動の活性化を図り、「子どもを地域で育む」意識と体制整備を図ります。



子ども会「夏のつどい」



生き生き通学合宿

[成果指標] 平成 33 年のすがた

家庭教育学級参加者数

H27 9,399 人 → H33 9,500 人

青少年交流事業参加者数

H27 1,736 人 → H33 2,000 人

青少年指導員の街頭指導 巡視計画達成率

H27 53.7% → H33 90.0%

施策のターゲット
： 市民

主担当課：健康福祉課
関係課：－

【基本方針】

市民一人ひとりが福祉を自分のこととして考え、住み慣れた地域において、地域ぐるみで福祉を支え合うまちを目指します。

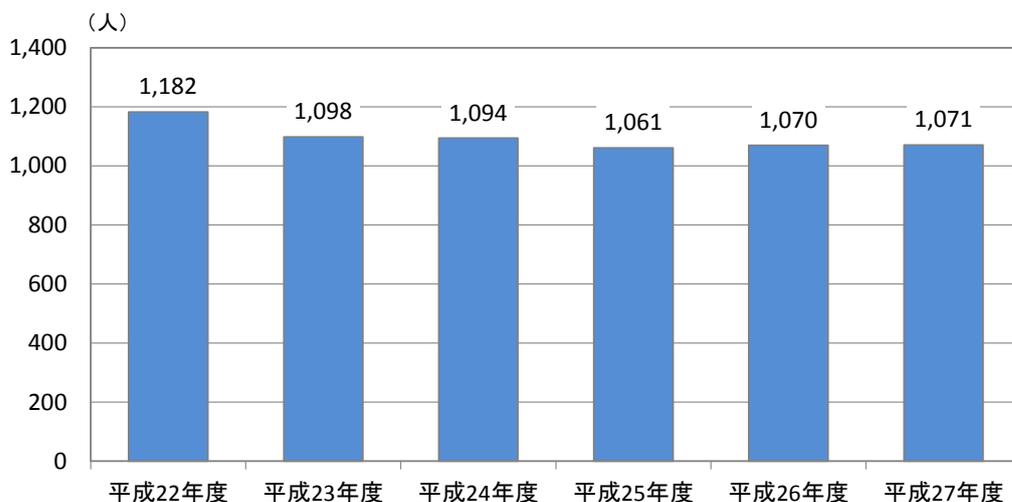
ボランティアや地域福祉活動の担い手の掘り起こしや育成に努め、活動しやすい環境づくりの推進、地域福祉への参加意識の醸成、地域に根ざした福祉活動が活性化するように支援します。

関連計画：－

【現状と課題】

少子高齢化や核家族化などの増加に伴い、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。市民意識調査では、7割以上の市民がボランティア活動・地域活動への参加がなく、若年層が活動に無関心であることが課題となっています。近年の厳しい雇用情勢の中、ボランティア活動に参加する機会が難しく、地域社会への関心やつながりも薄らいできています。また、地域のパイプ役となる民生・児童委員[※]の人員確保が不可欠となっています。

- 地域・学校・職域などそれぞれの特性に応じたボランティア活動を活性化するために、ボランティアの普及・啓発及び育成支援が必要です。
- 市民の連帯感や地域社会への関心が希薄になっているため、地域福祉で中核的な役割を担っている人材や団体の支援を強化する必要があります。
- 高齢者の増加や人のつながりが薄らいでいく社会の中で、地域における民生・児童委員の役割は重要なものの、相談・訪問活動などの負担が大きく、負担軽減が急務となっています。



図：年度別ボランティア登録者数

[今後の取り組み]

[27-①]

ボランティア活動の育成支援

さまざまな福祉活動に対応するため、社会福祉協議会や関係機関と連携し、ボランティアセンターや福祉活動団体の組織育成に努めます。

ボランティアセンターが実施する機関誌の発行やイベントの開催など、気軽に福祉活動に参加できる環境づくりの整備に努めます。

[27-②]

社会福祉協議会の活動支援

地域福祉活動の中核を担っている社会福祉協議会に対し、地域福祉の課題解決に向けた専門員の人材確保や、関係機関・団体との連携を強化するための体制整備を支援します。

[27-③]

民生・児童委員活動の推進

地域福祉の中心的役割を担う民生・児童委員の人員確保に努めるとともに、福祉ニーズを的確に把握し、適切な助言活動ができるように、専門部会等を通じて情報交換や研修を行い、活動の支援を図ります。



ボランティアの活動風景
(左：募金活動、右：おもちゃドクター)

[成果指標] 平成 33 年のすがた

個人ボランティア 登録数

H27 1,071 人 → H33 1,200 人

ボランティア活動等の年間 参加割合

H27 28.3% → H33 30.0%

民生・児童委員の 相談・支援件数

H27 1,647 件 → H33 1,800 件

施策のターゲット
： 市民

主担当課：総務課
関係課：学校教育課

【基本方針】

国際交流に理解があり、外国籍市民も暮らしやすいまちを目指します。

市民が組織する団体である五泉市国際交流協会などが活動の主体となつて行う外国や外国籍市民との交流事業を支援します。

また、外国籍市民の相談窓口の設置など日常生活や緊急時の支援を進めます。

外国語講座の開設などにより、市民のコミュニケーション能力の向上を図ります。

関連計画：－

【現状と課題】

本市の国際交流は、五泉市国際交流協会などが活動主体となつて、主に青少年の国際感覚を養い、多様な文化への理解を深めるため、ホームステイなどによる交流を行っています。

また、市内には約 180 人の外国籍市民が生活しています。お互いの文化や風習に対する理解を深め、市民と外国籍市民が地域社会の一員として認め合つて生活できる環境づくりが求められています。

- 青少年の国際感覚の醸成や外国の異文化への理解を深めるため、さまざまな国や地域との交流の場の充実を図ることが必要です。
- 災害時における支援、医療、教育の支援など、外国籍市民が暮らしやすい環境整備を進めることが必要です。
- 外国籍市民を含めた市民に、外国語講座の開催など国際理解を深める機会の提供が課題となっています。
- 東京オリンピック・パラリンピック参加国と人的・経済的・文化的な相互交流を図る「ホストタウン事業」を契機として、交流の拡大と組織の活性化に努めます。



五泉市中学生海外派遣事業（オーストラリア）

[今後の取り組み]

[28-①]

外国人との交流機会の創出

五泉市国際交流協会、五泉市モンゴル子ども交流委員会、フレンドシップフォースなど国際交流推進団体の連携を支援し、ホームステイの実施や身近な外国人との交流を深め、国際感覚豊かな市民を育成するとともに、親交と相互理解を深めます。

[28-②]

外国籍市民が暮らしやすい環境づくり

外国籍市民が快適な生活を送れるよう関係団体と連携し、相談窓口の設置など日常生活の支援の方法を検討します。英語などによる生活ガイドブックなどの作成を目指します。

[28-③]

市民の外国語教育の充実

国際化に対応した市民を育成するため、外国人指導助手（ALT）による外国語講座などを開催し、外国人とのコミュニケーション能力や異文化への理解を高めるような情報の発信に努めます。また、国際的に活躍できる人材育成のため、小・中学校の英語教育の充実と強化を図ります。

[28-④]

ホストタウン事業の推進

東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、諸外国との文化的な交流事業を実施します。



五泉市国際交流協会が主催した
English Camp in Gosen



ALTによる英会話教室

[成果指標] 平成 33 年のすがた

国際交流事業に参加した
人数

H27 193人 → H33 220人

国際交流事業を開催した
回数

H27 8回 → H33 10回

英会話教室の参加人数

H27 27人 → H33 50人

施策のターゲット
： 商業従事者

主担当課： 商工観光課
関係課： -

【基本方針】

商業団体との連携により、地域に根ざした商業活動の活性化を進め、まちなかが賑わうまちづくりを目指します。

事業者の事業意欲を喚起し、持続的で活力のある展開につながる支援を行います。

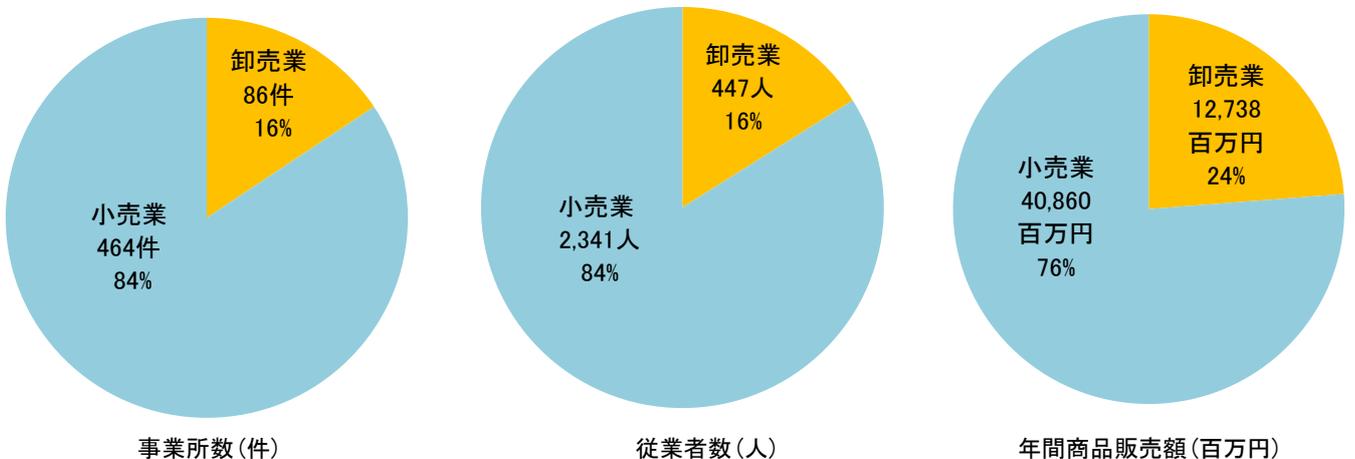
これまでに蓄積された歴史的・文化的資源や産業資源などの既存資源を有効活用しつつ、創意工夫を活かしながら地域と一体となって、活気あるまちなかづくりを推進します。

関連計画： -

【現状と課題】

本市の商業は、車社会の進展等に伴う商業集積の進んだ市外商圈への流出や、消費者ニーズの多様化、通信販売利用者の増加などを背景に商店数、販売額ともに減少しています。平成 26 年の商店数は 550 店、従業員数は 2,788 人、年間商品販売額は 535 億 9,800 万円で、これを平成 20 年と比較すると、商店数は 25.38% 減、従業員数は 24.35% の減、年間商品販売額は 25.83% の減少となっています。

- 中心市街地の活性化には、特性を活かした店舗づくりやサービスの提供と賑わい空間の創出が求められています。
- 経営の安定化を図るため、利用しやすい融資制度と経営相談等の体制整備が必要です。
- 景気低迷や後継者不足により、倒産・廃業する店も増え、空き地や空き店舗の有効活用が課題となっています。
- 商業の活性化のために、起業・創業に対する支援と、次世代を担う後継者や優れた人材の育成が必要です。
- 歴史ある定期市場や朝市の出店者や買物客が減少してきていることから、活性化が課題となっています。



図：五泉市での小売業と卸売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額（平成 26 年）

[今後の取り組み]

[29-①]

イベントやPR活動等による商店街の活性化

商店街・商工団体等と連携し、各種イベントなどによる賑わい空間の創出や、魅力ある商店街づくりに対する支援を行い、中心市街地の活性化と消費の拡大に努めます。

[29-②]

各種融資制度による商店経営の安定化

商店の規模や経営状況に応じた貸付条件の設定など、より利用しやすい融資制度の整備を推進します。商工団体との協力により経営指導や相談体制の充実を図り、各種支援制度が積極的に利用できるよう情報提供に努めます。

[29-③]

起業・創業の支援

商工団体・金融団体と連携を図り、起業・創業への支援と空き店舗等の有効活用による商店街活性化の取り組みを推進します。

[29-④]

次世代を担う後継者の育成

後継者等の人材を育成するため、各種研修の斡旋や研修補助制度等のPRを図り、研修や勉強会への参加を促進します。

[29-⑤]

市民が利用しやすい定期市場の推進

出店者の募集と利用者拡大のためのPRを行いながら、コミュニティの場としても重要な定期市場の利用を促進するとともに、定期市場の適正な維持管理により、きれいでも明るい市場の提供に努めます。



定期市場の様子

[成果指標] 平成33年のすがた

小売業販売額

H26 408億6,000万円 → H33 430億円

卸売業販売額

H26 127億3,800万円 → H33 140億円

従業員数

H26 2,788人 → H33 2,800人

施策のターゲット
：工業従事者

主担当課：商工観光課
関係課：都市整備課

【基本方針】

地場産業をはじめとする各種産業の振興が図られ、活気に満ちたまちを目指します。

地域産業が国内外で十分な競争力を発揮できるよう、中小企業の経営安定化や事業拡大、及び異業種交流等を進め、工業の振興対策を図ります。

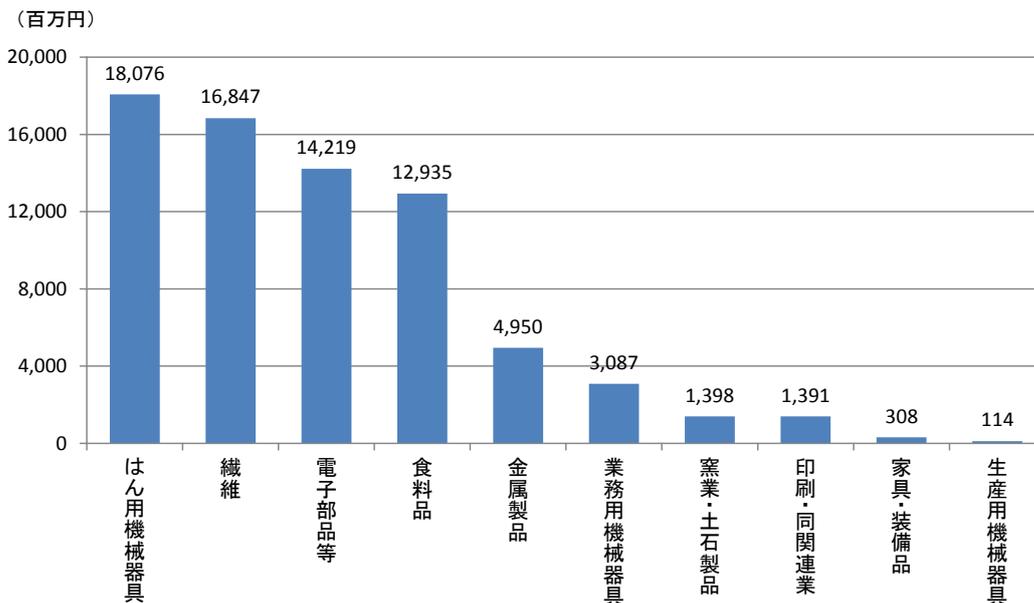
また、新しい分野を開拓する既存企業や進出希望企業への支援体制の強化を進めるとともに、産学官の連携*により、起業や新たな事業展開を目指す企業などを支援します。

関連計画：－

【現状と課題】

工業統計から見た本市の製造業における出荷額は、平成 22 年が 917 億 4, 224 万円、平成 26 年が 1, 032 億 888 万円と 12. 50%増加しています。市の主要産業であるニット・織物からなる繊維産業の従業員数は減少しているものの、その出荷額は 7. 24%増加しています。ほかに、食品製造業で 7. 26%、機械関連製造業で 13. 48%、電子関連製造業で 2. 67%、それぞれ出荷額が増加しています。

- 地域産業の活性化を図るため、既存企業への支援や企業誘致の推進とともに、新たな産業の育成や製品の高付加価値化が必要です。
- 経営の安定化を図るため、利用しやすい融資制度と経営相談等の体制整備が必要です。
- 地場産業を支える後継者の育成や高齢化等に伴う技術の継承が課題となっています。
- ニット産業においては、製品の高付加価値化と新たな市場開拓、販売促進等による活性化のために、産地ブランドとして広く国内外から認知される取り組みが必要です。
- 地場産業のPRと情報発信のために拠点となる施設が必要です。



図：製造業における主な製品の出荷額（平成 26 年）

[今後の取り組み]

[30-①]

地場産業活性化の推進

地場産業の活性化を図るため、企業や商工団体との連携を強め、定期的な情報交換に努めます。

また、異業種間や産学官の連携による新たな製品づくりや、工業製品の高付加価値化の取り組みを支援します。

[30-②]

工場の増設支援及び企業誘致の推進

既存企業を活性化するために工場等設置奨励制度を拡充し、工場等施設の増設を推進するとともに、ホームページ等を活用して積極的な企業誘致活動を行います。

[30-③]

各種融資制度による工業経営の安定化

中小企業の規模や経営状況に応じた貸付条件の設定など、より利用しやすい融資制度の整備を推進します。

商工団体との連携による経営指導や相談体制の充実を図り、各種支援制度が積極的に利用できるような情報提供に努めます。

[30-④]

次世代を担う後継者の育成

後継者等の人材を育成するため、各種研修の斡旋や研修補助制度等のPRを図り、研修や勉強会への参加を支援するとともに、工業を支える若者の地元定着の促進を図ります。

[30-⑤]

工業の販路拡大の推進

ニット工業協同組合が推進する地域ブランド化事業など、工業製品の全国発信や販路拡大、受注拡大の取り組みを支援します。

また、地場産業全般のPRと情報発信の拠点となる複合施設整備を進めます。



五泉産のニット製品

[成果指標] 平成33年のすがた

製造品出荷額等

H26 1,032億888万円 → H33 1,100億円

従業員数

H26 5,234人 → H33 5,400人

事業所数

H26 124事業所 → H33 130事業所

施策のターゲット

：農産物生産者、消費者としての市民

主担当課：農林課

関係課：企画政策課

【基本方針】

清らかな水、豊かな自然に恵まれた気候風土を活かし、さといも、チューリップ、ぼたん、れんこん、栗など特色ある農産物を生産するまちを目指します。

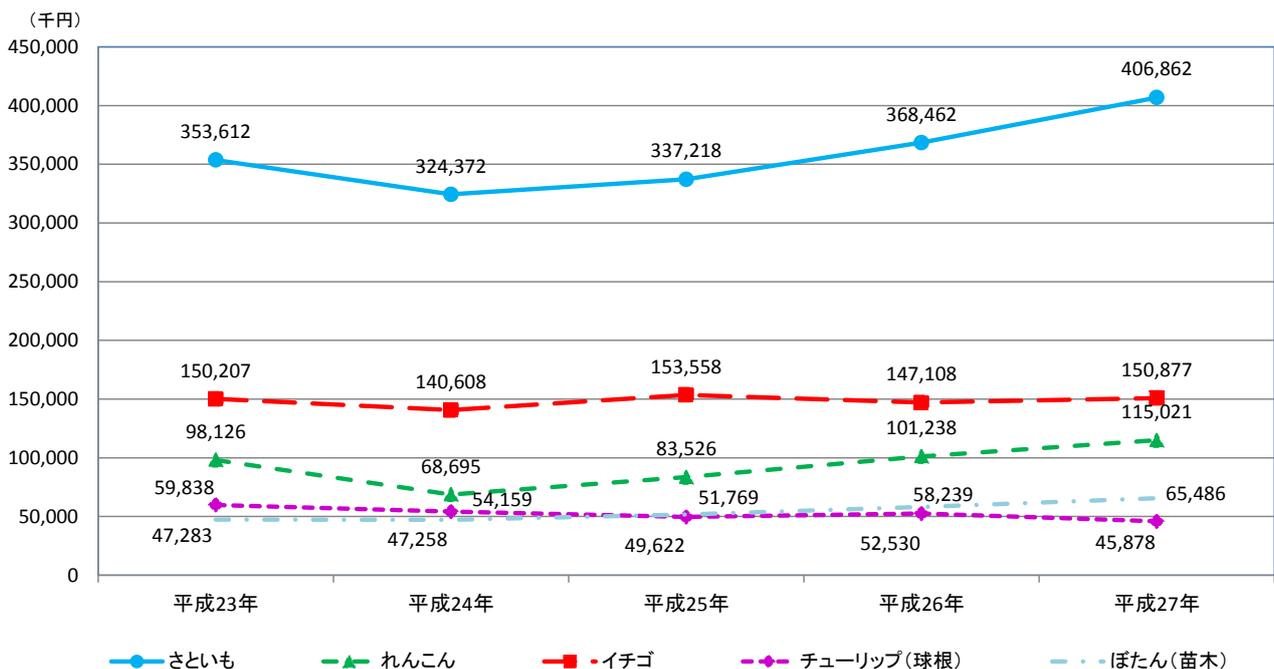
販売促進活動の充実を図り、五泉のブランド作物[※]の拡大を図るとともに、加工品等の開発を支援します。また、地球環境に配慮した栽培など、消費者が求める新鮮で安全・安心な食の拡大を図るとともに、地産地消を推進します。

関連計画：－

【現状と課題】

稲作と園芸作物を組み合わせた複合営農が定着しつつあり、園芸作物の販売額も伸びてきていますが、今後も拡大に向けた取り組みが必要です。また、減反強化、担い手不足、米の価格低迷、産地間競争、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）[※]の先行き不透明な状況など農家を取り巻く情勢は大変厳しいものがあります。

- 農産物の効率の良い生産と生産組織を強化する必要があります。
- 規格品外の農産物を有効活用し、農家所得の向上を図る必要があります。
- 農産物の五泉ブランドを確立するため、ブランド農産物の情報発信や6次産業化[※]による加工品等の開発により付加価値を高める必要があります。
- 食の安全志向が強まっているため、地産地消の取り組みと農薬や化学肥料を抑えた、環境保全型農業[※]への取り組みを推進する必要があります。



図：特産農作物販売額

[今後の取り組み]

[31-①]

農産物の五泉ブランド確立と生産・販売の推進

市場ニーズに対応するため、関係機関・団体との連携を図りながら生産体制の見直しを行い、数量の拡大と生産組織の強化を支援します。

特産農作物の販売促進のため、消費者との積極的な交流を求め、各種PRイベントの開催を行い、ブランド力向上に努めます。

[31-②]

特産農作物を活用した加工品等の開発

加工品の開発を支援し、特産農作物の有効活用と生産性の向上を図るとともに、ブランド農産物の新たな魅力を情報発信します。

また、産学官の連携*や6次産業化による取り組みなどにより付加価値を高め、特産農作物の振興に努めます。

[31-③]

地産地消の推進

地元の新鮮な農産物を地元で消費する“地産地消”、食の正しい習慣を身につける“食育”と、それを支える農業を学ぶ“食農教育*”を推進します。

地場産農産物の給食での利用や積極的な販売を進めるため、市民へPRを行うとともに、生産者の意識向上のための検討会、市民との交流活動などを行います。

[31-④]

環境保全型農業の推進

農薬や化学肥料の使用を抑え、自然体系本来の力を最大限に利用して行う農業や堆肥の利用など循環型の環境に配慮した農業を推進します。また、その状況について市民に情報発信を行います。

エコファーマー*の認定や特別栽培農産物*の認証を受ける農家を支援します。



一本杉チューリップ畑の様子



さといもまつりでさといも汁を振る舞う様子

[成果指標] 平成33年のすがた

特産農作物販売額 (米を除く)

H27
8億5913万
2千円

➡

H33
9億円

特別栽培農産物の面積

H27
59.7ha

➡

H33
80.0ha

施策のターゲット
：農業経営者、新規就農希望者

主担当課：農林課
関係課：農業委員会

【基本方針】

将来を担う後継者の確保と育成を図るとともに、複合営農などによる農業経営が安定したまちを目指します。

農業の魅力をもっとPRして新規就農者が参入しやすい体制をつくり、次代を担う農業後継者の確保と育成の支援及び地域のリーダーとなる農業者を育てるために、農用地の効率的な活用や生産組織、法人化への誘導とともに、規模の拡大を支援し、雇用創出を目指します。

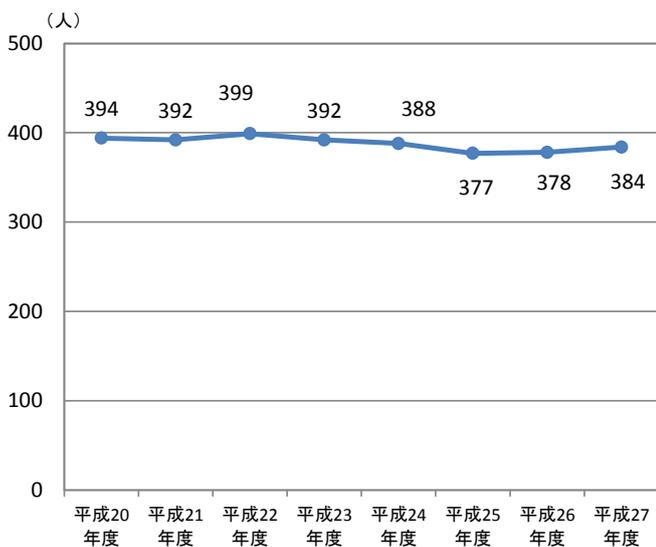
関連計画：－

【現状と課題】

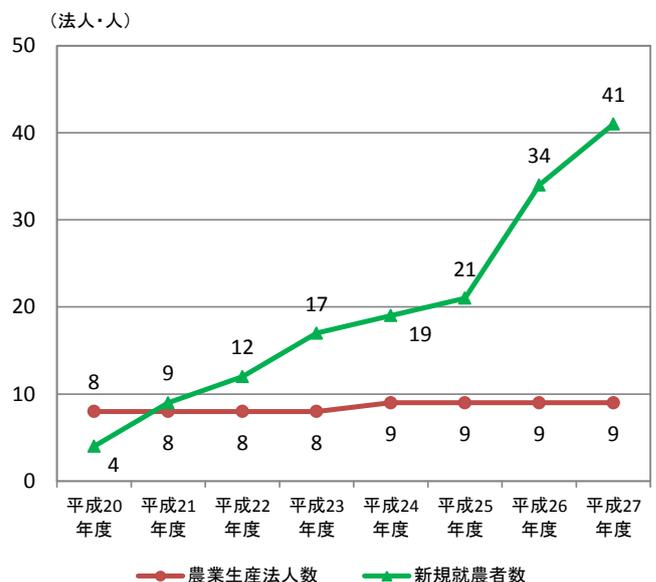
農業は、農産物の産地間競争の激化、米の価格低迷、消費者ニーズの多様化、さらには国の農政改革や環太平洋パートナーシップ協定（TPP）※をはじめとする経済連携協定の進展など、環境が大きく変化しています。

市内の農家は、経営耕地面積の少ない兼業農家が大半であり、認定農業者※は農家戸数の20%と少ない状況です。また、世代交代が進まず、経営者の高齢化が進んでいます。

- 経営者の高齢化や離農が進んでいるため、将来を担う後継者の確保と地域のリーダー育成が課題となっています。
- 効率的で安定した経営基盤をつくるため、点在している農用地の集積・集約化を図ることが課題となっています。
- 安定した農業経営を推進するため、地域の実情に合った中核的経営体※を確立することが課題となっています。
- 堆肥の供給と需要のバランスが崩れてきているので、良質な堆肥の生産など、需要の拡大が課題となっています。



図：認定農業者数



図：農業生産法人数・新規就農者数

[今後の取り組み]

[32-①]

担い手及び農業生産法人の確保と育成

人・農地プランの推進と農業経営改善支援センターを活用し、地域農業の担い手の確保と新規就農者の育成を推進します。

また、法人化を目指す任意生産組織等に、必要な基礎知識の習得などを行い、法人組織の設立を支援します。

[32-②]

農用地の集積・集約化及び流動化の促進

生産コストの削減を推進するため、出し手から受け手へ農用地等の中間的受け皿となる農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積・集約化を進めます。

[32-③]

中核的経営体と安定した農業経営の確立

規模拡大と生産性の向上を図るため、地域の実情に合った中核的経営体を確立し、地域農業を振興します。

また、農業経営の合理化を図るとともに特産品の開発や販路拡大及び普及宣伝を進めます。

[32-④]

耕種農家*と畜産農家の連携推進

耕種農家における安全・安心で品質の高い農産物の生産と、畜産農家における飼料の受給率の向上を図ります。

また、耕種農家と畜産農家の連携を図り、畜産農家で生産する良質な堆肥を供給することで、経営の合理化と安定化を推進します。



五泉市の農用地（一本杉のさといも畑）



五泉市の農業を担う若手農家

[成果指標] 平成 33 年のすがた

農地において利用権を設定した割合

H27 46% → H33 56%

農業生産法人の設立数（累計）

H27 9 法人 → H33 25 法人

新規就農者数（累計）

H27 41 人 → H33 83 人

施策のターゲット
： 農業者、地域住民

主担当課：農林課
関係課：農業委員会、上下水道局、環境保全課

[基本方針]

豊かな自然環境と美しい風景の保全に配慮しつつ、農村生産基盤と生活基盤が整備されているまちを目指します。

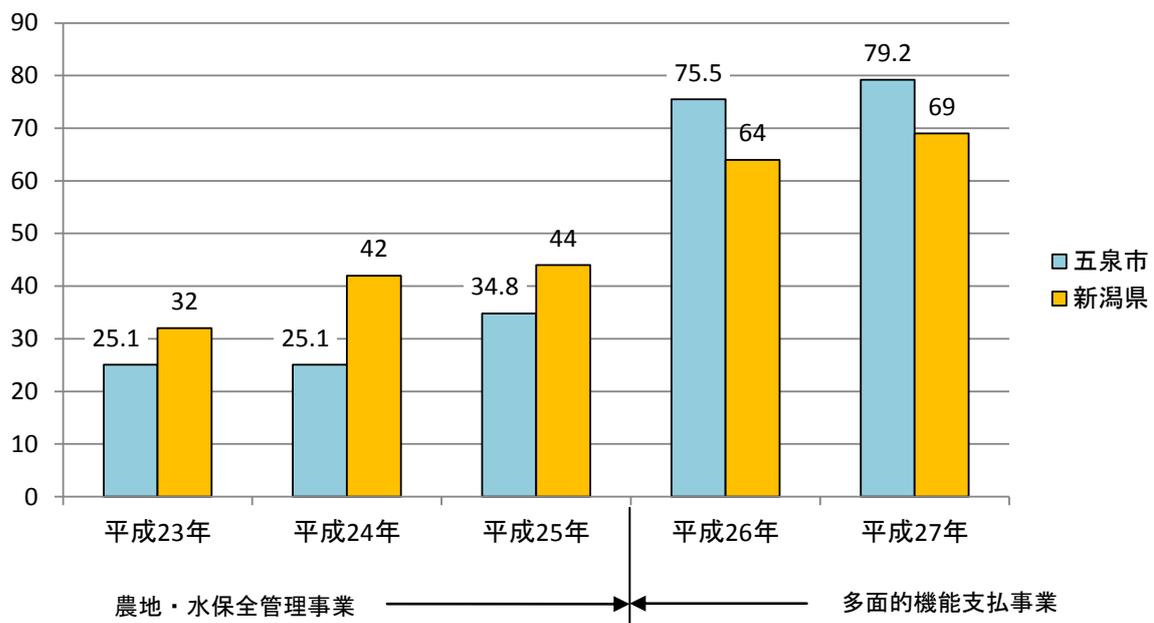
農業経営体を育成し、農業生産基盤整備を進め、農地や農業用施設の維持管理や長寿命化に努めるとともに、農村集落道整備の推進と農業用水の水質を保全することにより、安全な食料生産基盤の確保と農業経営の安定に努めます。

関連計画：五泉市農業振興地域整備計画書

[現状と課題]

新たな「食料・農業・農村基本計画」により、経営体の育成が本格的に取り組まれる中、人材の育成と経営安定対策が課題となっており、基盤整備の促進が必要とされています。また、近年の農村地域の過疎化、高齢化、後継者不足等の進行に伴う集落機能の低下により、農地、農業用施設等の維持管理不足からの荒廃や耕作放棄地の増加が懸念されています。

- 農地等の維持管理は、従来農業者が行ってきましたが、環境面など市民に与える影響も大きいことから、多面的機能^{*}の理解と維持管理への地域住民の参画が課題となっています。
- 農作業道路は全般的に幅員が狭く、農業機械の大型化への対応や災害時の避難路の確保が難しい状況であることから、全体を見据えた道路網の整備が必要です。
- 公共下水道の整備や合併処理浄化槽^{*}の普及が進むにつれ、生活雑排水等の直接放流も減少傾向にあり、農業用水の水質も改善されてきていますが、更なる普及促進が必要です。



図：農振農用地区域に占める活動組織の取組面積率

[今後の取り組み]

[33-①]

生産基盤整備の促進

農地を維持・保全することにより、農地の荒廃や耕作放棄地の増加を抑制し、安全・安心な食料生産基盤の整備を進めます。また、作業機械の大型化や生産コストの削減を図るため、意欲ある経営体の育成と経営体への農地集積を進め、基盤整備を推進します。

[33-②]

農業基盤の維持管理と長寿命化の推進

農地や農業用施設の有する多面的機能の発揮に向け、施設の機能診断を行い、修繕等による長寿命化を図ります。また、農業者と地域住民が一体となり農業基盤の適切な維持・保全活動に取り組みます。

[33-③]

農村集落道の整備の促進

農村集落における道路網の整備に当たっては、作業機械の大型化や災害時の避難路に対応できるようにするとともに、集落間相互の利便性・安全性に考慮して整備を進めます。

[33-④]

農業用水の水質保全

近年、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、生活雑排水の河川等への直接放流も減少し、農業用水の水質も改善方向にあります。安全・安心な食料生産を進めるため、更なる普及に努めます。



水路の長寿命化活動



除草作業による農地維持活動

[成果指標] 平成 33 年のすがた

水田整備率

H27 47.2% → H33 60.0%

多面的組織活動※面積割合

H27 79.2% → H33 90.0%

施策のターゲット
： 森林所有者、林業従事者

主担当課：農林課
関係課：－

【基本方針】

広大な森林は、水資源の涵養や国土保全といった公益的な機能を発揮しているとともに、市民生活に憩いと潤いをもたらしています。地域産業資源としても重要な森林を有効活用し保全しているまちを目指します。

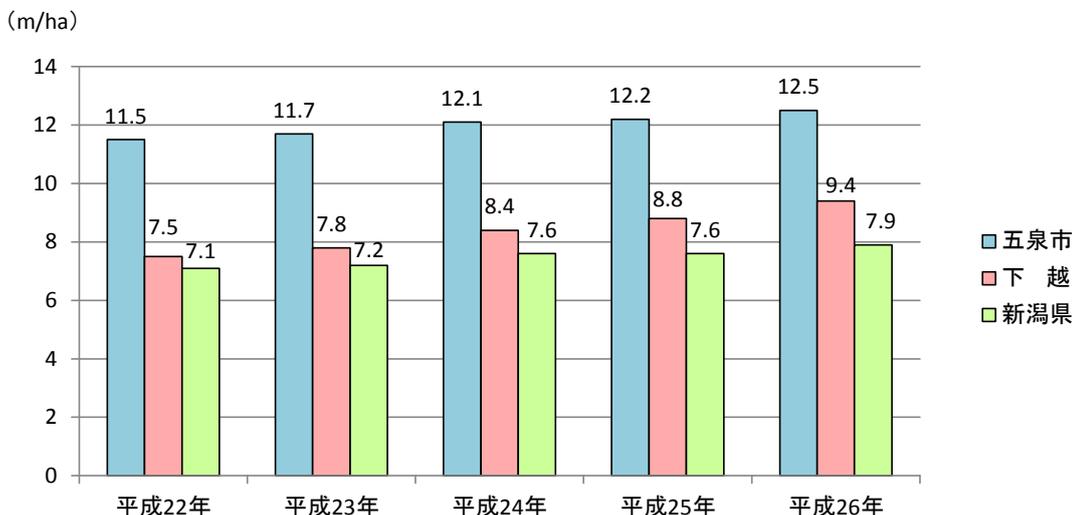
国県や森林組合との連携を図りながら、計画的な森林育成と治山施設等の整備を推進し、林業関係団体の担い手育成や林道等の路網整備を進めるとともに、森林の持つ豊かな自然と景観を保全するため、病害虫の防除を推進します。

関連計画：五泉市森林整備計画

【現状と課題】

木材需要の減少、林業従事者の高齢化や後継者不足等により、間伐作業等が進まず森林が荒廃しています。間伐面積及び林道、作業道等の整備割合も年々増加傾向にあるものの、木材価格の低迷や施業の集約化が進まず、効果的な森林整備につながっていない状況です。今後も森林の適切な保全と林業経営へのさまざまな支援や、市民の林業振興に対する意識向上を図る上で積極的なPR活動が必要となっています。

- 適切な森林整備を推進するため、県や森林組合と連携して集約化を行い、間伐等への支援体制の確立が求められています。
- 気軽に自然と親しめるとともに、公益的な機能が発揮できる森林整備の推進や、森林振興に対する意識向上を図る上で積極的なPR活動が必要です。
- 生産性の向上や機械化に必要な林道・作業道などの整備が課題となっています。
- 森林を保全するために、病害虫の駆除など、さまざまな対策が必要です。
- 森林資源を有効活用するため、資源の循環利用を行い、木質バイオマス※関連事業など幅広い分野で新たな木材需要を創出する必要があります。



図：林道等整備割合 (m/ha)

[今後の取り組み]

[34-①]

森林の育成と保全

県や森林組合と連携を図り、森林所有者に対し間伐などの情報や費用の支援情報を提供し適切な森林管理に努めます。また、森林整備に当たっては、施業の集約化を図り、作業の省力化と低コスト化を進めるため、高性能林業機械の導入などにより森林組合の体質強化を図り、健全な森林の保全に努めます。

[34-②]

森林の総合的活用の推進

森林の保全活動を推進し、環境教育の場としての活用と市民の憩いの場として気軽に親しめるよう、適切な維持管理に努めます。また、森林振興に対する意識向上を図るため、積極的なPR活動を進めます。

地すべり危険個所においては、定期的な巡視を行うことにより、被害の早期発見と拡大の防止に努めます。

[34-③]

林業基盤整備の促進

森林の育成や林産物の運搬など、林業経営に不可欠な林道・作業道等の維持管理と整備を図り、生産性の向上を推進します。また、林業施業に関する技術指導や研修会を開催し、新たな担い手の育成に努めます。

[34-④]

森林病虫害の防除

緑豊かな自然環境を守り、山林の景観を保全・活用するため、樹木に被害を及ぼす「松くい虫」などの病虫害に対し、伐倒駆除や樹幹注入などの対策を行い、被害の拡大防止に努めます。

[34-⑤]

木材需要の創出

近年、木質バイオマス関連事業の普及により、木材の需要が増加傾向にあります。森林資源を活用することにより、資源の循環や森林環境の整備を推進し、新たな木材需要の創出に努めます。



松くい虫伐倒駆除作業

[成果指標] 平成33年のすがた

年間間伐実施面積

H27 35.3ha → H33 60.0ha

林道等整備割合

H27 12.8m/ha → H33 15.0m/ha

施策のターゲット

：観光客、観光産業従事者

主担当課：商工観光課

関係課：農林課、都市整備課、生涯学習課、スポーツ推進課

【基本方針】

市内を訪れる観光客に、新たな発見と感動を与え満足度を高めるとともに、都市との交流人口拡大につなげ、活気と魅力あふれる観光地域の実現を目指します。

豊かな自然や、歴史・文化、温泉、産業などの観光資源の掘り起しを行い、新たな「五泉の価値」を創造します。また、地域資源を活用した「五泉ブランド」を開発し、産業化を行い地域経済の発展につなげます。

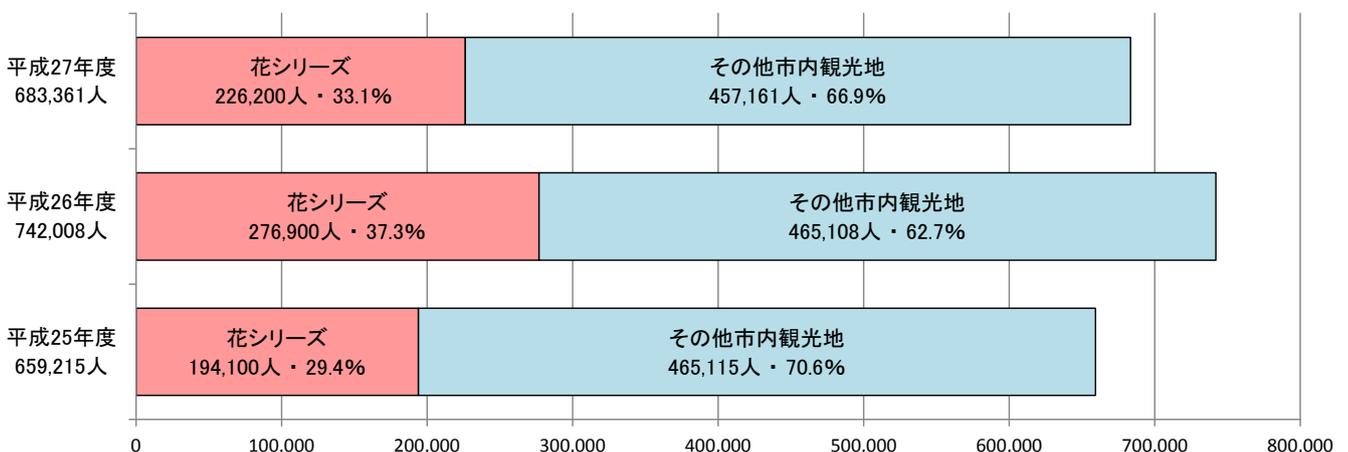
関連計画：－

【現状と課題】

観光客の動向として、水芭蕉・桜・チューリップ・ぼたんが咲く春の花シリーズ期間中に年間の約3割が集中し、これ以外の季節や他の観光地、商店街等への波及が少ない状況となっています。

そのため、商店街での買い物や宿泊、村松城下町・慈光寺・ニット織物産業、隣の市町も交えた広域的な観光誘導などを組み入れた通年型観光への転換が必要となっています。

- 春の花シリーズ期間中に見られるように、観光客の多くが数時間の滞在で市外へ移動してしまい消費活動につながっていないため、市内に受け入れる体制づくりが必要です。
- 地域内でのルートづくりに加え、阿賀野川ライン観光協会を主に沿川自治体と連携し、相互に地域経済効果が高まるように広域観光化を進める必要があります。
- 都市との交流を強化し、市内への誘客や農産物・特産品の消費拡大につなげ、経済効果を高める必要があります。
- 効率的かつ効果的に情報の拡散が図られるよう、多様な情報発信ツールを活用する必要があります。
- 城下町村松地区や慈光寺、ニットや織物工場などの貴重な歴史や文化、伝統産業と、地域資源を活かした新ブランド産業を活用した通年型観光への転換が必要です。
- 産業観光の観点から、拠点となる施設が必要です。



図：年度別観光客数

[今後の取り組み]

[35-①]

観光客を受け入れる体制の強化

観光客が観光しやすく楽しめるまちにするため、観光協会を中心に商業、ニット・織物産業、温泉、農業などと連携し、まち歩きガイドマップの作成や市民観光ボランティアガイドによる案内、観光案内所の充実を図ります。

[35-②]

魅力的なイベント・観光ルートの創出

全国的に急増している外国人旅行者も対象に、工場見学や体験などと商店街を結びつけながら通年的人の流れを作るとともに、阿賀野川ライン観光による広域的な視点の中で、市内へ誘導するイベントや観光ルートの創出を図ります。

[35-③]

交流人口の拡大と地域経済の活性化

観光協会と連携し、東京都江東区など首都圏での観光物販PR事業とともに地元への誘客を促し、交流人口を拡大させ、経済効果を高めます。

また、五泉応援団会員や横須賀市衣笠地区、葛飾区との交流事業を発展させ、地域経済の活性化を図ります。

[35-④]

誘客宣伝の強化

パンフレットやホームページに加え、SNS※を活用し、観光客からの情報も活かしながらPR効果を高めていきます。さらには、観光大使の協力を得ながら五泉の知名度向上につなげます。

[35-⑤]

歴史・文化・産業の観光資源化の促進

城下町村松地区のまち歩きや、慈光寺、ニット工場見学など、歴史や文化、産業を観光ポイントとして整備します。また、観光の拠点となる複合施設整備を進めるとともに、観光協会と連携し、五泉の新ブランドとして桜を利用したアロマ商品の開発を進めます。



チューリップまつり（一本杉地内）

[成果指標] 平成33年のすがた

観光客入込数

H27 683,361人 → H33 816,000人

春のごせんスタンプラリー 応募者数

H27 2,082人 → H33 2,300人

咲花温泉入客数

H27 55,208人 → H33 61,000人

施策のターゲット
: 就職希望者、事業主

主担当課：商工観光課
関係課：企画政策課、農林課

【基本方針】

既存産業の活性化を図るとともに、起業促進や新規企業の誘致活動を展開し、新たな魅力ある産業と雇用を生み出すことを目指します。

若者の地元定着に向けた雇用対策を図るとともに、より働きやすい就業環境の整備を進めます。

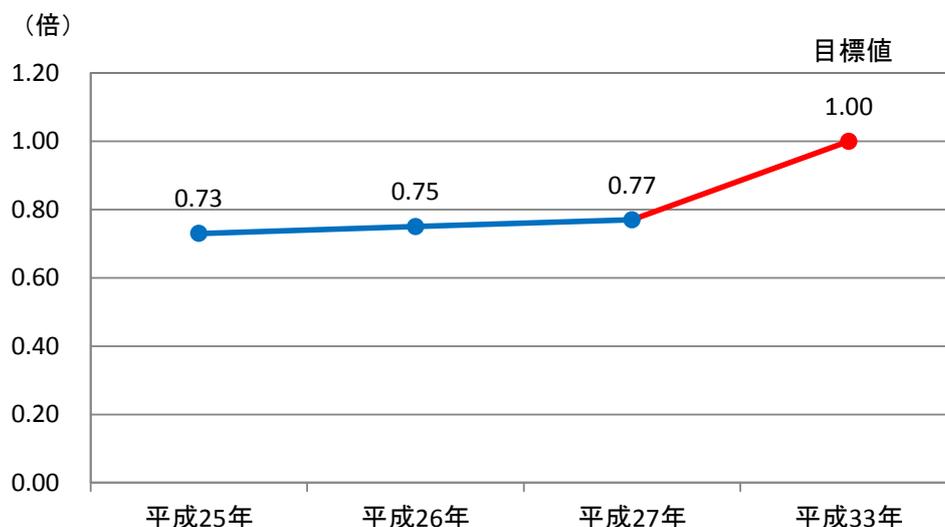
関連計画：－

【現状と課題】

県全体の雇用情勢は、着実に回復傾向にあるものの、地域としては実感がなく雇用情勢は厳しい状況にあります。平成27年度の平均有効求人倍率[※]は0.77倍で、平成26年度との比較では0.02ポイント高くなっていますが、県との比較では、0.4ポイント低くなっています。

工場等設置奨励措置による平成27年度の新規雇用者数は、平成26年度と比較すると62人増加しています。

- 若年層を中心に人口流出が進んでいることから、定住に向けた雇用対策が必要です。
- 就業に対する最新情報の提供や、就業に関する相談や助言を行う体制整備が引き続き必要です。
- 育児・介護と就業の両立が難しい現状があるので、法制度の周知など就業環境の整備が必要です。
- 企業が求める人材の育成に対する支援が必要です。
- 雇用の拡大を図るために、引き続き企業誘致や起業・創業による雇用の創出が課題となっています。



図：五泉市内での有効求人倍率

[今後の取り組み]

[36-①]

若者定住に向けたU・I・Jターン*の促進

ハローワークや関係機関と連携し、就業に関する情報提供に努め、若者の地元就労を促進します。

また、企業が求める人材確保のため、募集活動の支援を行うとともに、ホームページ等を活用したU・I・Jターン希望者への情報提供を行います。

[36-②]

雇用情報の提供と就業相談の充実

就職や再就職に向けた活動を支援するため、ハローワークや五泉しごと館と連携し、就業に関する最新情報の提供に努めるとともに、さまざまな悩みや問題についての相談や助言を行う体制を充実します。

[36-③]

働きやすい就業環境の推進

事業主に対して、育児・介護休業制度等の就業に関する法令の周知や要請・指導とワーク・ライフ・バランス*の取り組みを働きかけ、労働者が安心して働ける就業環境づくりを進めます。また、人材育成を図るためのさまざまな研修機会への支援をします。

[36-④]

企業誘致と起業・創業支援の推進

融資制度や工場等設置奨励制度を充実させて、積極的な企業誘致活動を推進するとともに、起業・創業に対する支援を行い、雇用の場の拡大を図ります。



県立村松高等学校・県立五泉高等学校が主催する「五泉市合同企業説明会」

[成果指標] 平成33年のすがた

有効求人倍率

H27 0.77倍 → H33 1.00倍

就業率

H22 93.3% → H33 100%

制度利用による 新規雇用者数

H27 62人 (3社) → H33 45人

施策のターゲット

：市民、市外からの移住希望者

主担当課：企画政策課

関係課：こども課、環境保全課、商工観光課、生涯学習課、スポーツ推進課

【基本方針】

美しい自然に囲まれた五泉での豊かな暮らしの魅力を活かし、若い世代の転出抑制と市外からの移住者の増加を目指します。

出会いの場の創出や住宅取得支援などによって若年層に対する支援の充実を図るとともに、五泉での暮らしの魅力発信や移住相談への対応などにより、市外からの移住を促進します。

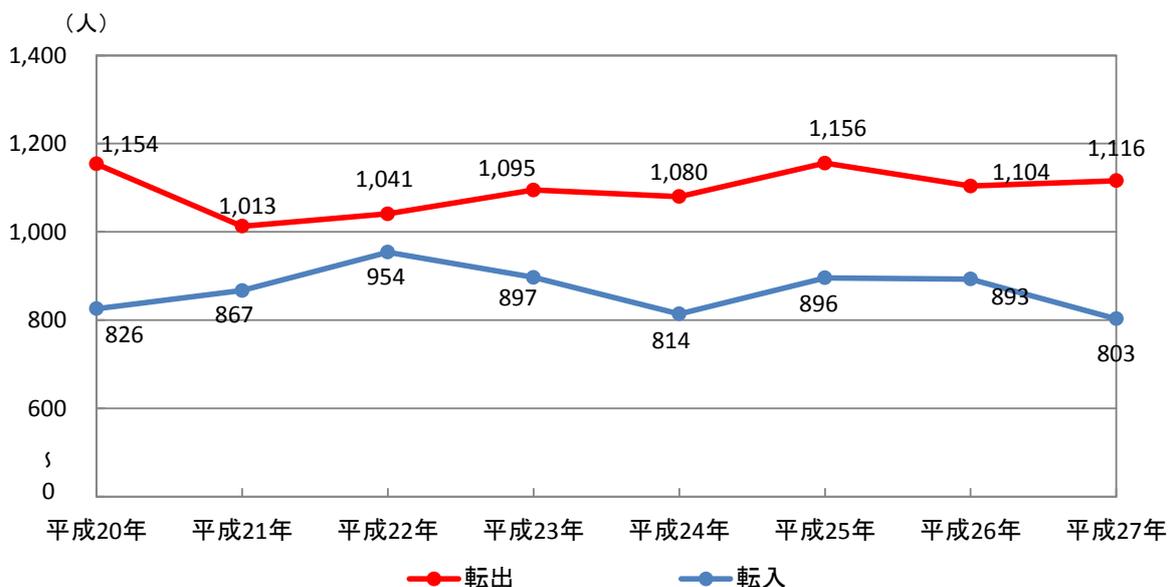
関連計画：五泉市都市計画マスタープラン、五泉市地域住宅計画（住生活マスタープラン）

【現状と課題】

本市では、転出者数が転入者数を上回る転出超過の状態が続いています。特に20代の女性などの若い世代で転出超過が顕著となっており、人口減少の大きな要因となっています。

移動の理由としては、転出では、20代前半から30代前半で結婚や離婚などの「戸籍」を理由とする人が多くなっています。一方、転入では、20代後半から50代前半で「住宅」を理由とする人が多くなっており、転入を促進するには住宅支援に力を入れることが効果的となっています。

- 出会いの場を提供するなど、定住支援を図ることが求められています。
- 住宅を理由とした若い世代の定住や転入促進のため、住宅支援の充実が求められています。
- 増加している空き家の利活用を図り、移住者の受入体制を整備する必要があります。
- 住宅・仕事・子育てなど移住に関する情報の発信力を強化していくことが求められています。
- 地域おこし協力隊を受け入れ、地域づくり活動を通じて、定住・定着につなげていく必要があります。



図：転入数と転出数の推移

[今後の取り組み]

[37-①]

縁結び支援の推進

結婚を希望する独身の男女に対し、相談員による相談やきっかけづくりを進めるとともに、婚活イベントの実施やイベント情報メールの配信により出会いの場を創出し、結婚を促進します。

[37-②]

若い世代の定住と移住の促進

若い世代の定住や市外からの転入を促進するため、住宅取得費用と家賃等の一部助成や、リフォーム費用補助などの住宅支援の充実を図ります。

[37-③]

空き家を活用した定住と移住の促進

空き家情報の提供を行うなど、空き家の利活用を図り、定住と移住を促進します。

[37-④]

U・I・Jターン*の促進

ホームページや移住セミナー等を活用して移住に関する情報発信を行うとともに、移住相談への対応などのサポートを行い、移住を促進します。

また、同窓会経費の一部を助成し、参加者に移住情報を発信することで、Uターンを促進します。

[37-⑤]

地域おこし協力隊の活用

地域おこしや地方での暮らしに興味のある都市部の人を地域おこし協力隊として受け入れ、市外居住者の視点から五泉の良さを市外に発信するとともに、農業やまちづくり活動等への従事を通して定住・定着を図ります。



ふるさと五泉の風景
(上：早出川、下：日枝神社秋季例大祭)

[成果指標] 平成 33 年のすがた

婚活イベントのカップル 成立率

H27 参加者の 14.9% → H33 参加者の 20%以上

住宅取得支援を利用した 転入件数・転入者数（累計）

H27 18件 58人 → H33 100件 330人

地域おこし協力隊 隊員定住率

H27 0% → H33 50%

施策のターゲット

：市民（市内で活動する人も含む）、事業所、行政

主担当課：環境保全課

関係課：－

【基本方針】

市民・事業所・行政が廃棄物（ごみ）の排出量削減と再利用・再資源化を図り、『循環型社会[※]』を目指します。

「もったいない」という意識や、一人ひとりがごみの排出者で、自分の問題であるという意識を持つよう啓発することで、廃棄物（ごみ）の発生抑制・再利用・再生利用を推進します。また、不法投棄禁止・ポイ捨て防止の啓発活動を行うことによって、市民の環境美化意識の向上を図ります。

関連計画：五泉市一般廃棄物処理基本計画

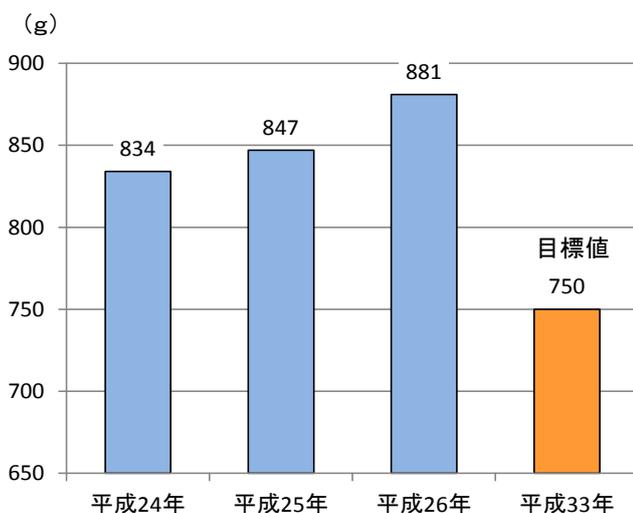
【現状と課題】

ごみの排出量削減と廃棄物の再利用・再資源化を図るための7種類14分別収集[※]も定着し、ごみの減量化のPR等を行っていますが、一般廃棄物の排出量は横ばいの状態です。

市民一人一日当たりのごみ排出量は年々増えており、またリサイクル率も横ばい状態のため、今後も取り組みの強化が必要です。

五泉地域衛生施設組合から排出される焼却灰の埋立てが終了し、現在は県外にある最終処分場に搬出しています。

- ごみの発生抑制や再資源化の徹底を図るための啓発や、地域での研修などの取り組みが必要です。
- 五泉地域衛生施設組合が管理する焼却施設・し尿処理施設などの更新について、「五泉市・阿賀野市・阿賀町一般廃棄物処理施設整備推進協議会」を設置し、検討を個なっていく必要があります。
- 不法投棄や空き缶・たばこのポイ捨てが見られることから、市民意識の向上を図る必要があります。
- 総合的なごみ処理対策として、ごみ処理の有料化について検討を進める必要があります。



図：市民一人一日当たりのごみ排出量



不法投棄されたゴミ

[今後の取り組み]

[38-①]

ごみの発生抑制・減量化の推進

市民・事業所・行政にごみの発生抑制（リデュース）と再利用（リユース）について、広報紙やホームページなどを利用して啓発活動を推進します。

また、ごみ研修会を開催して具体的な実践方法を講習します。

[38-②]

リサイクルの推進

ごみの再資源化（リサイクル）を推進するため、啓発活動を実施し分別収集の徹底を図ります。

また、公衆衛生協会と連携して、町内会やグループなどで研修会を開催して、取り組みの強化に努めます。

地域などが実施する、空き缶・空き瓶回収などのリサイクル活動を支援します。

[38-③]

廃棄物・し尿の適正処理

廃棄物・し尿の収集運搬は市が実施し、2市1町で構成する五泉地域衛生施設組合で処理をしていることから、本組合と連携して管理体制の強化や計画的な施設整備を図り、環境に配慮した処理を進めます。

[38-④]

環境美化意識の向上と不法投棄の防止

ポイ捨て、不法投棄、野焼きなどのない美しいまちづくりを進めるため、ボランティアによる清掃活動の支援、子どもたちを対象に環境美化ポスターなどの募集を行い、市民の環境美化意識の向上を図ります。

不法投棄の防止を図るため、市民と一体となった監視体制の整備・強化に努め、市民一人ひとりの意識の向上を図ります。

[38-⑤]

ごみ処理有料化の検討

ごみの排出量削減と再利用・再資源化の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民一人ひとりの意識改革など、循環型社会に向けてごみ処理の有料化を検討します。



ボランティア（中学生）による清掃活動

[成果指標] 平成33年のすがた

市民一人一日当たりの
ごみ排出量

H26 881g → H33 750g

事業活動により排出された
ごみの量

H26 5,339t → H33 4,400t

リサイクル率

H26 12.6% → H33 14.0%

施策のターゲット
： 市民

主担当課： 上下水道局
関係課： 環境保全課

[基本方針]

水環境の保全を進め、快適で衛生的に暮らせるまちを目指します。
市街地での計画的な公共下水道の整備、その他地域での合併処理浄化槽※の設置推進を通じて、生活排水を適切に処理し、生活環境の改善を図ります。
市民の水環境への関心や活動を促すための支援や啓発活動を進めます。

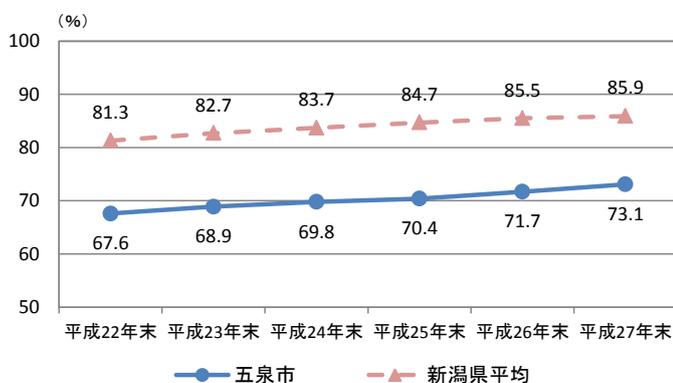
関連計画： 五泉市公共下水道事業計画、五泉市污水处理施設整備構想

[現状と課題]

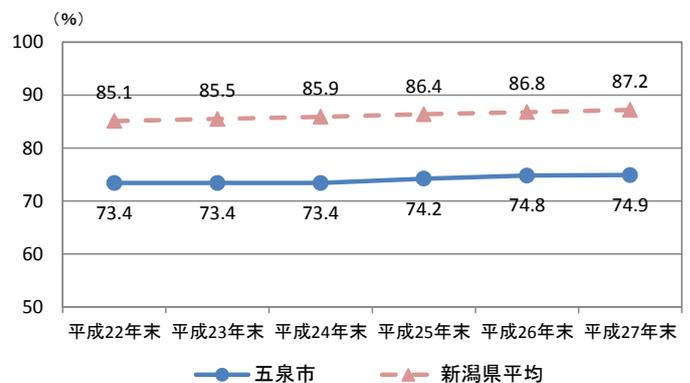
生活排水の処理については、市街地は公共下水道、その他の地域では合併処理浄化槽など、地域に応じた整備を進めています。

污水处理人口普及率は、平成 26 年度で 71.7%、平成 27 年度で 73.1%と年々向上していますが、県内市町村の平均と比較して低い水準にあります。高齢化や人口減少の進展に伴い地域活動の低下が想定されるため、若年世代を含めたすべての市民が自主的に参加できるような支援や啓発が必要です。

- 地域に適した取り組みの推進と、将来的な施設の老朽化を踏まえた計画的な施設の維持管理の検討が必要です。
- 下水道接続率が低いため、速やかに接続するよう取り組みの推進が必要です。
- 下水道整備地域以外での生活環境改善のため、合併処理浄化槽設置の推進が必要です。
- 生活環境の改善状況を把握するため、河川等の汚染状況の監視が必要です。
- 市民が主体となった環境活動の取り組みが不十分なため、市民参加による地域ぐるみの取り組み推進が必要です。



図：五泉市の污水处理人口普及率の推移



図：下水道接続率の推移

[今後の取り組み]

[39-①]

公共下水道の整備・計画的な施設の維持管理

河川等の水環境の保全や衛生的で快適な生活環境を実現するため、市街地での公共下水道の整備を推進します。

また、将来的な施設の老朽化を踏まえ、計画的な施設の維持管理について検討します。

[39-②]

公共下水道への接続促進

家庭や事業所から排出される汚水を適切に処理し、生活環境を改善するため、環境への意識を高めるための広報活動や助成金制度等を通じて、公共下水道への接続を促進します。

[39-③]

合併処理浄化槽の設置促進

下水道整備区域以外の地域で適切に汚水処理をするため、補助制度や環境に関する広報活動を通じて、合併処理浄化槽の設置を進めます。また、合併処理浄化槽の清掃や水質検査などの管理が適正に行われるよう、広報啓発活動を強化します。

[39-④]

河川等の水質監視

家庭や事業所から排出される汚水による河川等の状況について定期的な水質検査を行い、河川等の汚染状況を監視します。

[39-⑤]

地域主体の環境衛生対策の推進

町内会や各種団体と連携し、環境美化活動等を進めるとともに、環境問題に対する意識の醸成等を通じて、若年世代を含めたすべての市民が地域活動へ自主的参加を促すための取り組みを検討します。



公共下水道の整備・計画施設の維持管理
(下水道工事の様子)

[成果指標] 平成 33 年のすがた

汚水処理人口普及率

H27 73.1% → H33 78.6%

下水道接続率

H27 74.9% → H33 76.9%

施策のターゲット
：道路を利用するすべての人

主担当課：都市整備課
関係課：－

[基本方針]

日常生活に密着した道路交通環境を整備することで、誰もが安全、快適に暮らせるまちを目指します。地域相互の交流を促進する高規格道路[※]や、国・県道の整備充実を関連機関へ働きかけるとともに、市道の安全性や利便性の向上のための整備を推進します。

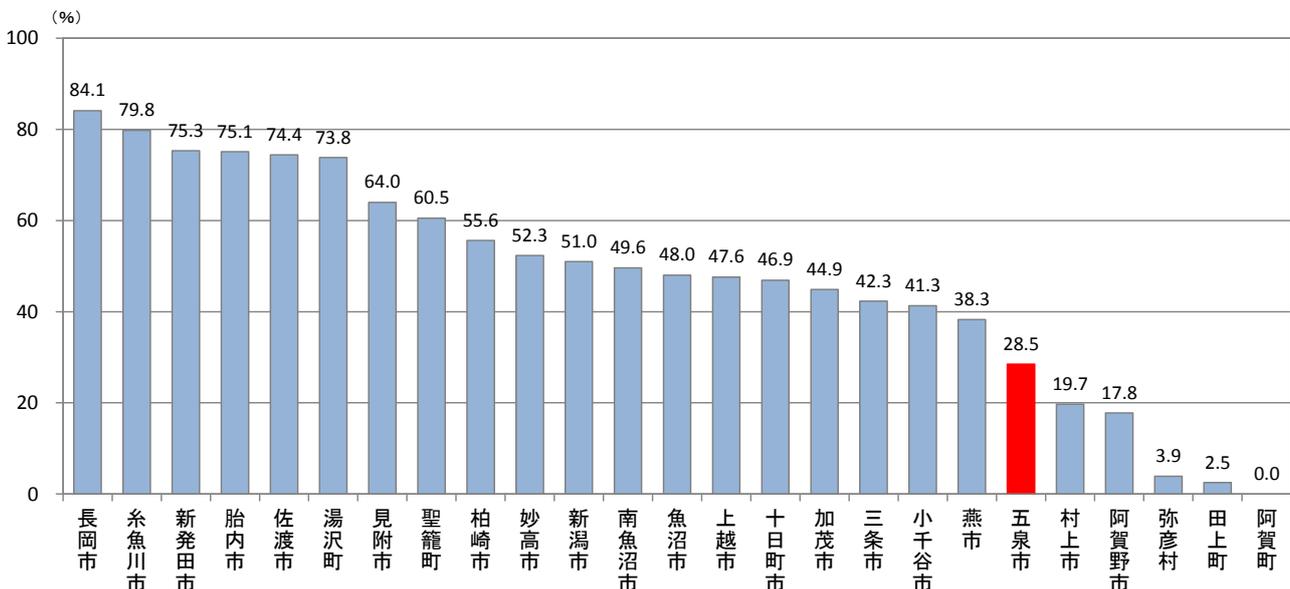
関連計画：五泉市都市計画マスタープラン

[現状と課題]

道路は、日常生活や社会経済の活動を支える最も基礎的な社会資本であり、地域間交流や物流を支える産業の基盤であるだけでなく、災害時におけるライフラインとしても重要な役割を果たすため、長期的で計画的な整備が必要です。

現在、市道の延長は約 658km あり、安全な通行が確保できるよう維持補修に努めています。

- 市周辺との観光や物流の主軸である国・県道については、交通量の増加に対応したバイパス整備や危険個所の改善など、広域的な道路網の整備が必要です。
- 誰もが安全で安心して利用できるよう、通行の支障となる箇所を早期発見や路面補修、交差点改良など適正な維持管理が求められています。
- バリアフリー等に対応した改良整備や維持管理が求められていることから、より安全性の高い道路整備を進める必要があります。
- 幹線道路における歩道整備や危険踏切の改善、東南環状線[※]の早期完成が求められています。
- 首都圏等との広域的な経済交流などを図るため、磐越自動車道の4車線化の早期完了が求められています。



図：都市計画道路[※]完成率

[今後の取り組み]

[40-①]

都市計画道路*の整備

平成20年度に策定した都市計画マスタープランに基づき、都市計画道路の見直しを図ります。また、都市計画道路は、道路網の骨格をなすものであることから、市内の主要道路の整備を進めるとともに、緊急輸送路としての機能強化と安全・安心な都市形成を推進します。

[40-②]

一般市道（生活道路）の整備

自動車や歩行者が安全に通行できる道路幅員の確保や、交差点におけるカラー舗装等の整備を進めます。また、道路補修については、状況を十分に把握しながら適正な維持管理を行い、パトロールを通じて危険個所の早期発見に努めます。

[40-③]

バリアフリー化と安全性の向上

安全で快適な通行空間を確保するため、市道を整備する際には必要に応じて、交通安全施設の設置を推進します。また、交通量の多い道路には、バリアフリー化、歩道や自転車道の設置に加えて、橋梁の効率的な維持管理を行うなど、安全対策に努めます。

[40-④]

国・県道の整備促進

利便性の向上や地域の活性化などのために、道路や歩道、県道踏切の整備促進と危険個所の早期改善に向けた関係機関への働きかけを行います。

また、東南環状線の早期完成に向けて、県と連携しながら事業を進めていきます。

[40-⑤]

磐越自動車道の4車線化の促進

磐越自動車道は、福島県と新潟県を結ぶ国土開発幹線自動車道として、暫定2車線で全線開通しましたが、大半が対面通行のため、重大事故につながる懸念があることから、早期4車線化に向けた取り組みを促進します。



安全性の向上を図るために舗装された道路
(交差点カラー舗装)

[成果指標] 平成33年のすがた

市道整備率

H27 65.1% → H33 68.0%

安心して歩道を通行することができると感じている市民の割合

H27 39.5% → H33 50.0%

舗装整備率

H27 75.1% → H33 77.0%

施策のターゲット

：公共交通を必要としているすべての人

主担当課：企画政策課

関係課：商工観光課・都市整備課

【基本方針】

公共交通を利用する人が減っている中、市民の移動手段として公共交通の維持・確保を図り、持続可能なものとしていく必要があります。

将来にわたって公共交通を必要としているすべての人が、バスや乗合タクシー、JRなどを使って気軽に出かけることができる交通利便性の高いまちを目指します。

そのため、ふれあいバス・乗合タクシーさくら号の運行支援、赤字路線バスへの支援や公共交通の利用促進等の取り組みを行っていきます。

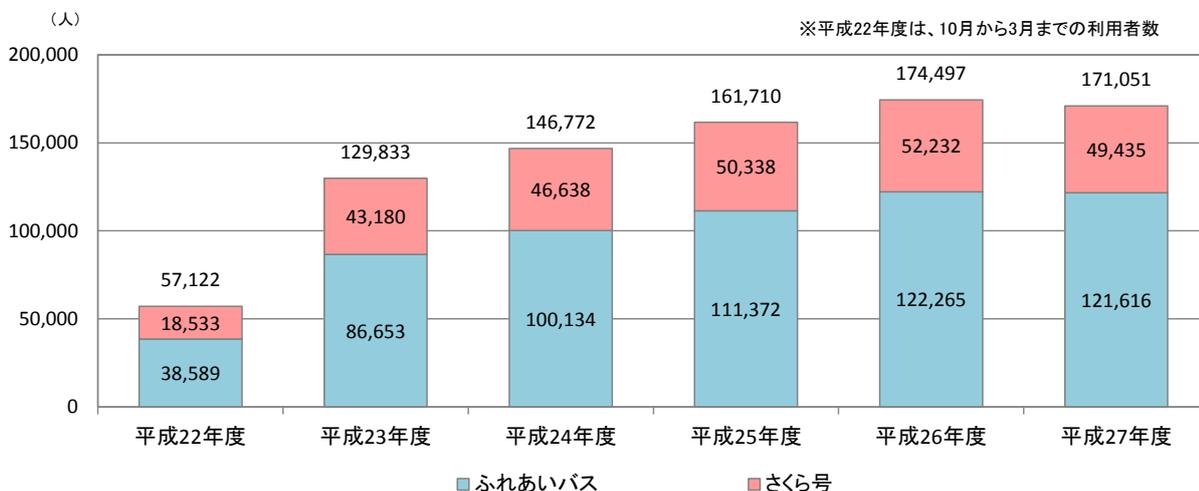
関連計画 五泉市地域公共交通総合連携計画、五泉市立地適正化計画、五泉駅周辺地区都市再生整備計画

【現状と課題】

市民意識調査の「公共交通が利用しやすいまち」の重要度は22.8%で、平成22年度の調査より7.6ポイント上昇しており、公共交通の利便性向上に対する市民要望が増加している状況です。

一方、JR磐越西線や路線バスなどの公共交通機関は、マイカーの普及、人口の減少、通勤・通学需要の減少などの影響に伴い、利用者が減少しています。

- 高齢化の進展に伴い利用者の減少が進む中、交通弱者*の移動手段を確保するため公共交通を維持し、持続可能なものとするのが重要な課題となっています。
- 人口減少社会の中で、市街地と周辺地域を結び、連携が可能となるようネットワーク化する役割が公共交通に求められます。
- 地球温暖化などの環境対策を推進するためにも、環境への負荷が比較的少ない公共交通の利用を促進する必要があります。
- JR磐越西線の増便と新潟駅への直通本数の増加を促進し、利便性を向上させることが課題となっています。
- 本市の玄関口である五泉駅の交通結節点としての機能強化が課題となっています。



図：ふれあいバス・さくら号利用者合計数の推移

[今後の取り組み]

[41-①]

公共交通の維持・確保

自家用車などの交通手段を持たない高齢者や学生、障がい者など、いわゆる交通弱者の利便性を保つため、ふれあいバス及び乗合タクシー「さくら号」の運行や、赤字路線バスへの運行支援など、公共交通の維持・確保を図ります。

[41-②]

公共交通の利用促進

これからも公共交通が多くの方に利用され持続可能なものとなるよう、市街地と周辺地域のネットワーク化を図り、啓発活動を継続して利用の促進に努めます。また、市民ニーズを把握するため、アンケート調査を実施して、より効果的な利用促進策を検討します。

[41-③]

公共交通利用のための環境整備

JRなど公共交通利用者のため、パークアンドライド*駐車場（北五泉駅・新関駅）の維持管理に努めます。

[41-④]

磐越西線の利便性向上

利用者の多い通勤・通学時間帯の増便をJRに引き続き要望し、利便性の向上を図ります。

また、ふれあいバスのダイヤをJRのダイヤ改正に合わせて見直し、乗換の円滑化を図ります。

[41-⑤]

五泉駅周辺の整備促進

五泉駅南側の交通機能改善を目的として、線路跡地を活用した市道整備を実施することにより、緊急車両や公共交通機関が通行できる道路空間の創出を図ります。また、五泉駅への利便性向上のため、中央連絡橋バリアフリー化事業の促進に努めます。



上：ふれあいバスを利用する学生
下：さくら号へ乗車する利用者

[成果指標] 平成33年のすがた

公共交通機関の利便性向上
に満足している市民の割合

H27 28.0% → H33 35.0%

「ふれあいバス」・乗合タ
クシー「さくら号」の利用者数

H27 171,051% → H33 185,000%

パークアンドライド
駐車場利用率

H27 77.8% → H33 95.0%

施策のターゲット
：市民

主担当課：都市整備課
関係課：商工観光課、高齢福祉課

【基本方針】

地域の特性や気候風土に合った安全で快適な居住環境で、安心して生活できるまちを目指します。住宅の性能向上のための支援や、宅地開発時における適正な指導などを行い、住み良い居住環境の形成に努めます。バリアフリーや耐震化などに対応した公営住宅や個人住宅の整備を促進します。

また、人口減少社会にあって、都市計画マスタープラン、立地適正化計画に基づく「コンパクトシティ※」を基本とし、将来の人口規模に応じた計画的な土地利用に努めます。

関連計画：五泉市都市計画マスタープラン、五泉市立地適正化計画、五泉市地域住宅計画

【現状と課題】

持家率は平成 25 年統計で 89.7%であり、県平均 75.5%より高い状況にありますが、より安全性が高く、省エネルギーなどの質の高い住宅環境の整備が求められています。

将来の都市づくりの基本的な方針を示す「都市計画マスタープラン」及びコンパクトシティに向けた「立地適正化計画」を策定しています。

- 新築やリフォーム、耐震診断、耐震改修の際の補助制度を通じて、市内建築産業の振興と良質な住宅整備に向けた情報提供が求められています。
- 宅地開発の際には、住み良い環境形成のために地域の特性に考慮した開発指導が必要であり、周辺環境や景観形成のため、空き家の適正な維持管理が求められています。
- 市営住宅については、長寿命化計画に基づき、適切な維持管理と整備が必要です。
- 個人住宅における耐震性能やバリアフリー化が課題となっています。
- 人口減少や少子高齢化などに対応したコンパクトなまちづくりが求められているため、市民や事業者の理解を深めることが課題となっています。

指標	五泉市	県内 10 万人 以下平均値	全国 10 万人 以下平均値
公共交通利便性の高いエリアに存する住宅の割合(%)	38	33	46
市民一人当たりの自動車総走行台キロ (台キロ/日)	8.2	17	14.2
高齢者徒歩圏内に医療機関がない住宅の割合(%)	69	66	66
歩道整備率(%)	31	40	47
高齢者徒歩圏に公園がない住宅の割合(%)	81	61	58
市民一人当たりの交通事故死亡者数 (人)	0.18	0.54	0.57
最寄緊急避難場所までの平均距離(m)	829	556	719
空き家率(%)	6.6	8	7.3
従業者一人当たり第三次産業売上高 (百万円)	11.6	12	9.4
市民一人当たりの歳出額 (千円)	379	592	550
財政力指数	0.45	0.45	0.57
市民一人当たり税収額 (千円)	86	117	103
市民一人当たりの自動車 CO2 排出量 (t-CO2/年)	0.69	1.42	1.28

表：都市構造の評価指標

[今後の取り組み]

[42-①]

良質な住宅整備の推進

住宅は豊かな地域社会を形成する重要な要素です。市内建築産業の振興や住みやすい住宅整備のために、越後杉の利用や住宅建設費の支援を推進します。また、個人住宅の耐震性、高耐久住宅などへの改修を促進するため、情報提供と建築相談の充実を図ります。

[42-②]

良好な住環境の形成

新たな宅地造成の際には、開発事業者への指導や情報交換を行うことにより、住み良い住環境の推進を図ります。

また、自然や周辺環境に配慮した景観形成や住環境向上のため、建築協定[※]等の規制誘導を図るとともに、空き家の適正管理に努めます。

[42-③]

公営住宅の整備の推進

市営住宅の居住水準や耐震性の向上を図り、長寿命化計画に基づく計画的な維持修繕や建替えを進めます。また、関係機関との連携により、ひとり親世帯や高齢者等の住宅困窮者の支援を促進し、公営住宅の健全な運営を行うため、家賃収納率の向上に努めます。

[42-④]

個人住宅のバリアフリー化の推進

個人住宅における高齢者や障がい者の自立の支援や、家族の介助負担を軽減するため、安心して快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の補助制度の充実を図ります。

[42-⑤]

都市計画によるコンパクトなまちづくり

人口減少社会での無秩序な市街地の拡大を抑制し、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に基づくコンパクトなまちづくりと、公共交通による周辺部とのネットワーク形成を推進します。

また、道路網整備を行う中で、都市計画道路[※]の見直しを行います。



良質な住環境が整備された住宅地

[成果指標] 平成 33 年のすがた

住宅の耐震化の状況

H27 71.0% → H33 92.0%

用途地域[※] 1 ha 当たりの人口

H27 34.7 人 → H33 32.5 人

施策のターゲット
：市民、市で活動するすべての人（通勤、通学、観光来訪者など）

主担当課：都市整備課
関係課：商工観光課、農林課

[基本方針]

身近な生活空間に緑豊かな安らぎの場があり、健康で文化的な、潤いのある生活を送ることができるまちを目指します。

緑化に対する意識の高揚を図るとともに、都市公園や森林公園、河川公園など特色ある公園づくりに努め、子どもから高齢者まで各世代に親しまれるよう整備を推進します。

また、街路樹などの道路緑化、公共施設、広場、個人宅の緑化推進に努めます。

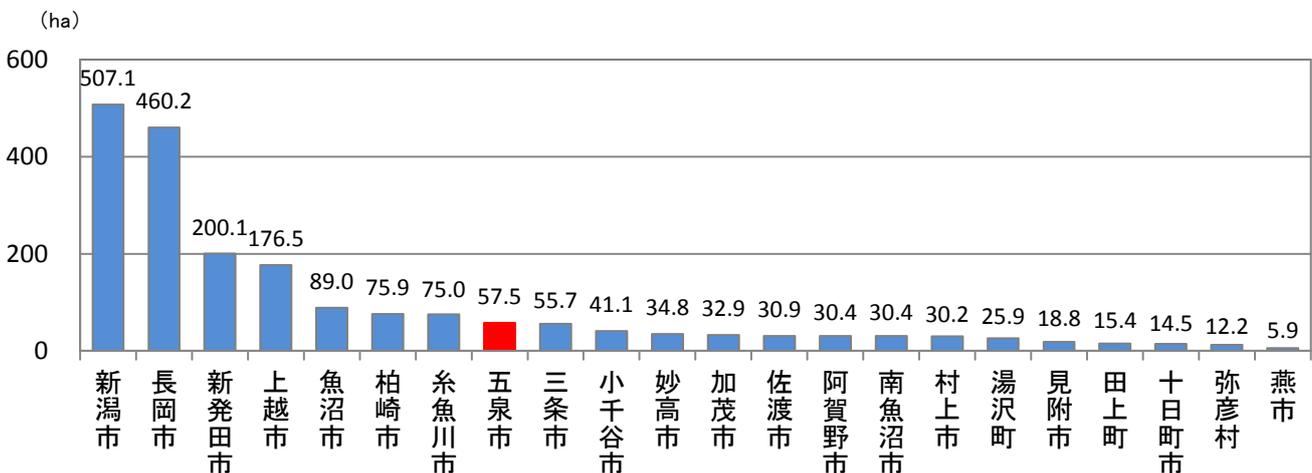
関連計画：－

[現状と課題]

都市公園は、10か所 59.75haあり、法に示された市民1人当たり標準敷地面積10㎡を超える面積を有しています。また、河川敷を利用した公園やその他の公園を数多く有しており、緑豊かなまちと言えます。

公園は、生活を営む上で欠かせない憩いの場であることから、「清流」や「さくら」をキーワードに整備を行ってきました。良好な都市景観の形成や都市防災、地球温暖化防止といった環境的な側面からも、重要な役割を果たしています。

- 豊かな自然環境を保全するためには、市民の理解と協力が必要なため、情報提供を行いながら行政と一体となって緑化の推進に努める必要があります。
- 誰もが利用しやすい環境づくりとして、バリアフリー化や利便性の向上など、市民ニーズに合った公園の再整備や維持などが課題となっています。
- 河川敷を活用した河川公園は、水遊びやバーベキュー、四季を通じた美しい景観を楽しめる場所であり、利用者の利便性向上と環境整備が課題となっています。
- 自然を活かした公園は、利用者に潤いと安らぎを提供することができるため、適切な維持管理と環境整備が求められています。
- 道路の植樹帯を利用した緑化や本市の観光につながるしゃくやくロード整備、公共施設や集落の広場などの緑化に努める必要があります。



図：都市計画公園の面積比較

[今後の取り組み]

[43-①]

緑化意識の啓発

市民や事業者に緑化についての理解を深めてもらうため、広報誌やホームページ、SNS*などを活用して、知識の普及啓発を図ります。

また、緑化を推進する団体への支援を行い、オープンガーデン*について検討を進めます。

[43-②]

都市公園などの整備の促進

各公園のもつ魅力を引き上げるため、バリアフリー化や利便性の向上など機能の維持向上に努め、利用者にとって使いやすい整備を推進します。

また、村松公園の桜の植樹や育成環境の改善に努めます。

[43-③]

河川敷を活用した公園整備

市民が憩いの場として快適に利用できるよう、河川敷公園の維持管理に努めます。早出川改修跡地を利用した水防及び運動公園の設置について検討します。

[43-④]

自然や森林を活用した公園整備の推進

水芭蕉や森林などの資源を活かした公園の整備を推進し、自然の森にふれることで生活に潤いが感じられるような憩いの場の提供を図ります。

[43-⑤]

公共空間の緑化推進

道路の植樹帯や路肩、公共施設等における緑化により、緑豊かな環境づくりに努めます。

また、「五泉らしさ」を活かした緑化推進のために、しゃくやくロード等の適切な維持管理を行います。



東光院河川ふれあい公園

[成果指標] 平成33年のすがた

市民1人当たり
都市公園面積

H27 11.38 m² → H33 12.15 m²

観桜時における公園の
利用者数

H27 120,000人 → H33 150,000人

公園が安全で利用しやすい
と感じている市民の割合

H27 34.6% → H33 50.0%

第5章 「計画の推進」編

施策のターゲット

：市民、地域、自治会、NPO等市民団体、行政

主担当課：企画政策課

関係課：総務課

[基本方針]

市民、地域、自治会、市民団体、行政それぞれが役割分担を認識し、互いが持てる力を発揮して協力しながら活動できるまちづくりを目指します。

地域づくり活動に関する情報発信などを行い、市民協働意識の醸成を図るとともに、活動への支援や担い手の確保に努め、地域課題の解決に向けて市民が主体的に活動できる体制づくりを進めます。

関連計画：－

[現状と課題]

社会情勢の急速な変化により、市民ニーズが多様化・複雑化し、行政だけでは解決できない課題が多くなってきている中、市民参加と協働によるまちづくりは重要となっています。平成27年度市民意識調査の結果では、市民参加に対する重要度・関心度は低くなっていますが、一斉清掃などの地域一体となった活動は日頃から行われており、さらに取り組みを拡大していく必要があります。

- 市民と行政が協力してまちづくりを行うため、市民参加意識の醸成を図る必要があります。
- 市民、自治会、市民団体、行政それぞれが、地域課題や目的意識を明確にするとともに、各役割を認識する必要があります。
- 市民等がその能力を発揮し、地域課題の解決に向けて主体的に活動を継続できるよう支援を行う必要があります。
- 市民等が相互のつながりを大切にし、協力しながら活動できる体制づくりが必要です。
- 新しい力を取り入れ、多様性のある活動を推進していく必要があります。

[今後の取り組み]

[44-①]

地域づくりに対する意識の醸成

市民協働意識の醸成を図り、市民活動への参加につなげるため、市民活動に関する情報発信や、セミナー等を開催します。

[44-②]

地域づくりの基盤整備

市民協働による地域づくりの基盤を整備するため、市民協働に関するルールづくりの検討や、市民活動への支援を行います。

[44-③]

担い手の確保と人材育成

地域おこし協力隊や学生などの新しい力を取り入れ、地域を担う人材を育成することで、地域づくり活動の活性化を図ります。

[44-④]

地域づくり活動拠点の充実支援

地域づくり活動の活性化を図るため、集会所施設建設や備品整備などコミュニティ活動拠点の施設整備の充実を支援します。

[成果指標] 平成33年のすがた

市民活動等の年間参加割合

H27 28.3% → H33 40.0%

市の支援事業を活用した
団体数

H27 5団体 → H33 8団体

市内NPOの法人数

H27 4法人 → H33 6法人

施策のターゲット
： 市民

主担当課：企画政策課
関係課：－

【基本方針】

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」です。この権利を守り、互いを尊重し合える社会の実現に向けて、幼少期からの人権教育と意識啓発活動の充実を図り、人権侵害による被害の防止に努めます。

また、戦争の悲惨さを風化させることのないよう、非核平和に関する意識啓発を行い、恒久平和の実現に寄与します。

関連計画：五泉市人権教育・啓発推進計画

【現状と課題】

インターネットを介した人権侵害や子ども・高齢者に対する虐待など、人権が完全に保障されているとは言い難い状況の中で、本市においても「身の回りで人権が守られている」と感じている市民の割合は30.8%にとどまっています。

また、本市は昭和60年8月6日に「非核平和都市宣言」を行い、世界の平和を希求していますが、世界各地ではテロ行為や争いによって罪のない多くの人々が傷つき、生活の場を失っています。

- 女性や子ども、高齢者、障がいのある人などに対する幅広い人権問題を、「他人事」としないで認識することが重要です。
- インターネットを介した人権侵害や、近年増加傾向にある子どもに対する虐待への取り組みが必要です。
- 人権に関する多様かつ複雑な相談への対応が必要です。
- 幼少期からの継続した人権教育により、人権を尊重する心を育む必要があります。
- 過去の戦争を含めて、平和の尊さ、大切さについて意識の醸成を図ることが必要です。

【今後の取り組み】

[45-①]

人権に関する意識啓発の推進

すべての市民の人権が保障された社会を実現するため、人権に関する情報を的確に発信するとともに、関係機関との連携・協力による講演会等を開催して啓発活動を推進します。

[45-②]

人権教育の強化

小中学校・高等学校の授業や講演会などによる啓発活動とともに、インターネット社会に対応した人権尊重教育にも積極的に取り組みます。

[45-③]

人権に関する相談体制の充実

人権問題や人権侵害の被害などに対し、関係機関と連携を図りながら、さまざまな相談に対応できる体制を構築します。

[45-④]

非核平和に関する意識啓発の推進

戦争の悲惨さを風化させることなく後世に伝えるために、市民への普及啓発に努めます。

【成果指標】

人権が守られていると
感じる市民の割合

H27 30.8%  H33 40.0%

施策のターゲット
： 市民、事業者

主担当課： 企画政策課
関係課： -

【基本方針】

男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、職場や家庭、地域など、さまざまな場面で活躍できる機会を確保するための情報提供と啓発活動に取り組みます。また、性別による固定的役割分担意識^{*}やしきたり・慣行などに捉われることなく、男女がともに職業生活と家庭生活を両立できる環境整備に努めます。

関連計画： ごせん男女共同参画推進計画

【現状と課題】

平成 26 年に行った男女共同参画に関する意識調査では、「社会の中で男女の地位が平等であると思う人」の割合は 15.5%となり、平成 23 年調査の 15.3%からはわずかながら上昇したものの低い状態にあります。また、平成 27 年に「女性活躍推進法」が成立したことから、女性の働き方に対する意識改革や、男女を問わずワーク・ライフ・バランス^{*}の実現に向けた取り組みが必要です。

- 女性の社会参画のためには、社会の慣習やしきたりの見直しなど、男女がともに意識を変える必要があります。
- 男女がともに働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識啓発が必要です。
- 男女を問わず、政策や方針を決定する場への参画の拡大が重要です。

【今後の取り組み】

[46-①]

男女共同参画に関する意識啓発の推進

性別による固定的役割分担意識や社会慣行の見直しを図るため、講演会等の開催や広報の活用など、さまざまな方法で意識啓発を推進します。

[46-②]

ワーク・ライフ・バランスの実現

男女がともに仕事上の責任を果たす一方で、子育てや介護など、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるよう、雇用主と連携して環境整備に取り組みます。

[46-③]

女性が活躍できる就労環境の整備

女性の就労環境の改善に取り組み、雇用や管理職への登用の促進を図るとともに、育児・介護休業制度の拡大など、男女がともに働きやすい環境づくりに努めます。

【成果指標】 平成 33 年のすがた

市の各種審議会等における
女性登用率

H27 30.4% → H33 40.0%

社会は男女平等だと思う
市民の割合

H26 15.5% → H33 20.0%

必ずしも「男は仕事、女は家庭
を中心」にする必要がないと
思う人の割合

H26 50.2% → H33 60.0%

施策のターゲット
： 市民

主担当課：総務課
関係課：企画政策課

[基本方針]

市民とのパートナーシップや信頼関係を築くため、個人情報の取り扱いを慎重に行った上で、積極的な情報公開により市民への説明責任を果たすことが求められています。

市民に行政情報を分かりやすく説明することで、情報を市民と共有できるまちを目指します。

広報紙やホームページなどを活用した情報提供の充実や発信力の強化に努めます。また、パブリックコメント*などにより、市民の声を聴くための体制づくりを推進します。

関連計画：-

[現状と課題]

広報紙やホームページ、フェイスブック*などの充実、公共施設のWi-Fi*化、行政資料コーナーの設置など、さまざまな方法で情報提供を行っています。移動市長室や電子メール、市への提案箱による意見・要望の把握に努め、広く市民の声を聴く体制づくりに取り組んでいます。

- 積極的で分かりやすい行政情報の公開が必要です。
- パブリックコメントの周知と定着化など、新たな情報公開の取り組みが課題となっています。
- 個人情報保護の適正化の維持と、情報セキュリティ対策の強化が求められています。

[今後の取り組み]

[47-①]

わかりやすい情報公開の推進

広報紙や、フェイスブックなどへタイムリーな情報を掲載します。ホームページをリニューアルし、本市の情報発信力を高めます。

[47-②]

パブリックコメント制度の周知

各種計画などについて、広く市民から意見を求めるパブリックコメント制度の周知に努めます。

[47-③]

情報化の環境整備

ICT*やSNS*の利活用、公共施設のWi-Fi化により、行政情報を素早く効果的に発信するとともに、個人情報を含む情報のセキュリティ対策を強化します。



[成果指標] 平成 33 年のすがた

市ホームページの
閲覧件数

H27 119 万件 → H33 150 万件

「広報ごせん」を読んで
いる市民の割合

H27 93.1% → H33 98.0%

移動市長室の参加人数

H27 148 人 → H33 180 人

施策のターゲット
: 財政運営

主担当課 : 財政課
関係課 : 企画政策課、税務課

【基本方針】

市民が求める行政サービスを継続的に提供するため、健全で持続可能な財政運営を行います。行財政改革大綱を策定し、行政評価※などにより事務事業に優先度を定め、効果的な予算編成に努めるとともに、市税収納率の向上や財源確保の取り組みを行います。また、市の財政運営状況を容易に把握できるように、定期的に情報を公表します。

関連計画 : 五泉市行財政改革大綱・行財政改革実行プログラム

【現状と課題】

少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少や老年人口の増加が顕在化しており、市税の収入減と福祉・保健などの社会保障関係経費の支出増が見込まれます。また、地方交付税における合併支援措置が、平成 28 年度から段階的に縮小し平成 32 年度で終了するため、財政運営は厳しさを増すものと予想されます。

- 行政経費全般の見直しによる、事業の選択と集中が求められます。
- 税負担の公平性を確保するため市税の収納体制を強化し、収納率の向上を図る必要があります。
- 受益者負担の原則に基づく使用料や手数料の見直しが求められています。
- 財政の健全性を維持するため、財政運営の現状や課題などについて説明する責任があります。
- 時代の変化に適切に対応し、効率的な行政運営を行うため、内部事務の効率化、組織機構の見直し、事務事業の点検などを行う必要があります。

【今後の取り組み】

[48-①]

事務事業の見直しと効果的な予算編成

行政評価などにより事務事業の見直しを進め、それにより確保された財源を、より必要性の高い施策に振り向けるといった予算の組み替えを行っていきます。

[48-②]

市税収納率向上の取り組み

コンビニ収納や夜間納税窓口を開設し、納税者の利便性を図ります。また、新規滞納発生の防止を図るとともに、滞納繰越額を減少させるために取り組みを強化して収納率向上に努めます。

[48-③]

新たな財源確保の取り組み

施設の維持管理費等の必要経費を踏まえた受益者負担のありようについて検討します。また、インターネット公売による市有財産の売却や有効活用に取り組みます。

[48-④]

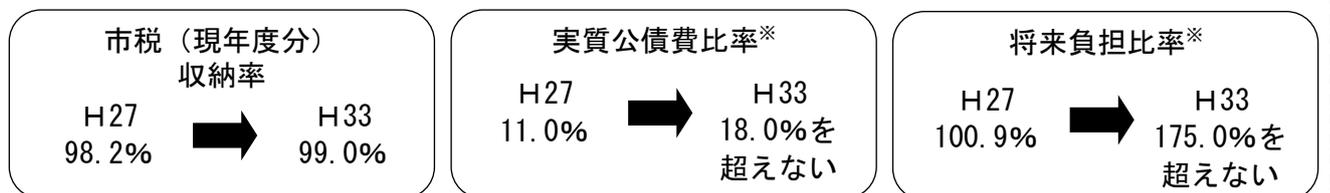
わかりやすい財政情報の提供

難解な財政指標や財務書類を容易に解説するなどして、財政運営の情報を定期的に分かりやすく公表します。財政健全化の取り組みなどについても情報提供に努めます。

[48-⑤] 行財政改革実行プログラムの推進

効率的な行財政運営を行うため「第 3 次五泉市行財政改革大綱」及び「行財政改革実行プログラム」により、進捗管理を行いながら行政改革を推進します。

【成果指標】 平成 33 年のすがた



施策のターゲット
：市役所の組織・機構について

主担当課：総務課
関係課：－

[基本方針]

多様化・専門化する行政需要に迅速に対応するため、縦割りによる行政を改め、横の連携を強化し、業務の効率化や意思決定の迅速化、職員の意識改革を図り、効率的な業務執行体制と、市民サービスの向上につながる組織・機構の確立を目指します。

関連計画：－

[現状と課題]

人口は減ってきているものの、住民ニーズの多様化、複雑化により業務量は増えており、人口に比例した形での職員数の削減ができない状態です。

- 住民ニーズの多様化、複雑化により業務量が増加しており、人口減少のスピードに追い付けず、職員数の減員が進まないことが課題になっています。
- 業務量及び働き方の見直し、業務の民間委託などを検討して行く必要があります。

[今後の取り組み]

[49-①]

機能的な組織の構築

市民サービスの向上につながる組織・機構の確立を目指し、定期的な検証、見直しを行っていきます。

[49-②]

民間委託、指定管理者制度*の推進

小中学校の給食調理業務の民間委託、保育園の民営化などのほかにも、新たな業務について、民間委託、指定管理者制度を導入することが可能かどうかの検討を進めていきます。

[49-③]

窓口のワンストップ化の推進

窓口サービスの範囲、種類など、市民サービスの向上につながるシステムの整備を進めます。

[成果指標] 平成 33 年のすがた

市民 1,000 人当たりの
職員数

H27 10.5 人 → H33 10.6 人

職員数

H27 559 人 → H33 530 人

施策のターゲット
：市職員

主担当課：総務課
関係課：－

【基本方針】

複雑多様化する市行政に的確に対応できる職員を養成するため、業務遂行に必要な基本知識と技能の向上、自己啓発の促進による資質の向上を図ります。特に、女性職員の登用を積極的に推進するため、研修の機会を確保するなど、その育成に努め、働きやすい環境づくりを築いていきます。さらに、人事評価制度を活用し、年功序列による任用からの脱却を図り、若手登用、適材適所を進めていきます。

関連計画：－

【現状と課題】

公務員に対するコンプライアンス*の遵守の徹底が求められています。
女性活躍推進法が成立し、女性が働きやすい職場づくりに努めていかなければなりません。
人事評価制度を有効に活用した、職員の資質の向上が求められています。

- 職員一人ひとりが守らなければならない服務規定や公務秩序の周知徹底を図ることが重要です。
- 女性職員登用に当たって、職員研修の機会を確保することが重要です。
- 人事評価制度の公正、公平な評価を行うため、職員の資質の向上を図ることが必要です。
- 業務に必要な知識を習得するための支援整備が必要です。

【今後の取り組み】

[50-①]

各種研修や県との人事交流による人材育成

職員の資質向上のための研修機会を確保し、人事交流についても、人材育成のため進めていきます。

[50-②]

業績・能力評価による昇給への反映

職員のやる気を引き出すため、人事評価制度を有効に活用し、業績・能力による昇給への反映を行います。

[50-③]

若手職員及び女性職員の積極的登用

組織の活性化を図るため、若手職員、女性職員の育成、登用に努めます。

[50-④]

コンプライアンス（法令等遵守）の徹底

服務規律や公務秩序等について、機会あるごとに職員に周知、徹底していきます。

[50-⑤] 自己啓発に対する支援

自発的に業務に必要な知識を習得するための支援を行っていきます。

【成果指標】 平成 33 年のすがた

女性幹部職員の割合
(係長以上)

H27 16.9% → H33 30.0%

研修に満足している
職員の割合

H27 84.8% → H33 90.0%

[付属資料：用語集]

用 語	解 説	
アルファベット	AED	自動体外式除細動器。心臓の致死的不整脈(心室細動)により心臓停止が起こった際、心臓に電気ショックを与えて心臓の蘇生を試みる医療機器。
	DV	ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)の略。配偶者や恋人など親密な関係にある人から受ける暴力のこと。
	ICT	インフォメーション&コミュニケーション・テクノロジー (Information & Communication Technology)の略。コンピュータやネットワークなど、情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。
	ICT機器	パソコンや電子黒板、プロジェクターなどの情報通信機器のこと。
	IoT	インターネット・オブ・シングス(Internet of Things)の略。パソコンなど従来の情報通信機器だけではなく、あらゆる物がインターネットにつながることで実現する新たなサービスなどの総称。
	PFI	プライベート・ファイナンス・イニシアティブ (Private Finance Initiative)の略。従来、国や地方自治体が行ってきた公共施設などの建設や管理・運営を、民間の資金や経営手法・技術力を活用して行う公共事業の手法のこと。
	PPP	パブリック・プライベート・パートナーシップ (Public Private Partnership)の略。従来、国や地方自治体が公営で行ってきた公共サービスを、官(行政)と民(市民、企業、NPOなど)と連携して提供していくという新たな考え方、形態のこと。
	SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイト及びネットサービス。
	U・I・Jターン	Uターン、Iターン、Jターンの総称。Uターンは、故郷から都市へ移住した後、再び故郷に移住すること。Iターンは、故郷とは別の地域に移住すること。Jターンは、故郷から都市へ移住した後、故郷に近い地方都市へ移住すること。
Wi-Fi	パソコンやテレビ、スマホ、タブレットなどのネットワーク接続に対応した機器を、無線でネットワークに接続すること。	
あ	アウトメディア	テレビやゲームなど、電子メディアに触れる時間をコントロールしたり見直したりすることで、自分自身の時間や家族との団らん、人とのつながりなどの時間を大切にしようという取り組みのこと。
	アクティブ・ラーニング	学習する側が受け身ではなく、主体的に学んでいく姿勢を重視した学習の方法。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習、グループディスカッション、ディベート、グループワークなどがある。
え	エコファーマー	「土づくり・減化学肥料・減化学農薬」の3つの技術に一体的に取り組む農業生産方式を導入する計画について県から認定を受けた農業者のこと。

用 語		解 説
お	オープンガーデン	個人宅の庭を一般公開すること。
か	学童クラブ	小学生の児童が、保護者の就労等により昼間家庭にいないことができない場合、保護者に代わって生活の場を確保し、心身の健全な育成を図ることを目的とした保育事業の名称。
	学童保育	就労等の事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって行う保育のこと。
	合併処理浄化槽	トイレの汚水のほか、台所や風呂・洗濯水等の生活雑排水も汚水処理して河川等に放流する汚水処理浄化槽のこと。
	簡易水道	101人以上5,000人以下を給水人口とする水道のこと。
	環境保全型農業	農薬や化学肥料の使用を抑え、自然生態系本来の力を利用して行うことで、農業のもつ物質循環機能を生かし、環境と調和した持続可能な農業生産の方法。
	環太平洋パートナーシップ協定(TPP)	日本・米国を中心とした環太平洋地域において、関税を撤廃し、貿易を自由化しようという経済連携協定。
き	機能別消防団員	能力や事情に応じて特定の活動にのみ参加する消防団員のこと。近年の人員不足の影響で、昼夜を限定した活動や特定の災害種別にのみ活動し、消防団活動を補完する役割を期待されている。
	行政評価	行政の行う仕事を評価し、その結果に基づき、より効果的で効率的な仕事に改善していく行財政改革の手法の一つ。本市では平成17年度から導入している。
け	経常収支比率	財政構造の弾力性・流動性を示す指標で、比率が高いほど余裕財源が少なく、財政の硬直化が進んでいることを表す。
	ゲートキーパー	地域の中で、自殺を考えている人に会ったとき、サインに気づき、自殺を防ぐ、早期対応の中心的な役割を果たす人のこと。
	下水道雨水幹線	主として市街地内の浸水被害を防止するために雨水を排除する下水道のこと。
	建築協定	良好なまちづくりを促進するために、土地所有者や借地権者である地域住民などが建築基準法の制限よりもさらに一定の制限を独自に加え、お互いに守り合うことを約束する制度。
こ	高規格道路	高規格幹線道路(全国的な自動車高速交通網を形成する自動車専用道路)と、地域高規格道路(高規格幹線道路と一体となって自動車による高速交通網を形成する自動車専用道路、もしくは同等の規格を有する道路)のこと。

用 語	解 説
こ	合計特殊出生率 15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを表す数値のこと。
	耕種農家 田や畑で農作物を生産している農家のこと。
	交通弱者 自動車中心社会において、年少者や障がい者、高齢者など、自家用の交通手段がないために移動を制約される人。
	高齢化率 高齢化の状態を示すものとして一般的に用いられる指標で、総人口に対する65歳以上人口の割合。
	国民皆保険制度 すべての国民をなんらかの医療保険に加入させる制度。医療保険の加入者が保険料を出し合い、病気やけがの場合に安心して医療が受けられるようにする相互扶助の精神に基づく。
	五泉のブランド作物 五泉のブランド作物代表的なものとして、さといも“帛乙女”、れんこん“五泉美人”、ねぎ、いちご、くり、チューリップ、ぼたん等があり、より良い商品として消費者・市場に評価され、他産地と比べ販売などで優位性を得ている。
	子どもの居場所づくり 放課後や週末に、子どもたちが安全に安心して活動できる場所を設け、地域社会の中で健やかに育まれる環境づくりを行う取り組み。
	コンパクトシティ 公共施設や商業地、医療機関など、生活上必要な機能を分散せずに一定範囲に集めることで、生活や行政運営などの効率化や利便性を図ろうというまちづくりの考え方。
	コンプライアンス 法令や規制、公務員倫理などの遵守。社会的秩序に反する行動や社会から非難されない行動をすること。
	さ 再生可能エネルギー 石油・石炭など限りがあるエネルギー資源に対し、太陽光や太陽熱、風力、水力、地熱など、資源が枯渇せず、エネルギー源として永続的に利用することができるもの。発電や熱利用する際に二酸化炭素をほとんど排出しない。
	財政力指数 標準的な行政活動を行うために必要な一般財源に対する税収入などの自主財源の割合を示す指数。1を下回れば地方交付税の交付団体、1を上回れば不交付団体となる。
	産学官の連携 企業(産)が、高度な専門知識を持つ大学等(学)や公的機関等(官)と連携して、新製品開発や新事業創出を図ること。
	三次医療 脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷等、重篤な患者に対応する高度な専門的な医療のこと。
し	自主防災組織 自らの生命や財産、地域などを自ら守るという目的から、地域住民が協力・連携し、自主的に防災活動を行う組織のこと。

用 語		解 説
し	実質公債費比率	公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表すもの。実質公債費比率が18%以上の団体は、地方債の発行に許可を要する。また、25%以上の団体については、実質公債費比率の区分に応じて、起債の制限を受ける。
	指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とした制度。
	循環型社会	環境への負荷を減らすために資源を有効に使い、破棄されるものを最小限におさえる社会のこと。
	小1の壁	主に共働き家庭において、子どもを保育園から小学校に上げる際、直面する社会的な問題。
	小規模多機能型居宅介護	通所介護(デイサービス)を中心に利用しながら、必要に応じて短期入所生活介護(ショートステイ)や訪問介護を受けることができるサービス。
	将来負担比率	地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表した財政指標。将来負担比率が350%以上になると、財政健全化の具体的な取り組みが必要になる。
	食農教育	食育と農業を一体的に学ぶ取り組み。単に農作物を食べるだけではなく、農業体験などを行うことで食と農業とのつながりを学び、農業振興や健全な食生活への実践、地産地消などを図ることを目的とする。
せ	成年後見制度	判断能力の不十分な成年者(認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等)を保護するための制度。
	性別による固定的役割分担意識	「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」など、個人の能力等で役割を分担するのではなく、性別を理由として役割を固定的に分けること。
	石綿配水管	石綿繊維、セメント、硅砂を原料として作られた水道管。破損率がほかの管種よりも高いため、漏水の大きな原因となっている。現在は、製造されていない。
そ	総合型地域スポーツクラブ	地域住民による運営・管理を行い、子どもから高齢者まで、各自の興味関心、競技レベルに合わせてさまざまなスポーツを楽しむことができる新しいスポーツクラブのシステム。
た	多面的機能	国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる、食料そのほかの農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能のこと。
	多面的組織活動	単一の集落、または複数の集落が、農業農村の有する多面的機能の発揮を図るため、農地・水路・農道等の地域資源を保全する活動や、質的向上を図る活動に加え、施設の長寿命化を図る活動。

用 語		解 説
た	短期入所生活介護	短期的に(数日～1週間程度)施設へ入所し、日常生活の介護や機能訓練などの介護を受けながら施設での生活を送ることのできるサービス。
ち	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるように、地域で住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を整備した社会システム。
	地方債	地方公共団体が、財政上必要とする建設事業費等の財源を外部から調達する場合において発行するもので、負担する債務の履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。
	中核的経営体	地域農業の担い手としてリーダー的役割を担う農業者や法人のこと。
つ	通所介護	日帰りで施設に通い、食事や入浴など日常生活上の介護や機能訓練等を受けることのできるサービス。
と	糖代謝異常者	血液検査の結果、血糖値が正常よりも高い人。
	東南環状線	南本町3丁目を起点として赤海1丁目まで開通する都市計画道路。延長1,469m。市街地の渋滞を解消し、歩行者や緊急車両の安全・安心な交通確保が期待されている。
	特殊詐欺	振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称。振り込め詐欺は「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金詐欺」を総称したもの。
	特定健康診査	平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各医療保険者が40歳から74歳の加入者を対象として実施する生活習慣病予防のための健康診査。
	特別栽培農産物	農業の自然循環機能の維持増進を図るため、県が定めた基準の化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量を5割以上節減して栽培された農産物のこと。
	特別支援教育	障がいのある幼児児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、適切な指導や必要な支援を行う教育。
	都市計画道路	健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定した道路。
	な	7種類14分別収集

用 語		解 説
に	二次医療	入院治療等が必要な医療のこと。
	認可保育所	児童福祉法に基づいて設置された児童福祉施設で、施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備、防災管理、衛生管理など国が定めた設置基準を満たし、都道府県知事に認可された保育所。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法とこれに基づき市町村が策定した基本構想の目標に沿って作成した「農業経営改善計画」が市町村から認定された農業者。
は	パークアンドライド	自家用車などを公共交通機関乗降所(鉄道駅やバス停など)に設けた駐車場に停車させ、そこから鉄道や路線バスなどの公共交通機関に乗り換えて目的地に行く方法のこと。
	パブリックコメント	行政等が政策や計画などを制定しようとするときに、広く公(パブリック)に、意見・情報・改善案など(コメント)を求める手続きのこと。
ふ	フェイスブック	世界規模で利用されるSNSサイトのひとつ。会員登録することで、友人や知人などとインターネット上で交流できるサービス。
	プラス10きなせやエクササイズ	健康づくりのために身体活動量を今より10分増やす「+10(プラステン)」を推奨する、本市オリジナルの健康体操。
ほ	訪問介護	介護保険の居宅サービスのひとつ。介護福祉士や訪問介護員(ホームヘルパー)が介護を必要とする高齢者の家を訪ねて身の回りの世話をする。
	母子保健推進員	お母さんと子どもの健康を守るために、妊娠・子育てで不安なことへの相談に乗る、身近な相談役。
み	民生・児童委員	生活に困っている人、児童、心身障がい者(児)、高齢者、母子世帯等、援護を必要とする人々の相談や指導などを行い、地域全体の福祉増進のための活動を行う人のこと。
も	木質バイオマス	バイオマスとは、生物資源(bio)の量(mass)を表す言葉であり、再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)のことを呼ぶ。その中で、木材からなるバイオマスのことを木質バイオマスと呼ぶ。
ゆ	有効求人倍率	有効求職者数に対する有効求人数の比率のことで、雇用動向を示す指標のひとつ。
よ	用途地域	都市計画法の地域地区の一つで、用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など12種類がある。
	幼保連携	幼稚園的機能と保育所的機能の両方を合わせて持つこと。認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設(幼保連携型認定こども園)」が創設された。

用 語		解 説
ら	ライフステージ	人間が誕生してから死に至るまでのそれぞれの過程における生活史上の各段階のこと。幼年期、児童期、青年期、老年期などがある。
り	療育	障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。
れ	レファレンス	図書館利用者が学習・研究・調査を 目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいは そのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助けること。
ろ	6次産業化	農業は従来、1次産業としての農作物生産を行う事業であったが、2次産業である加工、3次産業である販売までを一体的に事業化し取り組むことで、新たな産業形態の創出と農業者の所得向上を目指すもの。
わ	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。